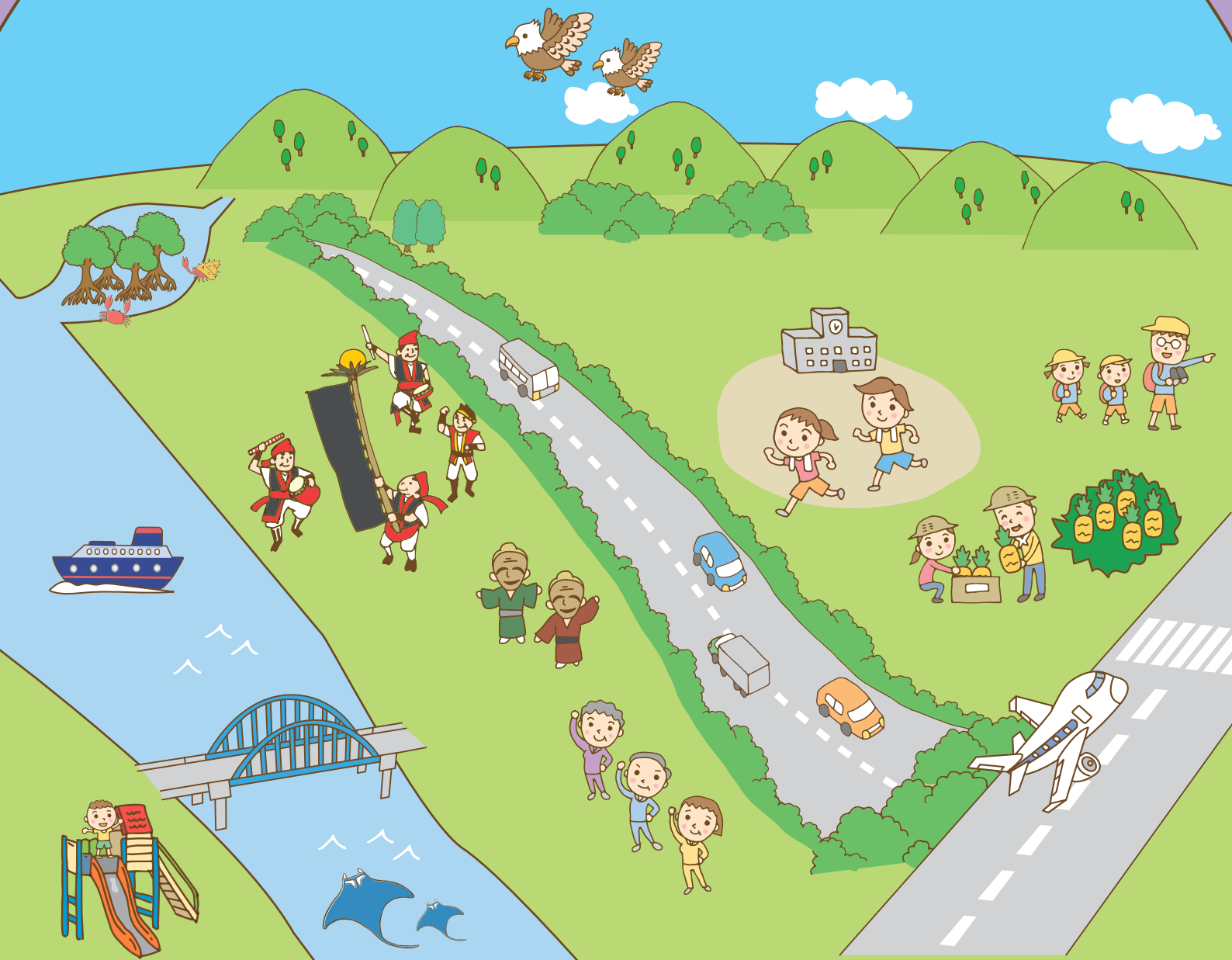


第3次

石垣ほっとハートプラン

第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画

● 令和5(2023)年度～令和9(2027)年度 ●



令和5年3月

石垣市

石垣市社会福祉協議会

はじめに



近年、少子高齢化の進行や人口減少による社会構造が大きく変化し、価値観や生活形態の多様化も見られ、複雑かつ複合的な社会問題が顕在化しています。また、地域とのつながりの希薄化やひきこもり、新たに 8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー等も注目され地域福祉を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。国内では毎年のように自然災害に見舞われ、地域住民による互助活動や災害時における要援護者の地域での支援活動の重要性が再認識されているところです。

国においては、社会の変化に伴って生じている課題と、これからの可能性の両方に目を向け、市町村による包括的支援体制整備を加速化するため、令和 3 年 4 月に重層的支援体制整備事業及びその財政支援規定等を新たに創設しました。

市民や地域組織、行政、及び関係機関が連携・協力して、住民一人ひとりの暮らしと生きがいとを、ともに創っていく共助のまちづくりが求められています。

石垣市では平成 25 年に、「一人ひとりが輝いて、みんなで支え合う、幸せあふれるまちづくり」を基本理念とする福祉分野の上位計画となる行政の「地域福祉計画」と、民間相互の連携による福祉活動を推進するための具体的な活動内容を示す社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を計画改定しながら地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

今回の第 3 次石垣ほっとハートプランは、第 1 次、第 2 次計画の基本理念をひきつづき継承し、様々な保健福祉分野等の計画や施策に関し、共通的な事項を定め、また多様性社会の中で、福祉サービスだけでは解決できない地域の課題について、行政と地域住民、関係機関がその解決に向けて協働する取り組みを策定しました。その計画の推進をより実効性のあるものにするために、行政及び石垣市社会福祉協議会と共に、市民の皆様、関係機関・団体等がつながり、参画していくことが重要となってまいります。

住み慣れた地域のなかで、すべての人が健やかで安心した生活を営むことができるよう「地域共生社会」の実現を目指して、今後とも市民の皆様と共に地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、地域福祉計画推進策定委員の皆様をはじめ、地域福祉の推進について貴重なご意見やご協力を頂きました多くの市民、関係機関・団体の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和 5 年 3 月

石垣市長

中山義隆

はじめに



このたび、本会が石垣市と一体的に策定しました「第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画（石垣ほっとハートプラン）」においては、各分野別の福祉関連計画の基盤となる地域福祉を推進するため、基本理念を前回計画に引き続き「一人ひとりが輝いて みんなで支え合う 幸せあふれるまちづくり」と致しました。その意義は、地域住民の主体性の尊重と福祉関係機関の連携の下、世代や分野を超えて様々な主体が力を合わせ、横断的につながる地域共生社会の実現を目指すものです。

近年、私たちの暮らしは少子化・高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、支援や医療が届きにくい状況が続き、個人の価値観やライフスタイルが大きく変化してきました。地域においては、外出や交流の機会が減り、生活困窮世帯の増加や社会的孤立等、既存の制度だけでは解決が困難な問題が複雑化・多様化しています。今後、住民の困りごとに幅広く対応するためには、公的サービスの充実だけでなく、包括的な相談支援体制の強化を図ると共に、制度の狭間にある生活課題に対応する支援を推進していくことが求められています。

本計画の各重点施策においては、困りごとを抱える人々が地域で埋もれることのないよう、住民・福祉関係団体・行政・企業・ボランティア団体が互いに連携し、工夫を重ねながら多様な主体による支援の取り組みを進める為、自助、共助、公助の視点から「つながりをつくる」「共に生きる」「安心して暮らせる」地域づくりを基本目標として掲げております。地域に根差した福祉活動の実践の為には、地域住民の皆様のご理解とご協力が不可欠となりますので、尚一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を承りました策定委員の皆様をはじめ、市民アンケート、市民ワークショップにご参加頂きました関係者の皆様に心よりお礼を申し上げ、本計画策定にあたってのご挨拶とさせていただきます。

令和5年3月

社会福祉法人 石垣市社会福祉協議会

会長 新田健夫

<目次>

第1章 計画の策定にあたって

1. 地域福祉について	1
2. 計画策定の目的	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画期間	3
5. 計画の策定体制	4

第2章 石垣市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 統計でみる現状	5
2. 第2次計画の評価	12
3. 地域福祉を取り巻く課題の整理	28

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	29
2. 基本目標	30
3. 本計画期間における重点プロジェクト	32
4. 施策の体系	34
5. 福祉圏域の考え方	35

第4章 計画の具体的な取り組み

基本目標1 すべての人がつながる地域をつくる	38
基本目標2 共に支え、共に生きる地域をつくる	62
基本目標3 安心して暮らせる地域をつくる	84
成年後見制度利用促進基本計画	100

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の周知	103
2. 計画の推進体制	103
3. 計画の進行管理	103

資料編

1. 石垣市地域福祉計画市民意識調査結果の概要	105
2. 民生委員・児童委員、関係団体等アンケート調査結果概要	124
3. ワークショップ結果概要	129
4. 石垣市地域福祉計画策定委員会	136
5. 石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る庁内体制	139
6. 成年後見制度	143
7. 用語解説	145

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 地域福祉について

「地域福祉」の推進とは、住み慣れた地域の中ですべての人が健やかで安心した生活を営むことができるよう、地域における様々な生活課題について住民自らが気づき、一人ひとりが解決に向けた取組を行い相互に支え合うとともに、地域の関係機関・団体、行政等とのネットワークを形成し、互いに協力しながら地域全体で支え合う「地域共生社会」の実現を目指すことです。

近年、国内では少子高齢化の進行、単身高齢世帯や高齢者のみ世帯及び共働き世帯の増加等様々な社会環境の変化に伴い、介護や見守り、子育てに対する地域ぐるみの支援がこれまで以上に必要となる一方で、近所付き合いの希薄化などにより、家庭及び地域の支援力が低下している状況が見受けられます。また、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱える「8050問題」や「ダブルケア」「ヤングケアラー」等、新たな課題が注目されています。

このような、地域の中の潜在的な問題に対応していくためにも、「地域福祉」の推進が必要となっています。

2. 計画策定の目的

本市では、地域の多様な生活課題に対して、地域、行政、社会福祉協議会及び関係機関等が連携・協力し、新たな支え合い「共助のまちづくり」の仕組みを確立し、誰もが安心して暮らすことができる地域コミュニティの形成を含めた地域福祉を推進するため、平成25年3月に「一人ひとりが輝いて、みんなで支え合う、幸せあふれるまちづくり」を基本理念とする「石垣ほっとハートプラン」を策定しています。その後、平成30年には第1次計画の終了に伴い「第2次石垣市ほっとハートプラン」を策定し、引き続き地域福祉の推進に努めてきました。

しかし社会の動向をみると、少子高齢化は進行し、地域の福祉課題はより多様化・深刻化しており、既存の制度や仕組みの中だけでは解決できない支援の隙間やグレーゾーンに係る問題を解決するために、地域に暮らす様々な人が共につながり、支え合うことで安全・安心に暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現は、一層重要になっています。

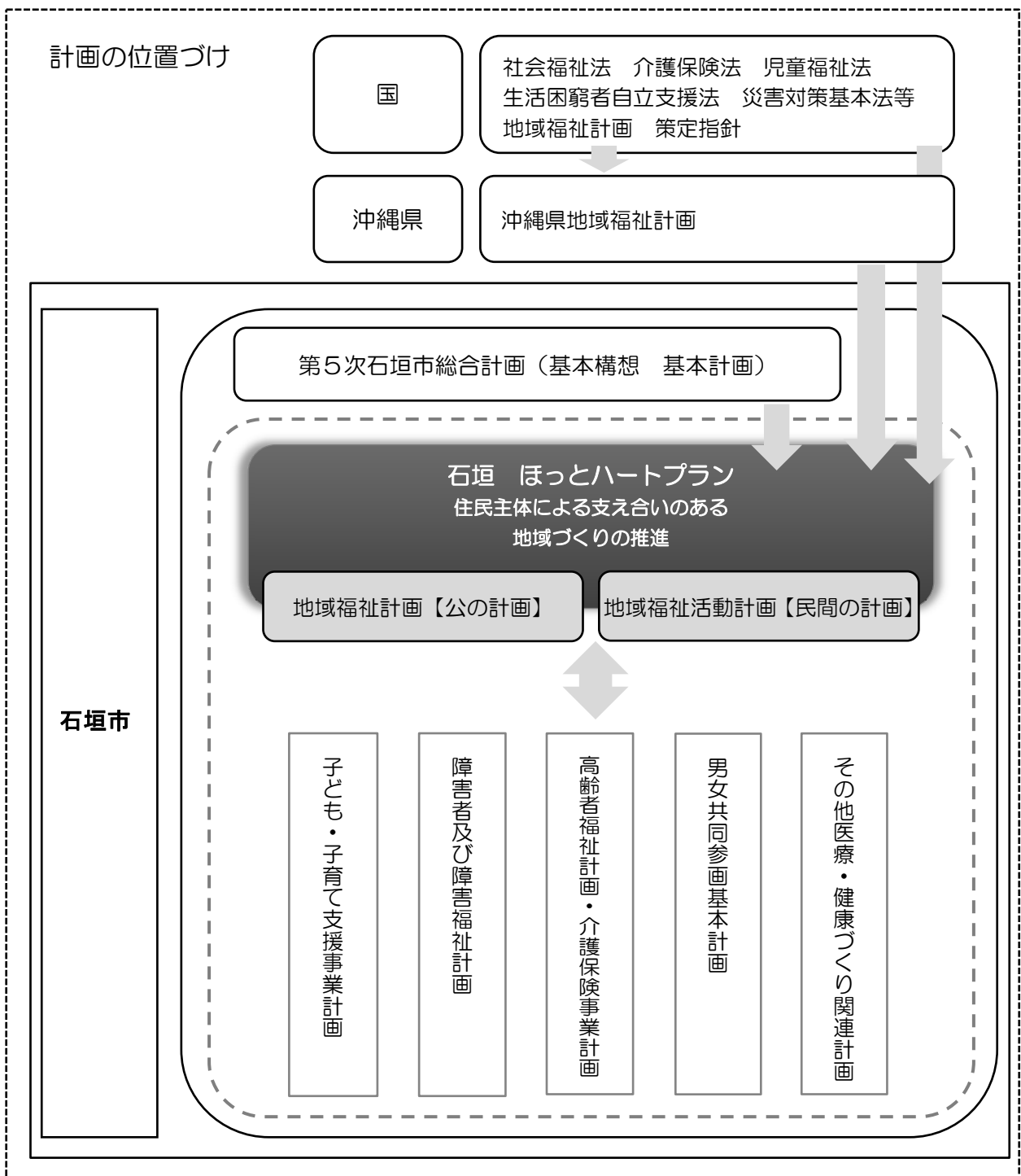
よって、今回の「第3次石垣ほっとハートプラン（第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」は、「地域共生社会」の実現を視野に入れ、本市における高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など様々な保健福祉分野等の計画や施策に関し、共通的な事項を定めるとともに、分野別の個別計画に基づく福祉サービスだけでは十分に対応できない地域の課題について、行政と地域住民、関係機関等が、その解決に向けて協働して取り組む地域福祉活動の方向性を示す指針として策定します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進する、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画です。

また、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域における生活課題を市民自らが主体的な福祉活動や公的サービスと連携し、解決していくための仕組みをつくり、すべての市民が安心して暮らすことができる共生社会の実現を図る計画であり、目指すべき方向性は同じものと位置づけ、両計画を一体的に策定します。

併せて「成年後見制度利用促進計画」を包含した計画として策定しています。



【SDGsの視点】

本市は、内閣府が選定する「SDGs未来都市」として、「石垣市SDGs未来都市計画」を策定し、SDGsの視点から市の2030年のあるべき姿とその実現に向けた優先的な目標（ゴール）等を設定しています。

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、地域福祉計画がめざす地域共生社会の理念そのものであり、第3次石垣ほっとハートプランでは、以下の項目を中心に、SDGsの視点を持って取り組みを進めていきます。

地域福祉と関連が深いSDGsの目標（ゴール）



4. 計画期間

第3次石垣ほっとハートプラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）の期間は、令和5年度を初年度として、令和9年度を最終年度とする5か年計画とします。

なお、社会情勢の変化や法令改正などの動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

平成30年度～令和4年度	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度～令和14年度 (2028年度～32年度)
第2次 石垣 ほっとハートプラン 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3次石垣ほっとハートプラン 地域福祉計画・地域福祉活動計画					第4次 石垣 ほっとハートプラン 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

5. 計画の策定体制

(1) 石垣市地域福祉計画策定委員会

学識経験者、保健、医療及び福祉関係者、地域団体や公募による市民等で構成する「石垣市地域福祉計画策定委員会」を設置し、現状分析及び市民意識調査等から得られた地域の生活課題や市民を主体とした地域福祉の在り方等に対する方針について審議を行いました。

(2) 市民参画

①市民意識調査

市民の地域福祉に係る意識構造や生活課題、地域福祉推進のための意向を明らかにしていくため、市民 2,000 人を対象に郵送によるアンケート調査を実施しました。

②民生委員・児童委員、関係団体アンケート

地域の最前線で、様々な地域福祉に係る相談に日々対応している民生委員・児童委員及び地域福祉の関係機関に対し、地域の福祉課題や解決策として必要なことを尋ねるアンケート調査を実施しました。

③市民会議（市民ワークショップ）の開催

石垣市民生委員・児童委員協議会の3区域で活動する、地域の理解者であり推進主体となる市民や関係団体等を対象として、生活課題等の検証や課題解決方策等の提言にいたる幅広い意見交換の場として、市民会議（ワークショップ）を開催しました。

④パブリックコメントの実施

地域福祉計画の策定に対し、市民の意見を反映させることを目的として、計画について、市ホームページや主要福祉施設において原案の閲覧を行い、パブリックコメントを求めました。

(3) 庁内体制

①各種会議の開催

関係各部・各課の長等で構成する検討委員会及び係長等で構成する作業部会での会議を開催し、現計画の評価や新計画に向けた審議を行いました。

第2章 石垣市の地域福祉を取り巻く現状と課題

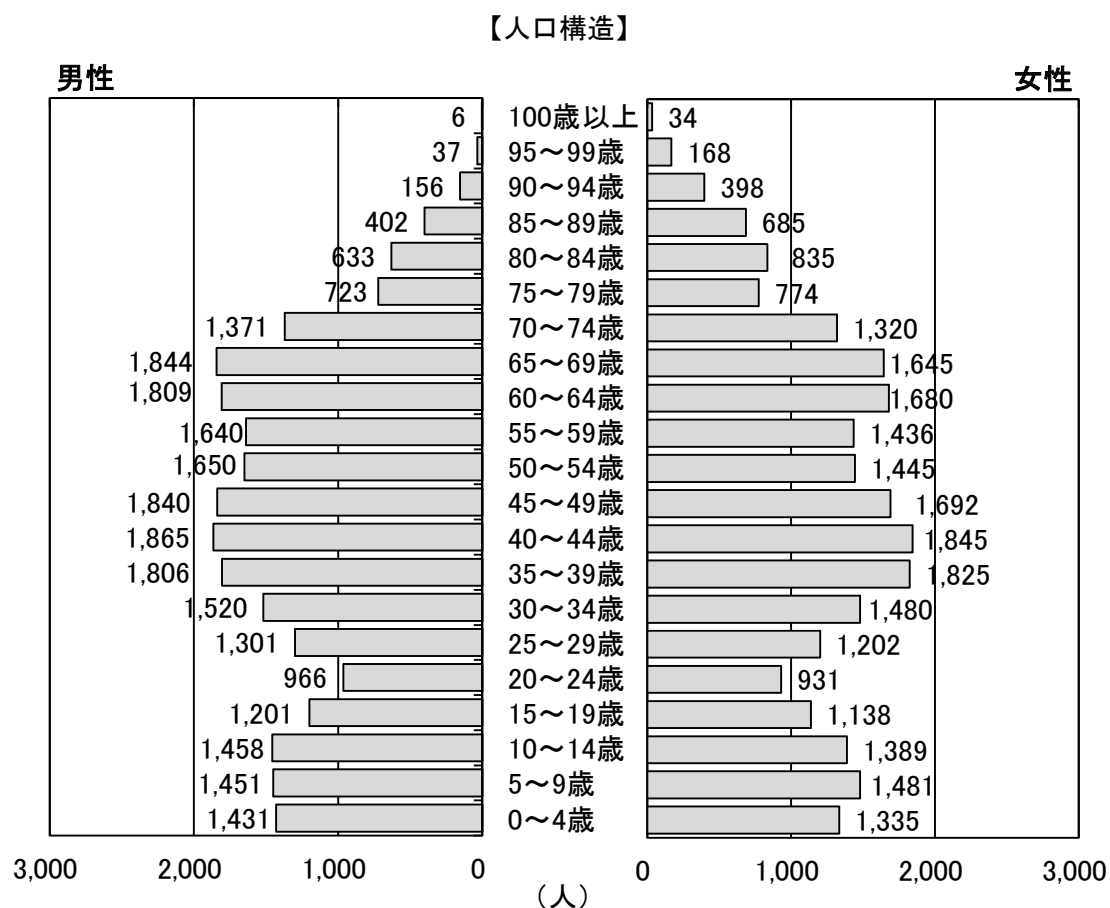
第2章 石垣市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 統計でみる現状

(1) 総人口・人口構造

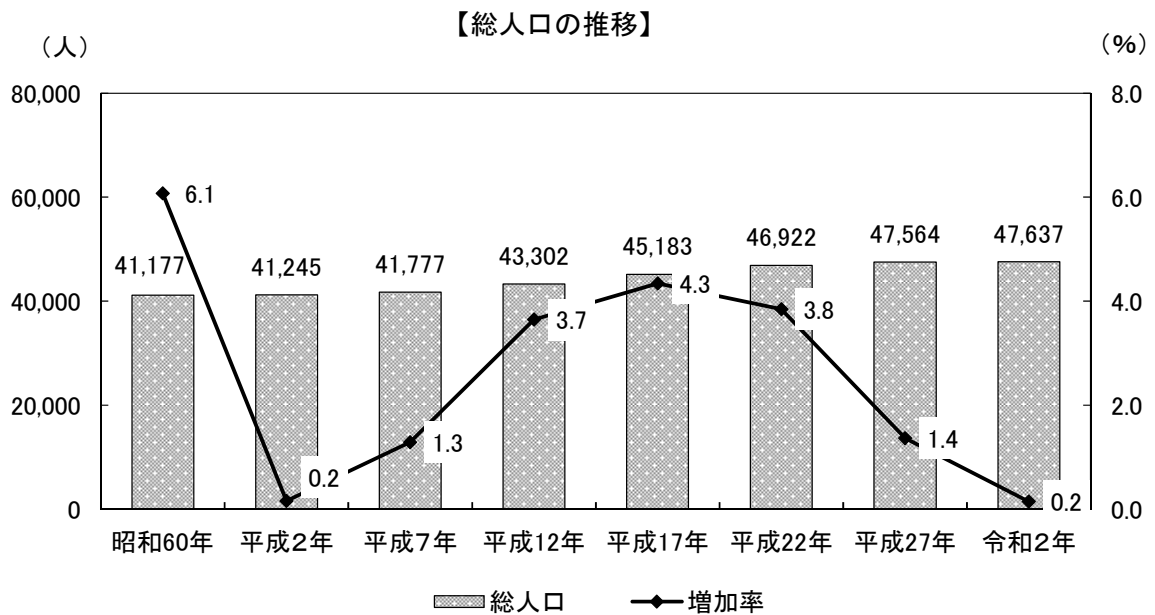
本市の令和3年1月1日時点（総務省住民基本台帳）の総人口は、49,848人となっています。

性・年齢別の構成をみると、男女ともに40～44歳代が最も多くなっています。

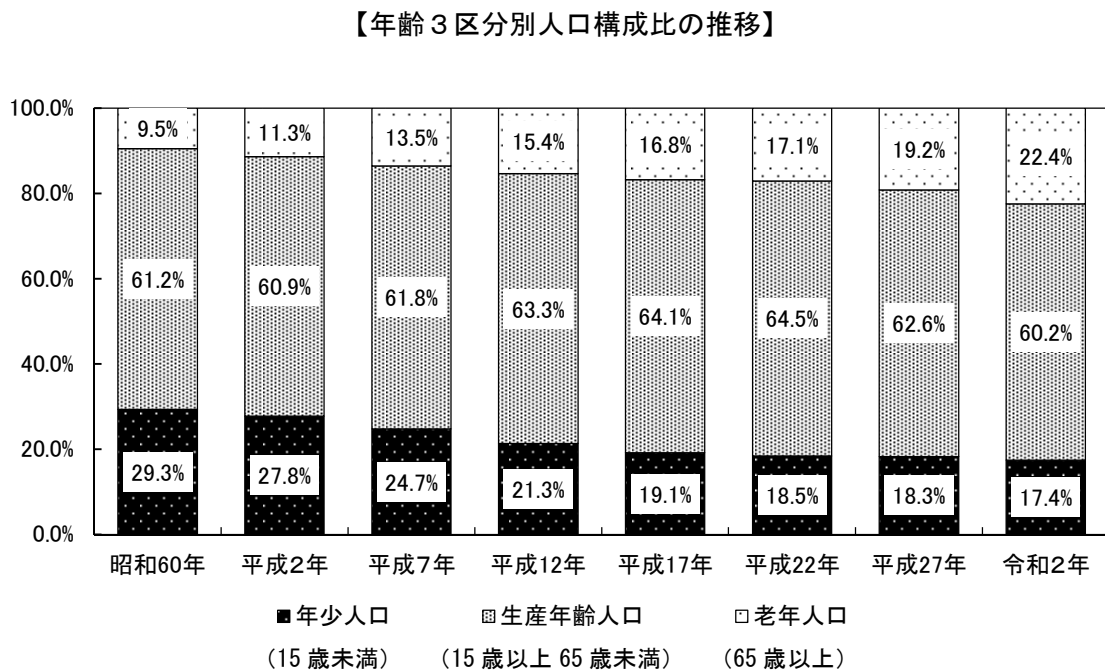


資料: 総務省住民基本台帳(令和3年1月1日現在)

国勢調査の結果から総人口の推移をみると、近年は微増傾向にあります。平成22年以降、その増加率は減少しています。



年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）の割合が一貫して減少している一方で、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



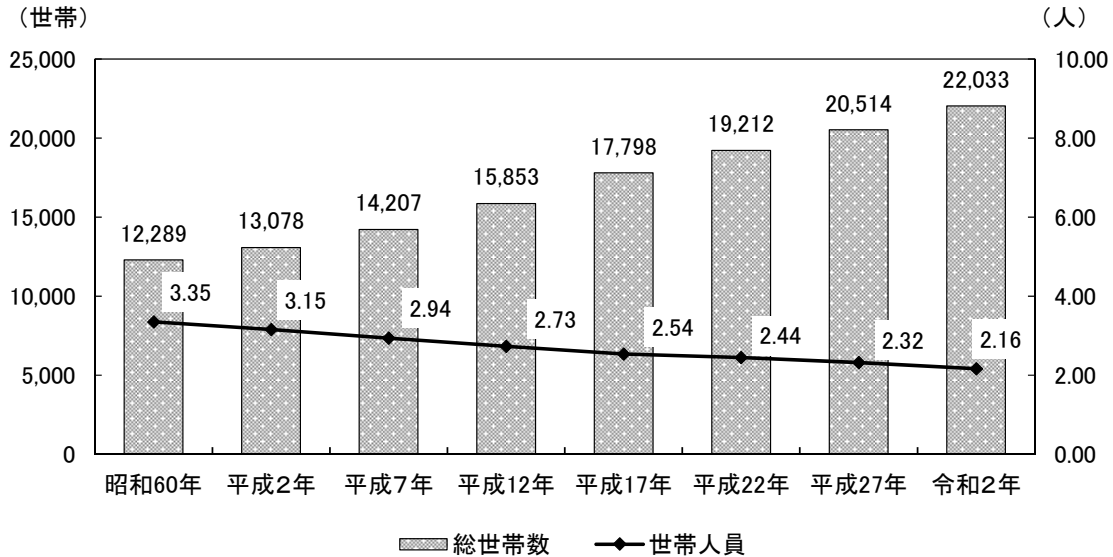
※割合は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

(2) 世帯数

① 総世帯数と一世帯あたり世帯人員の推移

本市の総世帯数は令和2年時点で22,033世帯であり、近年は一貫して増加傾向にありますが、その一方で、一世帯あたりの人員数は減少しています。

【総世帯数と一世帯あたり世帯人員の推移】



資料: 国勢調査

② 高齢者のいる世帯数の推移

高齢者のいる世帯数の推移をみると、高齢者を含む世帯の数は増加傾向にあり、特に高齢独居世帯、高齢者夫婦世帯の増加率が高くなっています。

【高齢者のいる世帯数の推移】

(単位: 世帯)

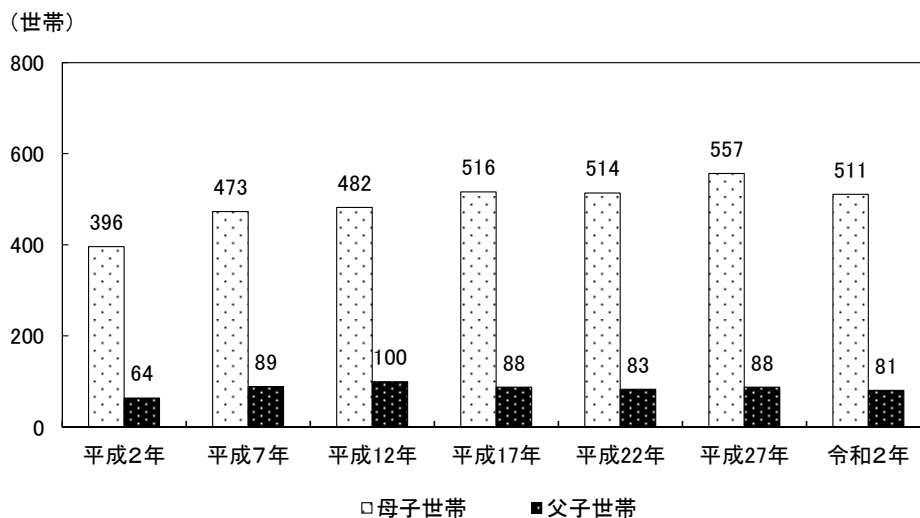
		平成22年		平成27年		令和2年	
総世帯数	実数	19,212		20,514		22,033	
	増加率	—		6.8%		7.4%	
高齢者のいる世帯	実数	5,444	28.3%	6,167	30.1%	7,135	32.4%
	増加率	—		13.3%		15.7%	
高齢独居世帯	実数	1,465	26.9%	1,850	30.0%	2,377	38.5%
	増加率	—		26.3%		28.5%	
高齢夫婦世帯	実数	1,156	21.2%	1,329	21.6%	1,713	27.8%
	増加率	—		15.0%		28.9%	
その他	実数	2,823	51.9%	2,988	48.5%	3,045	49.4%
	増加率	—		5.8%		1.9%	

資料: 国勢調査

③母子・父子世帯数の推移

母子世帯数の推移をみると、平成 17 年以降では、平成 27 年を除き 510 世帯台と、ほぼ横ばいで推移しています。父子世帯は、平成 17 年以降 80 世帯台で推移しています。

【母子・父子世帯数の推移】



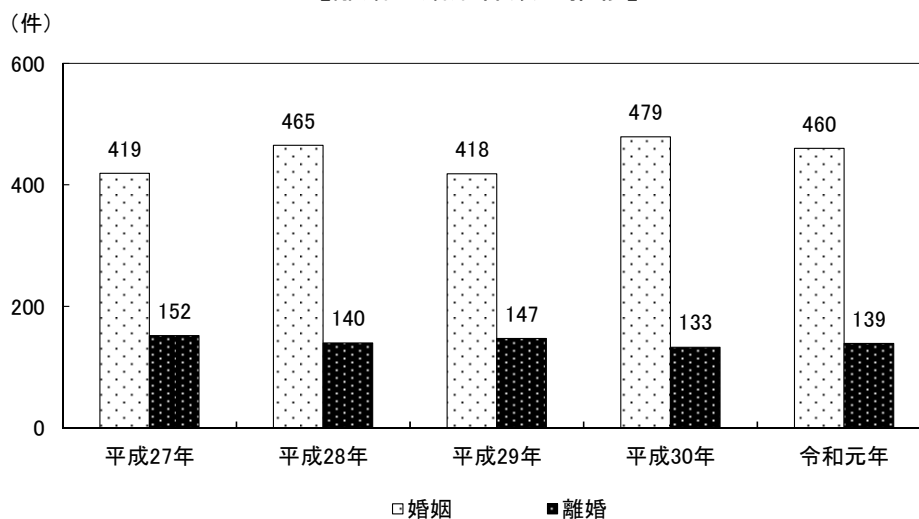
資料:国勢調査

(3) 婚姻・離婚件数

婚姻件数は、近年 400 件台で推移しています。

離婚件数は、平成 27 年の 152 件から平成 30 年は 133 件、令和元年で 139 件と微減傾向にあります。

【離婚・婚姻件数の推移】

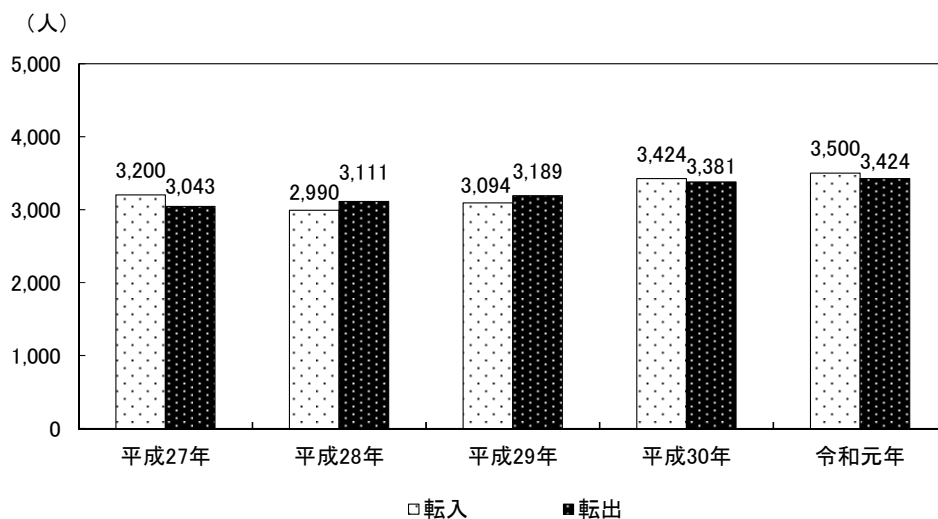


資料:市民課(各年 12 月 31 日現在)

(4) 転入・転出者数

転入・転出者数をみると、令和元年では転入 3,500 人、転出 3,424 人となっており、平成 30 年以降、転入者数が転出者数を上回っています。

【転入・転出数の推移】



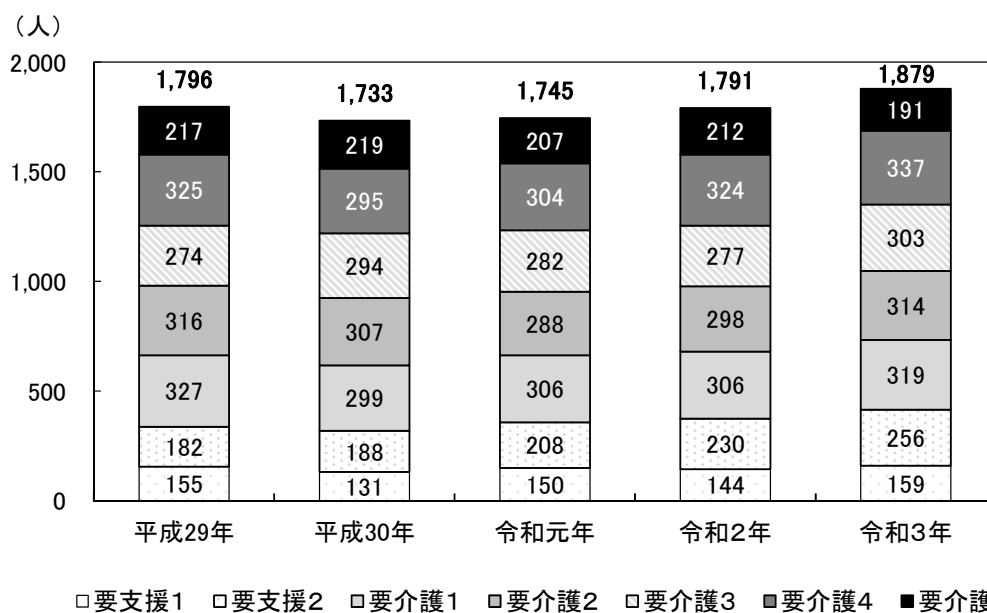
資料：市民課(各年 12 月 31 日現在)

(5) 要介護（要支援）認定者数

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、平成 29 年から平成 30 年にかけて一旦減少したものの、その後微増傾向に転じています。

要介護度別にみると、全体に要介護 1～4 の数が多くなっています。

【要介護（要支援）認定者数の推移】

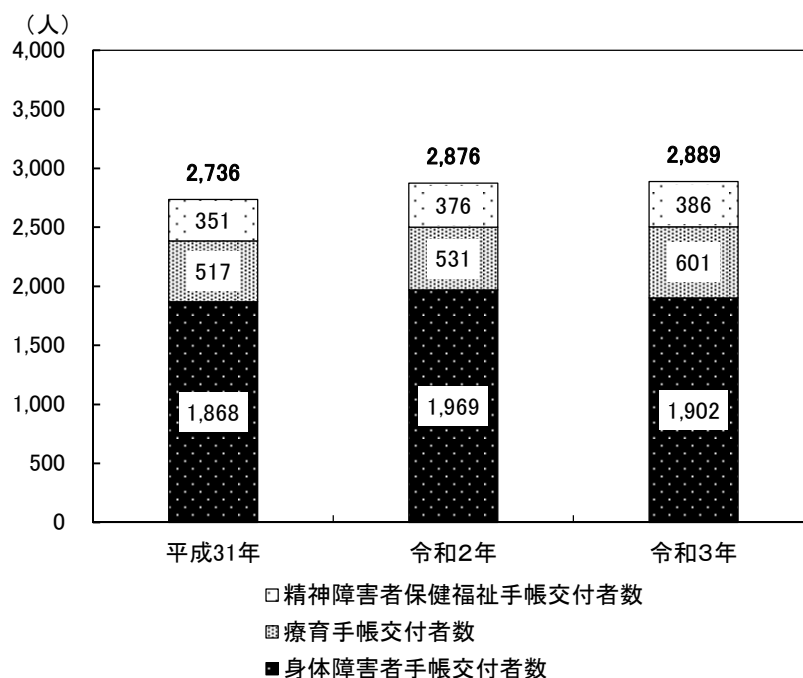


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」(各年9月末)

(6) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数の推移をみると、令和3年は身体障害者手帳所持者が1,902人、療育手帳所持者が601人、精神障害者保健福祉手帳所持者が386人となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



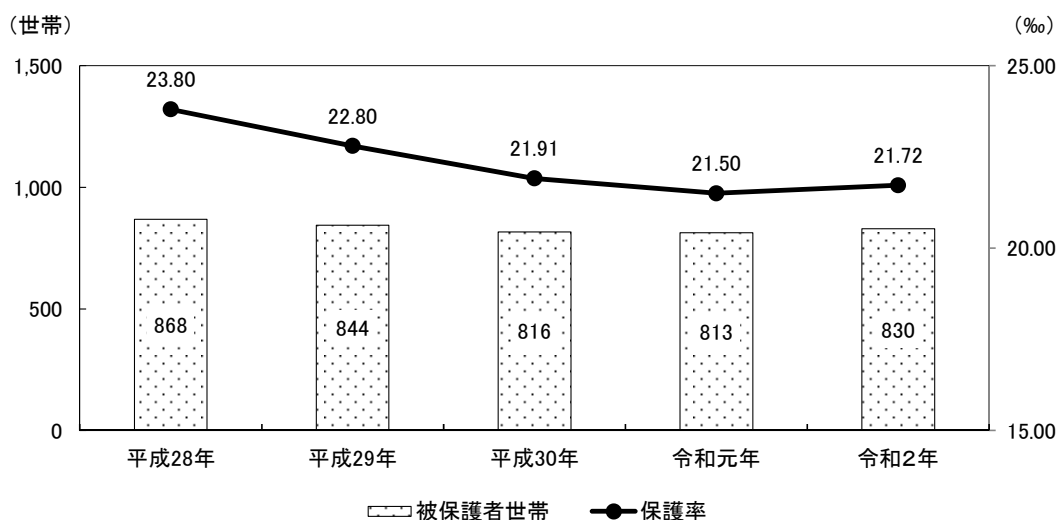
資料：石垣市福祉の概要(各年度3月末現在)

(7) 生活保護の状況

生活保護世帯数の推移をみると、令和2年時点で830世帯となっており、近年は800世帯台前半で推移しています。

保護率は、平成30年にかけて減少し、その後横ばいに近くなっています。

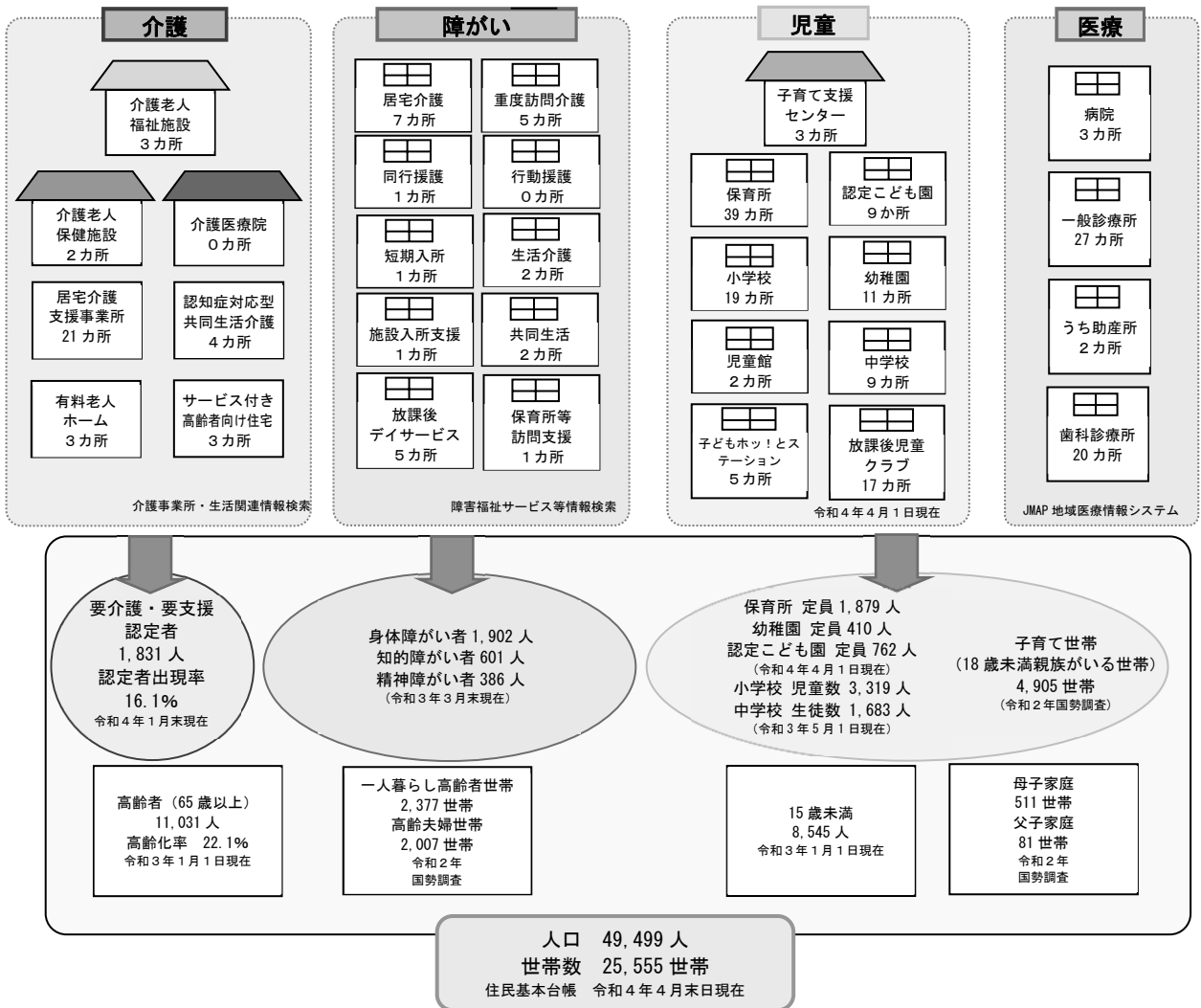
【生活保護被保護者世帯数の推移】



資料：福祉の概要(各年度3月末現在)

(8) 福祉資源の状況

本市の近年における福祉資源の状況について、以下のようにまとめました。



2. 第2次計画の評価

第2次石垣ほっとハートプラン（第2次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画）の進捗状況評価を、以下のように取りまとめました。計画の体系に沿って、各個別施策ごとに現状と今後の取り組みについて整理し、その評価指標と達成状況を示しています。

基本目標1 すべての人が役割を担う地域をつくる

基本施策1 福祉意識を高め、参加しやすい環境づくり

個別施策1-1 地域福祉への理解と関心を高める

取組		状況	今後の取り組み	担当課
個別施策（1）地域福祉に対する啓発活動の推進				
公助	<ul style="list-style-type: none"> ホームページの更新、広報誌の発行 各種電子媒体を活用した情報発信 福祉事務所の概要発行、更新 「健康福祉まつり・障がい者週間市民の集い」の開催 	実施 実施 実施	継続（現状維持） 継続（現状維持） 継続（現状維持）	福祉総務課 障がい福祉課 介護長寿課
共助（社協）	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の広報活動の充実、町内掲示板等の有効活用 共同募金運動の展開 各地区地域福祉懇談会、ワークショップの開催 	実施	継続（現状維持）	社会福祉協議会
個別施策（2）新たな地域コミュニティの形成				
公助	<ul style="list-style-type: none"> 各地区福祉懇談会開催支援 石垣市版 CCRC 基本構想に関わる施策の推進 地域福祉ネットワークの活用 	未実施 その他 一部実施	継続（現状維持） 見直し 継続（現状維持）	福祉総務課 企画政策課 福祉総務課
共助（社協）	<ul style="list-style-type: none"> 各地区福祉懇談会の開催 地域住民との協働による交流イベントの企画運営 赤い羽根共同募金活動を活用した支え合いの意識醸成づくり 関係機関との連携による見守り、声かけ運動の展開 	一部 未実施	継続（現状維持）	社会福祉協議会
個別施策（3）福祉教育、ボランティア学習の推進				
公助	<ul style="list-style-type: none"> 福祉教育の推進 認知症サポーター養成事業 	実施 実施	継続（現状維持） 継続（現状維持）	障がい福祉課 介護長寿課
共助（社協）	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校における福祉体験学習 各種ボランティア研修会の開催 	一部 未実施	継続（現状維持）	社会福祉協議会

【評価指標と目標値】

評価指標	指標根拠	単位	現計画 策定時	現状値	目標値
			2018	2022	2022
①地域住民がお互いに協力して住みよい地域にしていかなければならないと思う市民の割合	市民意識調査	(%)	83.1	85.5	90.0
②石垣市に愛着を持っている市民の割合	市民意識調査	(%)	61.0	74.8	70.0
③ボランティア活動等に参加している市民の割合	市民意識調査	(%)	20.4	25.6	40.0

個別施策 1-2 誰でも参加できる環境づくりと交流の促進

取組		状況	今後の取り組み	担当課
個別施策（1）福祉活動に関する情報提供体制の整備				
公助	・情報発信の仕組みづくり	一部実施	見直し	関係各課
共助（社協）	・ホームページによる活動紹介、広報誌の発行 ・関係機関との連携によるメーリングリストや情報発信の体制づくり	実施	見直し	社会福祉協議会
個別施策（2）市民参画・交流機会の創設				
公助	・「あいさつ運動」、「声掛け運動」の推進 ・生きがい対応型デイサービス ・子どもの居場所運営事業（子どもホッ！とステーション） ・「石垣市まち・ひとづくり支援センター」の整備	未実施 実施 実施 その他	見直し 継続（現状維持） 継続（現状維持） その他（事業終了）	介護長寿課 こども家庭課 契約管財課
共助（社協）	・地域における世代間交流活動 ・生きがい対応型デイサービス、ふれあいサロン等交流機会の拡大	一部未実施	継続（現状維持）	社会福祉協議会
個別施策（3）地域活動に気軽に参加できるきっかけづくり				
公助	・「未来カレッジ」市民講座の開催	一部未実施	その他（事業終了）	商工振興課
共助（社協）	・要支援世帯に対する住民主体の軽度生活支援（見守り・ゴミだし等） ・既存の福祉サービスへの住民参加の促進	未実施	見直し	社会福祉協議会

【評価指標と目標値】

評価指標	指標根拠	単位	現計画策定時	現状値	目標値
			2018	2022	2022
①必要なサービスを受けるために、どうしたらよいか知っている市民の割合	市民意識調査	(%)	38.1	39.7	80.0
②身近な地域における居場所の確保	実績	(箇所)	28	25	40
③地域行事に参加している市民の割合	市民意識調査	(%)	27.2	29.2	55.0
④生活サポーター養成講座受講者数	社会福祉協議会	(人)	0	0	10

基本施策2 地域の福祉を担う人材を育てる環境づくり

個別施策2-1 地域の福祉を担う人材の育成・発掘

取組		状況	今後の取り組み	担当課
個別施策(1) 地域リーダー等の養成・確保				
公助	・次世代を担う組織リーダーの育成・確保 ・地域福祉推進員、地域相談支援員、女性相談員	未実施 実施 実施	拡充して実施 拡充して実施 継続(現状維持)	福祉総務課 いきいき学び課 こども家庭課
共助 (社協)	・大学や福祉職養成校との連携 ・中堅民生委員・児童委員研修会の開催	一部実施	見直し	社会福祉協議会
個別施策(2) ボランティア人材の育成				
公助	・各種ボランティア人材の育成・確保支援 (花いっぱい運動)、(シルバーモーニング) ・ボランティア養成講座の開催	実施	継続(現状維持)	平和協働推進課
共助 (社協)	・ボランティア体験講座の開催	一部 未実施	拡充して実施	社会福祉協議会

【評価指標と目標値】

評価指標	指標根拠	単位	現計画 策定時	現状値	目標値
			2018	2022	2022
①地域福祉推進員及び相談協力員等の 人数	社会福祉 協議会	(人)	128	16	200
②ボランティア登録人数(個人)	社会福祉 協議会	(人)	43	20 (年間)	80 (年間)

個別施策 2-2 ボランティア及び各種団体等の活動支援

取組		状況	今後の取り組み	担当課
個別施策（1）ボランティア団体、NPO団体等の育成及び活動支援				
公助	<ul style="list-style-type: none"> 活動助成金情報の提供 	一部実施 実施 実施	継続（現状維持） 継続（現状維持） 拡充して実施	平和協働推進課 環境課 いきいき学び課
共助 （社協）	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの登録と斡旋、相談窓口の設置 ボランティア情報誌の定期発行 ボランティア連絡会の定期開催 ボランティア推進室の貸し出し ボランティア研修会の開催 	一部実施	継続（現状維持）	社会福祉協議会
個別施策（2）自治公民館の活動に対する支援				
公助	<ul style="list-style-type: none"> 自治会加入促進の支援 公民館活動に対する支援（補助金） 地域づくりによる介護予防の推進（いきいき百歳体操） 	一部実施 実施	拡充して実施 拡充して実施	いきいき学び課 介護長寿課
共助 （社協）	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の有効活用と各種団体、サークル活動の推進 公民館及び地域活動に関するニーズ調査（アンケート）の実施 地域活性化モデル助成事業の実施 	一部 未実施	継続（現状維持）	社会福祉協議会
個別施策（3）地域活動団体への支援				
公助	<ul style="list-style-type: none"> 団体活動に対する情報提供 関係団体等とのネットワークの形成支援 団体へ補助金・交付金による支援 	実施 実施	拡充して実施 継続（現状維持）	福祉総務課 いきいき学び課
共助 （社協）	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体を通じた活動の連携と情報発信 地域活動のバックアップ体制の充実（会員募集や事務局体制の協力） 	一部 未実施	継続（現状維持）	社会福祉協議会
個別施策（4）民生委員・児童委員活動に対する支援				
公助	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員の「担い手」の育成支援 民生委員・児童委員の活動内容に対する広報・啓発活動の充実 	実施	拡充して実施	福祉総務課
共助 （社協）	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員協議会の運営 民生委員・児童委員活動強化週間の取り組みと周知活動 民生委員・児童委員と連携した要支援世帯の把握及び情報共有、事例検討 民生委員・児童委員の担い手確保にむけた取り組み 民生委員・児童委員研修会の開催及び派遣 	実施	継続（現状維持）	社会福祉協議会

【評価指標と目標値】

評価指標	指標根拠	単位	現計画 策定時	現状値	目標値
			2018	2022	2022
①ボランティア団体登録数	社会福祉 協議会	(団体)	7	8 (年間)	25 (年間)
②地域活性化モデル事業の指定数	社会福祉 協議会	(団体)	1 (年間)	0	2 (年間)
③民生委員・児童委員の充足率	民児協	(%)	87.3	61.6	100.0
④自治会公民館に加入している市民の割合	市民意識 調査	(%)	32.3	47.7	40.0

基本目標 2 共に支え、共に生きる地域をつくる

基本施策 1 地域を中心とした支え合いの環境づくり

個別施策 1-1 主体的な活動を支援する仕組みづくり

取組	状況	今後の取り組み	担当課
個別施策（1）地域の生活課題への対応と新たなサービスの創出支援			
公助	一部実施	継続（現状維持）	農政経済課
	実施	継続（現状維持）	介護長寿課
共助（社協）	未実施	継続（現状維持）	社会福祉協議会
個別施策（2）地域の見守り、支え合いの仕組みづくり			
公助	一部未実施	継続（現状維持）	福祉総務課
	実施	拡充して実施	介護長寿課
	実施	拡充して実施	介護長寿課
	実施	拡充して実施	介護長寿課
	実施	拡充して実施	介護長寿課
共助（社協）	一部未実施	継続（現状維持）	社会福祉協議会

【評価指標と目標値】

評価指標	指標根拠	単位	現計画策定時	現状値	目標値
			2018	2022	2022
①地域福祉ネットワーク推進会の設置	社会福祉協議会	（箇所）	6	1	10

個別施策 1-2 コミュニティソーシャルワーク機能をもつ体制づくり

取 組		状 況	今後の 取り組み	担 当 課
個別施策（1）コミュニティソーシャルワーク機能をもつ体制づくり				
公助	・地域福祉コーディネーターの配置支援	未実施	拡充して実施	福祉総務課
共助 （社協）	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカーの業務 ・福祉ニーズの把握（各種アンケート調査及び個別相談支援の実施） ・地域福祉活動に関するコーディネート機能の充実 ・住民組織、ボランティア団体、行政機関等のネットワーク形成 ・住民参加型福祉活動の支援 ・専門職種との連携による相談支援体制の充実 	一部 未実施	拡充して実施	社会福祉協議会

【評価指標と目標値】

評価指標	指標根拠	単位	現計画 策定時	現状値	目標値
			2018	2022	2022
①コミュニティソーシャルワーカーの 配置数	社会福祉 協議会	（人）	2	1.6	3

個別施策 1-3 誰もが参加しやすい活動拠点の整備

取組		状況	今後の取り組み	担当課
個別施策（1）福祉活動拠点の確保と整備				
公助	・石垣市まち・ひとづくり支援センターの建設整備 ・地域活動を支援する場として、公共施設の活用検討	その他未実施	その他（事業終了）	契約管財課
共助（社協）	・中圏域におけるコミュニティソーシャルワークの拠点整備	一部未実施	継続（現状維持）	社会福祉協議会
個別施策（2）緊急時における福祉避難所の整備				
公助	・石垣市福祉避難所の整備 ・福祉避難所の拡充 ・防災マップを活用した福祉避難所の周知	実施 実施	継続（現状維持） 継続（現状維持）	福祉総務課 健康福祉センター 防災危機管理課
共助（社協）	・災害時の支援体制構築にむけた地区別の防災マップ作成支援	一部実施	継続（現状維持）	社会福祉協議会
個別施策（3）多様な交流活動を支援する拠点の整備				
公助	・公民館・集会所建築等に関する補助金交付 ・コミュニティ助成事業	実施	継続（現状維持）	企画政策課
共助（社協）	・既存の公民館や空き店舗等の有効活用と環境整備	未実施	見直し	社会福祉協議会

【評価指標と目標値】

評価指標	指標根拠	単位	現計画策定時	現状値	目標値
			2018	2022	2022
①福祉避難所の量的確保	市	（箇所）	1	2	3
②複合型福祉避難所の整備	市	（箇所）	0	0	1

基本施策2 安心してサービスを利用する環境づくり

個別施策2-1 相談、情報提供体制の充実

取組	状況	今後の取り組み	担当課	
個別施策(1) 相談、情報提供体制の充実				
公助	・地域包括支援センターを中心とした総合的な相談支援体制の拡充	実施	拡充して実施	介護長寿課
	・第2層における協議体の設置検討(生活支援体制整備事業)	実施	拡充して実施	介護長寿課
	・地域相談支援員の配置	実施	継続(現状維持)	こども家庭課
	・家庭児童相談室設置 ・女性相談室設置	実施 実施 実施	継続(現状維持) 継続(現状維持) 継続(現状維持)	こども家庭課 こども家庭課 こども家庭課
共助(社協)	・中圏域ごとの相談支援窓口の設置 ・専門相談員の配置	一部未実施	継続(現状維持)	社会福祉協議会
個別施策(2) 利用しやすく、わかりやすい情報提供体制の充実				
公助	・コミュニケーション支援事業(手話奉仕員養成事業、要約筆記奉仕員養成講座の開催等)	実施	継続(現状維持)	障がい福祉課
	・防災無線、エリアメール等の災害時情報発信システムの充実	実施	拡充して実施	防災危機管理課
	・市民便利手帳などの情報発信ツールの充実	実施	拡充して実施	企画政策課
	・市ホームページ等のIT関連における情報発信の充実	実施	拡充して実施	企画政策課
共助(社協)	・情報発信のための各地区連絡体制の整備と町内掲示板の活用 ・手話通訳及び要約筆記養成講習会の開催 ・補聴器適合相談会の実施	一部実施	継続(現状維持)	社会福祉協議会

【評価指標と目標値】

評価指標	指標根拠	単位	現計画策定時	現状値	目標値
			2018	2022	2022
①相談先や情報の入手の利便性が良いと思う市民の割合	市民意識調査	(%)	25.1	38.5	40.0
②専門相談員の配置(法律相談等)	社会福祉協議会	(人)	0	0	2
③相談員の配置数(社協相談窓口)	社会福祉協議会	(人)	0	1	1
④点訳活動、声の広報、手話通訳を行っている活動団体数	社会福祉協議会	(団体)	3	3	4

個別施策 2-2 一人ひとりの尊厳を尊重する仕組みづくり

取組		状況	今後の取り組み	担当課
個別施策（1）権利擁護に対する普及・啓発活動の推進				
公助	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育（人権の花）、福祉教育に対する支援 「人権の花」 男女共同参画の推進 	実施	継続（現状維持）	平和協働推進課
共助（社協）	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校等への人権講座等への講師派遣 人権啓発活動地域ネットワーク協議会への参加 	未実施	見直し	社会福祉協議会
個別施策（2）個人の尊厳と権利を守る仕組みづくり				
公助	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度利用支援事業 虐待防止対策（児童虐待防止月間） 要保護児童対策地域協議会 認知症サポーター養成事業 	実施 実施 実施 実施	継続（現状維持） 継続（現状維持） 継続（現状維持） 継続（現状維持）	介護長寿課 こども家庭課 こども家庭課 介護長寿課
共助（社協）	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業の実施 虐待の早期発見、対応に係る広報普及活動 	一部未実施	見直し	社会福祉協議会

【評価指標と目標値】

評価指標	指標根拠	単位	現計画策定時	現状値	目標値
			2018	2022	2022
①日常生活自立支援事業を活用して自立した人の人数	社会福祉協議会	（人）	1 （年間）	1 （年間）	5 （年間）
②生活支援員の人数	社会福祉協議会	（人）	14	5	20

個別施策 2-3 社会的に孤立している市民への支援

取組		状況	今後の取り組み	担当課
個別施策（1）生活のしづらさを抱える市民の自立支援				
公助	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業、社会復帰支援モデル 被保護者就労支援事業 住宅確保給付金事業 自立相談支援の充実 	実施	拡充して実施	福祉総務課
共助（社協）	<ul style="list-style-type: none"> フードバンク（食糧配給）事業の実施 生活福祉資金貸付事業の実施 	一部未実施	継続（現状維持）	社会福祉協議会
個別施策（2）子どもの貧困対策				
公助	<ul style="list-style-type: none"> 子ども貧困対策支援員配置事業 子どもの居場所運営事業（子どもホッ！とステーション）（再掲） 就学援助、学習支援の充実 放課後児童クラブの利用者負担軽減 	実施 実施 実施 実施	継続（現状維持） 継続（現状維持） 拡充して実施 継続（現状維持）	こども家庭課 こども家庭課 学務課 子育て支援課
共助（社協）	<ul style="list-style-type: none"> フードバンク（食糧配給）事業の実施 生活福祉資金貸付事業 	一部実施	見直し	社会福祉協議会

【評価指標と目標値】

評価指標	指標根拠	単位	現計画策定時	現状値	目標値
			2018	2022	2022
①生活困窮者自立支援事業の利用者数	市	（人）	38	33	240
②フードバンク事業の協力団体数	社会福祉協議会	（箇所）	2	14	5
③子どもホッ！とステーション設置数	市	（箇所）	3	4	5

基本目標3 安心して暮らせる地域をつくる

基本施策1 安全・安心感に支えられた地域づくり

個別施策1-1 防犯・防災対策の充実

取組		状況	今後の取り組み	担当課
個別施策(1) 防犯対策の充実				
公助	<ul style="list-style-type: none"> 公用車を活用した青色回転灯・ツートンカラーパトロール車、防犯マグネットの貼付 八重山防犯協会等と連携した犯罪情報の普及啓発活動の充実 被害者意識を持つことができる啓発活動の充実 	実施	継続(現状維持)	防災危機管理課
共助(社協)	<ul style="list-style-type: none"> 各地区での集まりや関係団体と連携した防犯講習会の開催 地域団体との連絡体制づくり 	一部実施	見直し	社会福祉協議会
個別施策(2) 防災対策の充実				
公助	<ul style="list-style-type: none"> 石垣市防災計画の策定 平成28年度防災マップの全戸配布、AEDステーションマップ 一時避難所等の指定、協定の締結等 避難所までのルート表示、標高表示等 市民防災訓練の実施 自主防災組織の結成、訓練指導 全国瞬時警報システム、防災体制整備事業(情報伝達手段の強化) 	実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施	拡充して実施 拡充して実施 拡充して実施 拡充して実施 拡充して実施 拡充して実施 拡充して実施	防災危機管理課 防災危機管理課 消防本部警防課 防災危機管理課 防災危機管理課 防災危機管理課 防災危機管理課
共助(社協)	<ul style="list-style-type: none"> 地域別の防災訓練への協力 災害ボランティアセンターの運営整備 	一部実施	見直し	社会福祉協議会

【評価指標と目標値】

評価指標	指標根拠	単位	現計画策定時	現状値	目標値
			2018	2022	2022
①防災体制、組織体制が良い方、普通だと思える市民の割合	市民意識調査	(%)	33.3	42.6	50.0
②地域防災訓練を実施した地域	実施実績	(地域)	33	46	47

個別施策 1-2 災害時要援護者支援対策の充実

取組		状況	今後の取り組み	担当課
個別施策(1) 要援護者の適正把握				
公助	・「災害時要援護者登録制度」に基づく要援護者台帳への登録促進、更新	実施	継続(現状維持)	福祉総務課
共助(社協)	・災害時要援護者登録制度の促進	一部実施	継続(現状維持)	社会福祉協議会
個別施策(2) 要援護者等の迅速な避難誘導體制の確立				
公助	・災害時要援護者の個別支援計画の作成 ・地域防災計画に基づく関係機関の連携体制の構築	未実施 実施	拡充して実施 継続(現状維持)	福祉総務課 防災危機管理課
共助(社協)	・各地区公民館等との対象者情報の共有、避難誘導路等の確認	未実施	見直し	社会福祉協議会
個別施策(3) 要援護者等の避難生活支援対策				
公助	・福祉避難所の整備 ・避難所指定に関する締結協定の拡充 ・避難所開設BOXの設置、機材庫の設置	一部実施 実施 実施	継続(現状維持) 継続(現状維持) 継続(現状維持)	福祉総務課 健康福祉センター
共助(社協)	・災害ボランティアセンター運営講習会の実施 ・近隣社協及び関係機関との災害支援協定の締結促進 ・防災連絡会への参加	未実施	見直し	社会福祉協議会

【評価指標と目標値】

評価指標	指標根拠	単位	現計画策定時	現状値	目標値
			2018	2022	2022
①災害時要援護者の個人情報取扱等に関する協定締結	市	(団体)	22	24	30

基本施策2 ひとにやさしいまちづくりの推進

個別施策2-1 良好な生活環境の整備とバリアフリー化の推進

取組		状況	今後の取り組み	担当課
個別施策(1) 良好な生活環境の形成				
公助	・住居サポート事業 ・空き家再生等推進事業	実施 未実施	継続(現状維持) 見直し	障がい福祉課 都市建設課
共助 (社協)	・住宅入居等支援事業の実施	一部実施	継続(現状維持)	社会福祉協議会
個別施策(2) バリアフリー整備の推進				
公助	・石垣市福祉のまちづくり条例に基づく、バリアフリー化の推進 ・福祉のまちづくり審議会の開催 ・石垣市福祉のまちづくり適合証の交付	実施	継続(現状維持)	福祉総務課
共助 (社協)	・福祉のまちづくり審議会等の広報啓発	一部実施	見直し	社会福祉協議会

【評価指標と目標値】

評価指標	指標根拠	単位	現計画策定時	現状値	目標値
			2018	2022	2022
①石垣市福祉のまちづくり適合証の交付	市	(件)	15	20	25

個別施策 2-2 移動支援・交通安全対策の充実

取組		状況	今後の取り組み	担当課
個別施策（1）移動手段・移動支援の充実				
公助	<ul style="list-style-type: none"> 有償運送サービスに対する助成 高齢者等外出支援サービス事業 介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービスD） 	実施 実施 一部実施	継続（現状維持） 継続（現状維持） 見直し	介護長寿課
共助（社協）	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等外出支援サービスの実施 地域買い物ツアーの実施 北部地区乗り合いワゴンサービスの実施 	一部実施	継続（現状維持）	社会福祉協議会
個別施策（2）交通安全対策の充実				
公助	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全啓発活動 交通安全対策事業 	実施	継続（現状維持）	防災危機管理課
共助（社協）	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携による交通安全講習会の開催 	未実施	見直し	社会福祉協議会

【評価指標と目標値】

評価指標	指標根拠	単位	現計画策定時	現状値	目標値
			2018	2022	2022
①通勤や買い物の利便性が良いと思う市民の割合	市民意識調査	(%)	58.8	69.1	70.0
②学校と連携した交通安全指導（登下校の見守り）	民生委員・児童委員	(校区)	13	16	15
③生活に密着した移動支援サービスの提供事業所	地域	(箇所)	5	5	8

3. 地域福祉を取り巻く課題の整理

〔 第3次計画体系の考え方 〕

基本理念と目指すべき姿は、地域共生社会の実現に向けた長期的な取組の指針であるため、第3次計画でも継承する。

基本理念	一人ひとりが輝いて、みんなで支え合う、幸せあふれるまちづくり
目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> ●一人はみんなのために、みんなは一人のために ●すべての市民が参加し、支え合い ●安心と安らぎのある共生社会をつくる

〔 課題の整理 〕

アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ●自治公民館の加入率 ●福祉サービスの認知度 ●民生委員・児童委員の認知度 ●社会福祉協議会の認知度 ●成年後見制度の周知 ●保健、福祉、医療サービス ●情報通信体制の強化 ●サービスの利用支援と手続きの簡素化・スマート化 ●安心して妊娠・出産ができる環境 ●障がいのある人が自分らしく安心して暮らせる環境 ●困りごとの相談先や情報の入手 ●市民が利用しやすい公共施設の立地 ●防災体制・災害時の対応 																																				
民生委員・児童委員アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時の対応に向けた関係機関との連携 ●独居高齢者への対応 ●移動手段の確保 ●個人情報の入手 ●行政や地域包括支援センターへのつながりが大変 ●生活困窮者 ●お金に関わる相談 ●社会より孤立した人をどのように地域コミュニティにつなげるか ●様々な問題を抱えた人たちからの相談 																																				
関係団体等アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉のネットワーク活動、ふれあいサロンなどの組織の取り組みが不十分 ●一人暮らしの方への対応 ●地域医療や介護の問題 ●移動交通手段の支援 ●積極的な社会活動への参加 ●ひとり親の子育て ●コロナ禍での保護者の収入減 ●子どもの貧困 ●地域活動への参加しづらさ・案内がない(障がい者) ●若い人や本土出身者(移住者)との交わりが全くない 																																				
ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ●自治公民館への加入率の低さ ●18歳までの医療費 ●環境美化 ●空き家 ●生活困窮 ●交通・移動手段 ●地域防災体制 ●ひきこもり ●子どものマナー ●知的障がい者の地域生活 ●学級閉鎖時の受け入れ ●独居・高齢世帯の支援 ●若い世代の地域活動への不参加 ●隣人または転入者との交流 ●支援を必要とする子どもに手が届いていない ●医療的ケア児 ●公園がない ●認知症を支える家族 ●再犯防止計画 																																				
第2次進捗状況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: left;">■公助■</th> <th colspan="3" style="text-align: left;">■共助■</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">取り組み</th> <th style="text-align: left;">実施</th> <th style="text-align: left;">32件</th> <th style="text-align: left;">取り組み</th> <th style="text-align: left;">実施</th> <th style="text-align: left;">3件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>一部実施</td> <td>6件</td> <td></td> <td>一部実施</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一部未実施</td> <td>4件</td> <td></td> <td>一部未実施</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>未実施</td> <td>4件</td> <td></td> <td>未実施</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>3件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	■公助■			■共助■			取り組み	実施	32件	取り組み	実施	3件		一部実施	6件		一部実施	11件		一部未実施	4件		一部未実施	12件		未実施	4件		未実施	7件		その他	3件			
■公助■			■共助■																																		
取り組み	実施	32件	取り組み	実施	3件																																
	一部実施	6件		一部実施	11件																																
	一部未実施	4件		一部未実施	12件																																
	未実施	4件		未実施	7件																																
	その他	3件																																			

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

本市における地域福祉の推進は、みんなで力を合わせ一人ひとりの生活を支える共生社会の実現（共助のまちづくり）という視点で、市民一人ひとりがともにつながり、支え合うことのできる地域づくりを進めています。

高齢社会の急速な進行をはじめ、様々な社会環境の変化に伴う社会問題や地域における生活課題の解決に向け、「第3次石垣市ほっとハートプラン（石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」では、市民一人ひとりのつながりを推進する地域共生社会の実現、適切なサービスにつなぐための相談支援体制の充実、SDGsの視点による人づくり、まちづくりの推進に向け、以下の方針のもと、計画期間内における具体的な取り組みを進めていきます。

1. 基本理念

「一人ひとりが輝いて、みんなで支え合う、幸せあふれるまちづくり」

市民一人ひとりが尊重され、一人ひとりの思いを見逃さず支えていくために、みんなで参加し、協力して、いつまでも安心して暮らすことのできる地域づくりが必要です。

すべての市民にとって、石垣市がやさしさと安心感に包まれた地域となるように、一人ひとりの「絆」を強め、みんなで支え合いわかちあう地域づくりを目指します。

計画の基本理念には、以下のような思いが込められています。

○一人はみんなのために、みんなは一人のために

市民一人ひとりの尊厳が保持され、その人らしく自立することを支援し、市民一人ひとりが生き生きと輝くために、やさしさと思いやりの意識を高めます。

○すべての市民が参加し、支え合い

すべての市民が人と人や地域とのつながり（絆）を強め、福祉活動の担い手となり、公的サービスと連携・協働した見守り、支え合いの輪を広げる活動を展開します。

○安心と安らぎのある共生社会をつくる

住み慣れた地域社会の中で、安全・安心に支えられ、すべての市民が充実した生活を送ることができる「共に生きる地域社会」の実現に向けた取り組みを進めます。

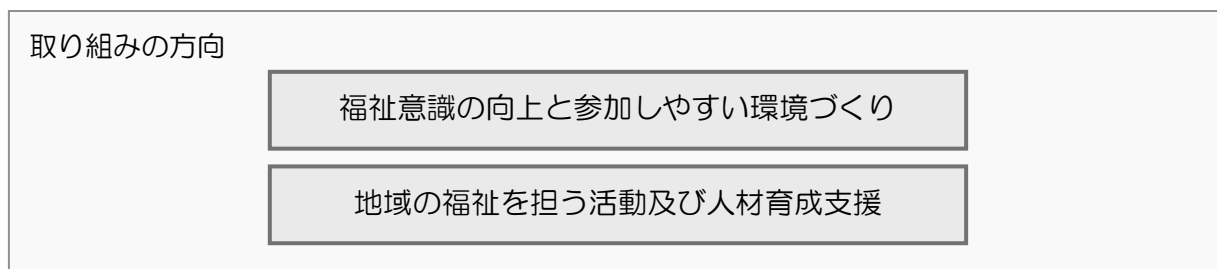
2. 基本目標

基本目標1 すべての人がつながる地域をつくる

市民一人ひとりが主体的な活動に参加し、力を合わせて活動することができる環境づくりが必要です。

そのために、地域に対する関心と愛着を深める意識の啓発に向け、福祉教育の推進や地域及び多様な人々との交流機会の創出に努め、市民一人ひとりが多様性を認め合いながらつながり、それぞれが地域の福祉を担う主体となるような人材の育成と確保に努めます。

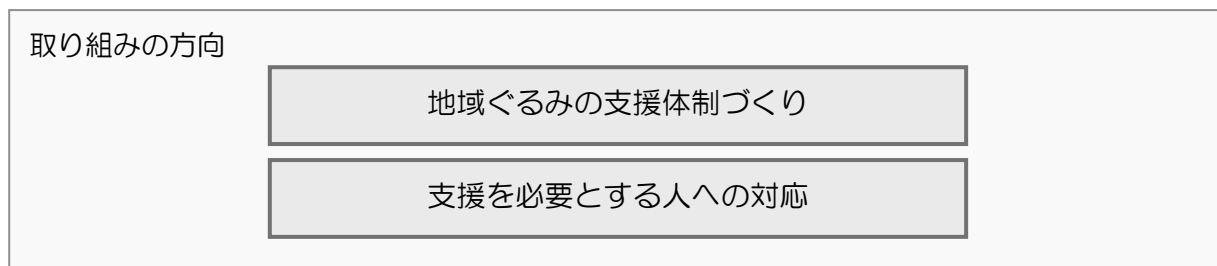
また、ボランティア活動や福祉関係団体等の活動支援を通じ、地域の支え合う力の向上に取り組みます。



基本目標2 共に支え、共に生きる地域をつくる

地域の声を見逃さず、支援につなげる相談支援や情報の共有と提供体制の構築を図るとともに、地域で活動する様々な人たちが連携した重層的なネットワークづくりや、身近な居場所づくりなどの活動拠点の整備が必要です。

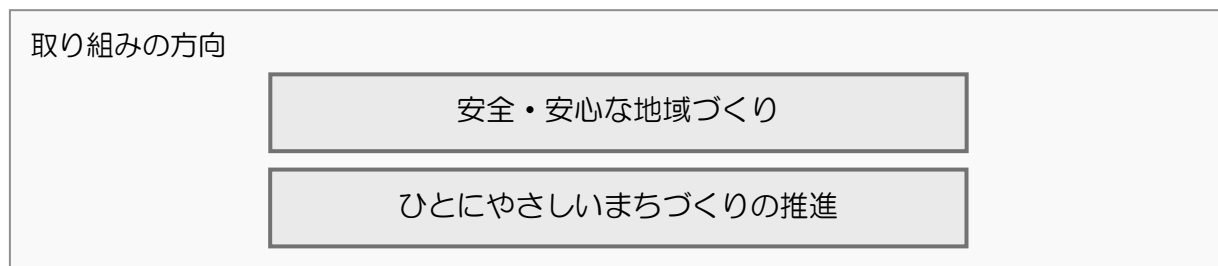
また、地域住民をはじめとする多様な主体によるサービスを提供する仕組みづくりや、多様な社会資源と関係機関との連携や協働により、認知症の人や経済面で日常生活のしづらさを感じている市民、また、情報格差の問題を抱える人などが、身近な地域においてニーズに応じた適切な支援サービスを効果的に利用することができる体制づくりに取り組みます。



基本目標3 安心して暮らせる地域をつくる

大規模災害等からの教訓を活かし、地震・津波等の被害を最小限に食い止める対策や、災害時において支援を必要とする人々が迅速に避難できるまちづくりを推進することが重要です。

災害時における要援護者の避難体制の確立や、防犯、交通安全対策など市民生活の根幹を支えるセーフティネット（安全網）の充実を図るとともに、日常生活の利便性を高めるバリアフリー整備を進めるなど、誰もが安心して暮らせる人にやさしいまちづくりを進めます。



3. 本計画期間における重点プロジェクト

地域福祉計画に関しては、平成 29 年の社会福祉法改正により、計画策定が努力義務としてより一層推進されることとなり、計画に盛り込むべき事項は従来の 3 事項から 5 事項に増えています。

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項（社会福祉法第 107 条、H29 改正）

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

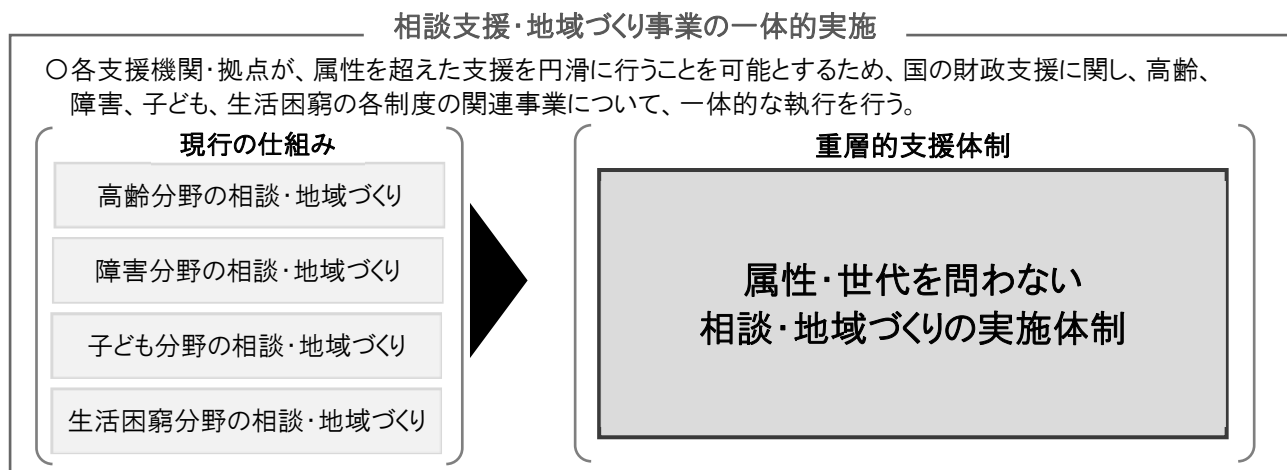
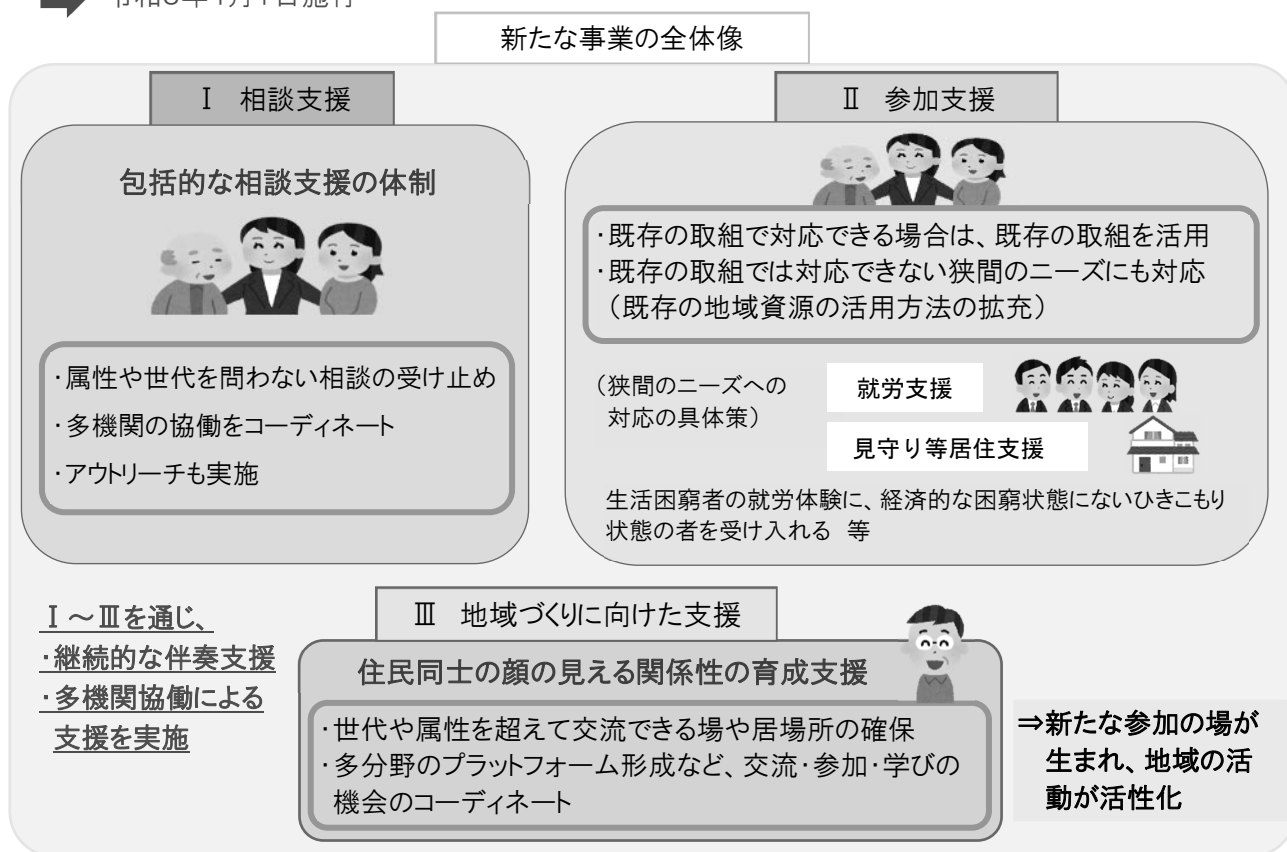
この地域福祉計画の策定努力義務化及び計画に盛り込むべき事項の追加は、市町村における「包括的な支援体制の整備」（改正法により努力義務化）を促進するためのものと位置付けられています。

国では、この包括的支援体制について 2020 年代初頭の全国的整備を目指しており、市町村による包括的支援体制整備を加速化させるため「重層的支援体制整備事業」及びその財政支援規定等を新たに創設し、令和 3 年 4 月から施行されています。

このような国の動きを受け、また本市における地域共生社会の実現に向け、第 3 次石垣市ほっとハートプランでは、本市における重層的支援体制整備事業の適用と運営について、重点プロジェクトとして位置づけ、検討を行うこととします。

重層的支援体制整備事業の創設（社会福祉法第106条、R2改正）

令和3年4月1日施行



資料：厚生労働省「社会福祉法の改正趣旨・改正概要」より重層的支援体制整備事業の全体図

【第3次計画期間における検討・取り組み事項】

- ① 庁内の連携体制構築に向けた協議の実施
- ② 庁外の福祉関係機関への重層事業実施に関する説明と協議の実施
- ③ 市民に対する周知及び広報・啓発方法の検討と実施

4. 施策の体系

基本理念

一人ひとりが輝いて、みんなで支え合う、幸せあふれるまちづくり

- 一人はみんなのために、みんなは一人のために
- すべての市民が参加し、支え合い
- 安心と安らぎのある共生社会をつくる

基本目標1 すべての人がつながる地域をつくる

基本施策1 福祉意識の向上と参加しやすい環境づくり

具体的な
取り組み

- ①人権に関する意識の醸成及び福祉教育の推進
- ②誰もが参加しやすい活動拠点の整備
- ③地域活動に気軽に参加できるきっかけづくり

基本施策2 地域の福祉を担う活動及び人材育成支援

具体的な
取り組み

- ①民生委員・児童委員活動に対する支援
- ②自治公民館、地域活動団体、ボランティア団体、NPO 団体等の活動支援
- ③福祉に関わる人材の育成
- ④ボランティア人材の育成

基本目標2 共に支え、共に生きる地域をつくる

基本施策1 地域ぐるみの支援体制づくり

具体的な
取り組み

- ①地域の見守り、支え合いの仕組みづくり
- ②地域の福祉課題の把握

基本施策2 支援を必要とする人への対応

具体的な
取り組み

- ①相談体制の充実
- ②情報提供体制の充実
- ③生活困窮世帯の自立支援
- ④子どもの貧困対策
- ⑤ひとり親世帯への支援
- ⑥不登校・ひきこもりに対する支援
- ⑦権利擁護の推進

基本目標3 安心して暮らせる地域をつくる

基本施策1 安全・安心な地域づくり

具体的な
取り組み

- ①防災対策の充実
- ②要援護者の把握及び支援体制の確立
- ③防犯対策の充実
- ④再犯防止計画の策定検討

基本施策2 ひとにやさしいまちづくりの推進

具体的な
取り組み

- ①快適な生活環境の形成
- ②バリアフリー整備の推進
- ③移動手段・移動支援の充実
- ④交通安全対策の充実

5. 福祉圏域の考え方

(1) 圏域設定の考え方

本市の地理的条件や人口規模及び生活文化等が形成された背景を考慮するとともに、多様なまちづくりの方向性などを踏まえ、身近な地域において、主体的な福祉活動への参加、生活課題に対するニーズの把握体制、公的サービスの提供体制等に配慮し圏域を設定します。

(2) 圏域設定

①基礎圏域

地域住民が主体となって見守り、支え合いなどの福祉活動を実践する地域として、地域住民の生活や地域活動等に最も関わりが深い、自治公民館を中心とした範囲を「基礎圏域」として設定します。

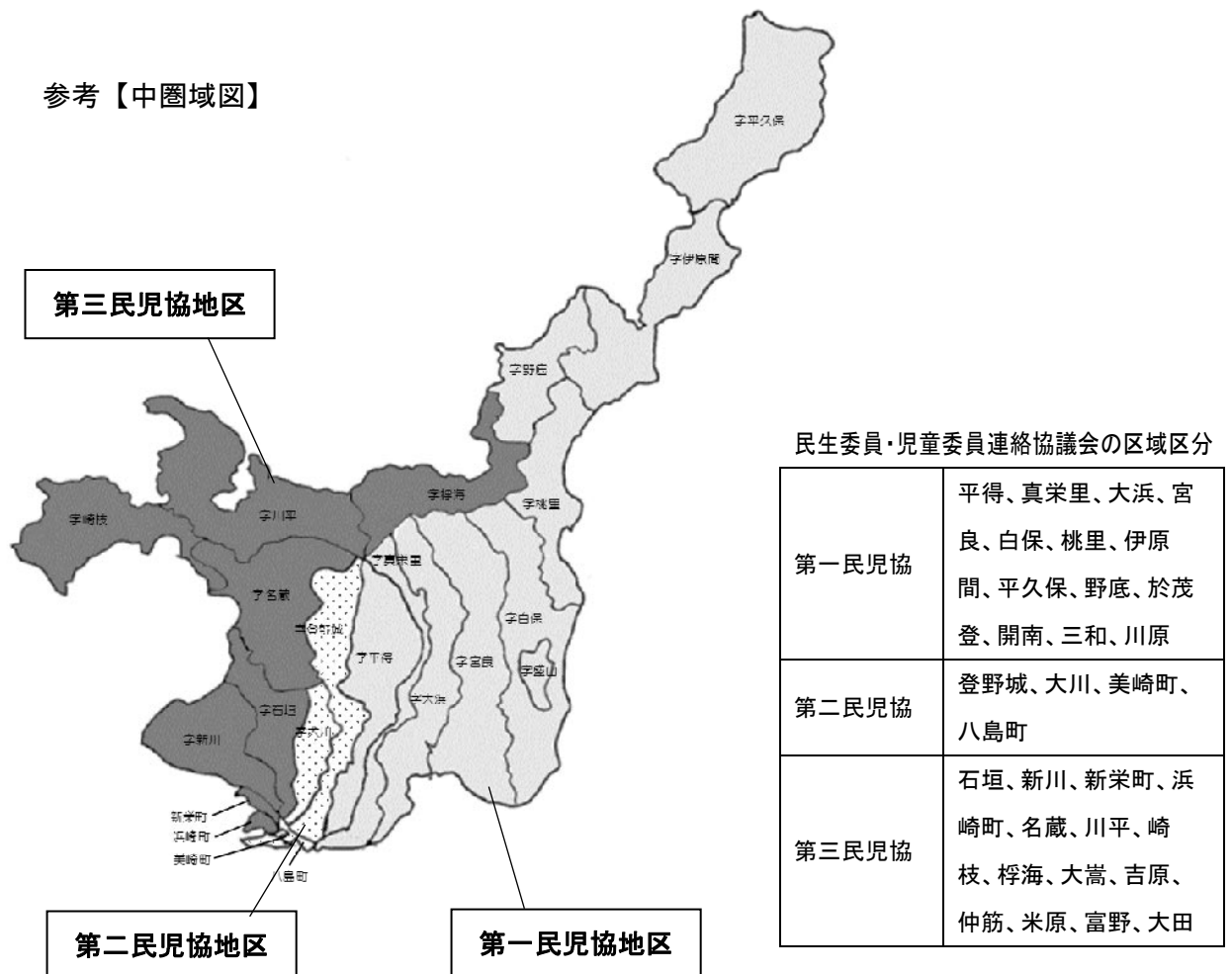
②中圏域

民生委員・児童委員連絡協議会の区域区分が、概ね中学校区をカバーしていることから、基本的に、民生委員・児童委員連絡協議会の区域区分を「中圏域」として設定します。

③市全域

困難事例や専門性を有する課題に対して、各種関係機関と広域的なネットワークによるサポート体制を構築し、福祉サービスを提供する範囲として、「市全域」とします。

参考【中圏域図】

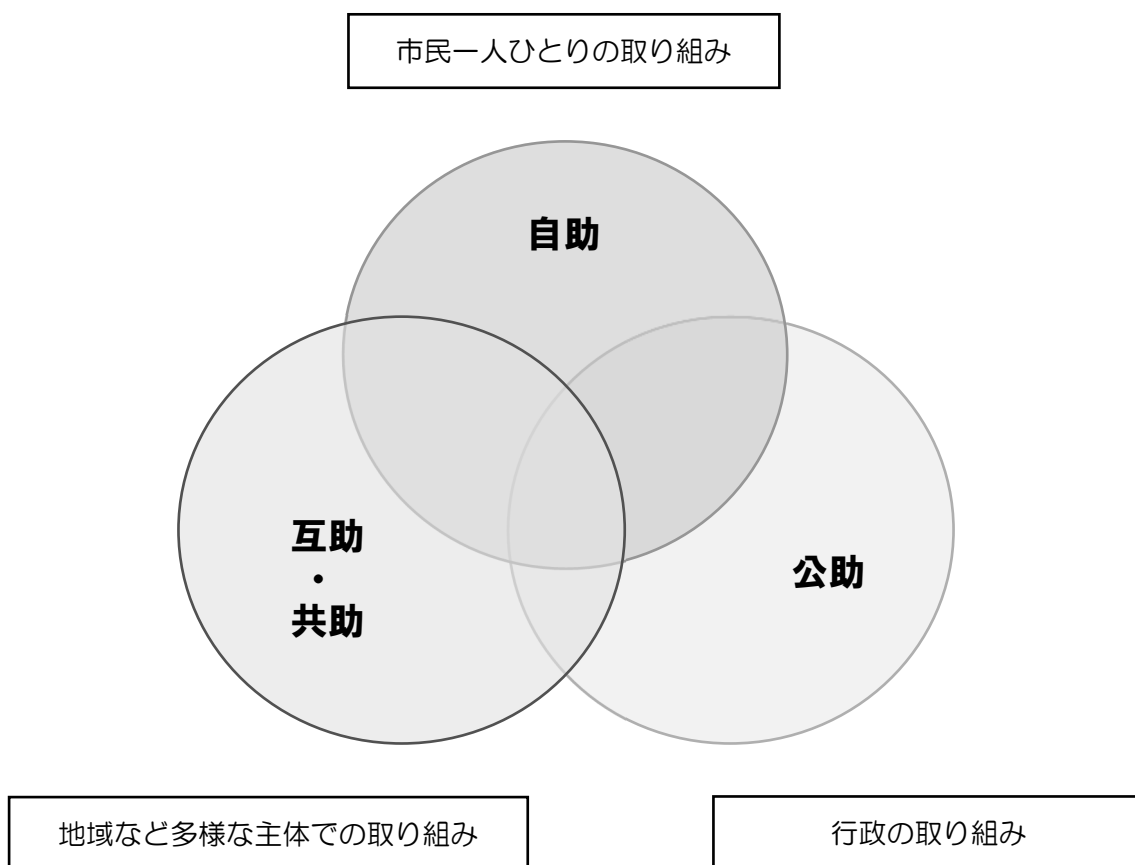


第4章 計画の具体的な取り組み

第4章 計画の具体的な取り組み

地域福祉を進めていくには、自助（市民一人ひとり）、互助・共助（地域などの多様な主体で取り組むこと）、公助（行政の取り組み）の役割分担と連携が必要です。公助である福祉サービスを提供していく環境づくり、互助・共助の取り組みである社会福祉協議会や自治公民館活動、ボランティア活動、NPO法人によるサービスなど、圏域の中で様々な主体が活動しています。

これらを踏まえ、具体的取り組みごとに「自助、互助・共助、公助」の区分を示します。それぞれの取り組み主体は、次のようになります。



基本目標 1

すべての人がつながる地域をつくる

基本施策 1 福祉意識の向上と参加しやすい環境づくり

【現状と課題】

すべての市民が、住み慣れた地域のなかで自分らしくいきいきと暮らしていくためには、お互いが一人ひとりを認め合い、それぞれの権利が尊重されることが前提となります。そのうえで、地域福祉の推進のために、市民一人ひとりの理解と関心を高めることが必要です。計画策定に先立ち実施した市民アンケートでは、石垣市で重点を置くべき福祉施策として、「市民の人権が尊重されるまちづくりの推進」が挙げられており、市民ワークショップの結果からは、日頃からの地域でのつながりや支え合いの大切さは認識されているものの、実際には近隣との関わりも少なくなっており、地域活動への参加も減少し、活動が縮小している現状が指摘されています。

こうした状況を受け、今後は地域でのつながりと支え合いの大切さに関する啓発を進め、地域での住民同士のつながりと支え合いの活性化を目指していくことが必要です。

各種調査、市民ワークショップから得られた市民の意見・課題

- ・石垣市で重点を置くべき福祉施策として、「市民の人権が尊重されるまちづくりの推進」が挙げられている。
- ・現状では、近隣との交流が少ない。身近な近隣でのつながりを深めることが必要。
- ・住みやすい地域にするための取り組みとして、「地域の人が気軽に集まれる場所の整備」「住民自身の地域活動への積極的参加」「自ら進んで住民相互のつながりをもつよう心がける」ことなどが必要。
- ・地域のお年寄りが気軽に集まれる場所がない
- ・子育て中の方たちの”たまり場”が必要
- ・移住者の地域社会への参画が必要

《主体ごとの取組内容》

① 人権に関する意識の醸成及び福祉教育の推進

【自助】市民一人ひとりの取組み

- 一人ひとりの人権を尊重します。
- 福祉教育や体験学習に参加します。
- 隣近所誘い合って、ボランティアについて学習します。
- 地域の生活課題等についての話し合いに参加します
- 地域での支え合いの大切さなど、地域福祉に対する理解と関心を高めます。
- 家庭の中で、普段からの近隣とのつながり、支え合いの大切さについて話をします。
- 地域の行事や活動に関心を持ち、積極的に参加します。

【互助・共助】地域など多様な主体での取組み

- 関係機関等と連携しながら、差別や偏見を廃し、一人ひとりの人権を尊重する意識を深めるための啓発活動を推進します。
- 学校、社会福祉協議会等関係機関と協力して福祉教育を地域で行います。
- 地域の生活課題等について話し合う機会と場を提供します。
- 各種イベント、講座、研修会等と連携し、地域活動の大切さに関する啓発活動に取り組みます。
- 福祉教育等への参加や、実施に向けた協力を行います。

【社会福祉協議会の取組み】

- 人権を尊重する意識を醸成していくことができるように、学校教育や生涯学習、講座などの様々な機会を通じた普及啓発を行います。また、自治公民館や民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携を図り「人権週間」や男女共同参画の推進等を図り、人権意識の醸成に関する啓発活動への協力を行います。
- 様々な媒体を通じた広報・啓発活動により、住民の福祉活動への理解と関心を深めます。また、地域住民の主体的な地域福祉活動の実践報告やボランティア活動報告等を通じ、地域福祉に関する意識の高揚に努めます。

基本目標 1 すべての人がつながる地域をつくる

基本施策 1 福祉意識の向上と参加しやすい環境づくり

具体的活動	概要
人権教育、福祉教育に対する支援	<p>○人権を尊重する意識を醸成していくことができるように、学校教育や生涯学習、講座などの様々な機会を通じた普及啓発を行い、差別や偏見を持たない思いやりの心で人や地域がつながる福祉のまちづくりに取り組みます。</p> <p>○自治公民館や民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携を図り「人権週間」や男女共同参画の推進等、人権意識の醸成に関する啓発活動への協力を行います。</p>
地域福祉活動についての広報活動の充実	<p>○ホームページやSNS、広報誌の発行等、各地域の町内掲示板等を活用し、住民主体の地域福祉活動の実践や取り組みを掲載する等、地域福祉に関する意識の高揚に努めます。</p>
地域福祉懇談会の開催	<p>○地域課題の共有や、地域福祉への意識啓発、新たな取り組みの創設のため、各地区での地域福祉懇談会の開催を通して、市民が集まる機会をつくり、課題解決に向けた活動を支援します。</p>
福祉教育の推進	<p>○生涯学習等を通して、高齢者等、多様なすべての市民がやさしさと思いやりのある心を育むための体験学習プログラムの企画・立案を行います。</p> <p>○学校、福祉関係機関と連携し、地域福祉への関心と理解を深める福祉教育やボランティア学習環境の充実に努めます。</p> <p>○民生委員・児童委員、関係福祉団体等と連携し、障がい者や高齢者等とのふれあいや交流等を通して、お互いを理解する事を学ぶ機会の創設に努めます。</p>
赤い羽根共同募金運動の推進	<p>○「赤い羽根共同募金運動」の展開を通して、支え合い活動に対する意識の高揚に努めるとともに、募金を活用した民間福祉活動の推進やボランティア団体等が実施する地域福祉活動に対する助成を行います。</p>
ボランティア体験教室・研修会の開催	<p>○地域住民がボランティア活動に関心を持ち、スキルや知識を活かした活動が行えるよう、ボランティア学習環境の整備を進めます。</p> <p>○ボランティア活動に参加するきっかけづくりや情報を提供し、身近に取り組めるボランティア活動を実践するための支援を行います。</p>

【活動目標】

具体的活動	単位	現状値 2022	目標値 2027
地域福祉懇談会の開催	地区	1 地区/年	3地区/年
ボランティア体験教室・研修会の開催 (ボランティア体験教室等の参加者数)	人	77 人/年	100 人/年



赤い羽根街頭募金



福祉体験学習

基本目標 1 すべての人がつながる地域をつくる

基本施策 1 福祉意識の向上と参加しやすい環境づくり

【公助】石垣市の取り組み

- ・人権を尊重する意識を醸成していくことができるように、学校教育や生涯学習、講座などの様々な機会を通じた普及啓発を行い、違いを認め、差別や偏見を持たない思いやりの心で人や地域がつながる福祉のまちづくりに取り組みます。
- ・地域に暮らす市民一人ひとりが、自分や家族の住む地域や福祉について理解し、関心を高めることができるように、多様な地域福祉活動に結びつく啓発活動を推進します。

事業名	事業の概要	所管課
人権教育、福祉教育に対する支援	○人権思想の普及啓発活動の推進を行います。	平和協働推進課
「人権の花」運動	○子ども達が協力して花を育てることにより優しさと思いやりの心を育み、人権思想の高揚を図ります。	
男女共同参画の推進	○LGBT 等の多様な性についての理解を深め、すべての人が性別にかかわらず、人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して意識啓発を図ります。	
多文化共生の推進	○在住外国人との交流機会の創出や市政情報の多言語化等、多文化共生のまちづくりに向けて検討をすすめます。	
ホームページの更新、広報誌の発行、各種電子媒体を活用した情報発信	○福祉に関連する研修や情報等を市の SNS やホームページ、広報誌等を活用し情報発信・提供に努めます。 ○また、障がい者や高齢者福祉等に関する情報を広報いしがきや市ホームページ等で随時情報を発信します。	障がい福祉課 介護長寿課
福祉事務所の概要作成	○生活保護や高齢者福祉、障がい者福祉及び子育てやひとり親家庭等の児童福祉など、福祉事務所における福祉サービスの概要を掲載した「福祉事務所の概要」を作成し、福祉事務所の窓口で活用するとともに市のホームページ等で広く市民に周知するよう努めます。	福祉総務課
「健康福祉まつり・障がい者週間 市民の集い」	○市民の健康への意識の向上、障がい者への理解を深めるため、健康福祉まつりを開催します。	健康福祉センター 障がい福祉課
「障がい者美術展」「障がい者スポーツ大会」「障害福祉サービス事業所の作品等バザー」の開催	○障がいのある人と多くの市民が多様な機会を通して交流し、障がいに対する理解を深め、お互いの立場を尊重することができる環境づくりに取り組みます。	障がい福祉課

【事業目標】

事業名	単位	現状値 2022		目標値 2027	所管課
人権教育、福祉教育に対する支援	助成 団体数	1 団体	➡	1 団体	平和協働推進課
「人権の花」運動	指定 校数	2 回	➡	2 回	
男女共同参画の推進	研修等 実施 回数	0 回/年	➡	1 回/年	
多文化共生の推進	交流会 等実施 回数	0 回/年	➡	2 回/年	
ホームページの更新、 広報誌の発行、各種 電子媒体を活用した 情報発信	掲載 回数	1 回/月	➡	2 回/月	障がい福祉課 介護長寿課
「健康福祉まつり・ 障がい者週間市民の 集い」	開催 回数	0 回/年	➡	1 回/年	健康福祉センター 障がい福祉課

【評価指標と目標値】

評価指標	指標 根拠	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
地域住民がお互いに協力して住 みよい地域にしていかなければ ならないと思う市民の割合	市民意識 調査	%	85.5	90.0	福祉総務課
ボランティア活動等に参加して いる市民の割合	市民意識 調査	%	25.6	40.0	福祉総務課

基本目標 1 すべての人がつながる地域をつくる

基本施策 1 福祉意識の向上と参加しやすい環境づくり

② 誰もが参加しやすい活動拠点の整備

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- ・活動拠点の情報を得て、積極的に活用します。
- ・地域で気軽に集まれる場所を見つけ、参加します。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- ・地域住民の活動を支援するための場の提供に努めます。
- ・多様な運営形態によって、地域住民が気軽に集まれる場所を作ることができるように支援します。

【公助】石垣市の取り組み

- ・共生のまちづくりの視点から、既存公共施設の有効活用のための利用条件等の緩和等、施設利用に対する調整を進めます。
- ・地域住民が気軽に集まり、情報交換や気軽に相談等ができる拠り所の整備を推進します（居場所の整備）。

事業名	事業の概要	所管課
結い心センターの利用促進	○地域行事や趣味のクラブ活動等、多様な市民が交流できる場を提供し、多様な地域福祉活動に結びつく啓発活動をサポートします。	福祉総務課
健康福祉センターの利活用	○社会福祉協議会や障がい児通所事業所、子どもセンターなどの入居団体を通じて情報交換の場を提供するとともに、乳幼児健診や産後ケアなどを実施し地域福祉に寄与します。 ○地域行事や趣味サークルなどへ検診ホールや視聴覚室、調理室や芝生広場等を貸し出し、活用の促進を図ります。	健康福祉センター
石垣市老人福祉センターの活用推進	○高齢者が健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の場を総合的に提供できるよう活用の推進を行います。	介護長寿課
地域活動を支援する場として、公共施設の活用検討	○地域住民の活動促進や居場所づくりの整備のため、既存公共施設の利活用について検討します。	各施設所管課

事業名	事業の概要	所管課
公民館・集会所建築等に関する補助金交付	○地域社会の発展及び住民福祉の増進を図ることを目的に公民館等の建築に要する費用の一部を予算の範囲内で補助します。	企画政策課
コミュニティ助成事業	○宝くじの社会貢献広報事業として、自治総合センターが行うコミュニティ助成事業（コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行う。）の周知及び申請への支援を行います。	企画政策課
児童館整備事業	○18歳までのすべての子どもを対象とし、地域における遊びや生活の援助・子育て支援を行い、子どもの心身の育成と情操を豊かにすることを目的に児童館の整備を行います。	子育て支援課

【事業目標】

事業名	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
コミュニティ助成事業	申請 件数	1件	3件	企画政策課
児童館整備事業	施設数	2	3	子育て支援課

基本目標 1 すべての人がつながる地域をつくる

基本施策 1 福祉意識の向上と参加しやすい環境づくり

③ 地域活動に気軽に参加できるきっかけづくり

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- ・隣近所の方々と積極的に交流を持ちます。
- ・地域や地域行事、活動に関心を持ち、積極的に参加します。
- ・地域の祭りや伝統行事など、地域との交流に子ども達を積極的に参加させます。
- ・地域福祉活動に関する開催情報等を確認します。
- ・隣近所や移住者と積極的に交流を持ち、身近な地域で支え合いの大切さや、地域に対する理解と関心を広げます。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- ・地域の方々が互いに顔見知りとなるように、「声かけ」、「あいさつ運動」を推進します。
- ・地域住民が地域に愛着を持つことができるように歴史、文化に触れる機会をつくります。
- ・伝統行事や地域活動を通して、異世代間交流を行うことができる環境づくりに取り組みます。
- ・地域で実践している活動や取り組みについて、幅広い情報発信を行います。
- ・地域住民と連携して、移住者等を受け入れる意識の醸成や体制づくりに取り組みます。
- ・移住者、転入者が地域になじめるようなイベントや行事等を開催します。

〔社会福祉協議会の取り組み〕

- ・「あいさつ運動」「声かけ運動」など地域での活動を支援し、市域全体に広げることで、住民同士が「顔見知り」となるきっかけづくりをすすめます。
- ・地域全体のつながりやふれあいの輪が広がっていくように、世代間及び地域間交流事業の充実に努めます。
- ・各種団体との連携を進め、地域の子どもたちや高齢者を含めた多様な世代が気軽に交流できる機会づくりを進めます。
- ・移住者や転入者を快く地域に受け入れるための意識改革、啓発活動に取り組むとともに、地域団体と連携して、交流のためのプログラム・イベントに対する支援を行います。

具体的活動	概要
地域福祉活動についての情報発信	○地域住民に対し、各種メディアや広報誌、ホームページ等を活用し、地域福祉・ボランティア活動の取り組みについて、福祉活動への参加を促す情報をわかりやすく提供します。 ○関係機関との連携による SNS の活用やメーリングリスト、各種情報媒体を活用し、多くの市民が、支え合い活動に参加できるよう、情報発信の体制づくりを行います。

具体的活動	概要
あいさつ運動、声かけ運動の推進	○小学校区で展開されている「あいさつ運動」等を市域全体に広げ、住民同士が「顔見知り」となるきっかけづくりとして推進し、隣近所が声掛けやあいさつを交わすことで、信頼関係を築いていくことを支援します。
ふれあいサロン活動の推進	○自治公民館や地域の広場、空き店舗等を活用し、地域住民が気軽に集まり、交流することで地域の情報交換や安否確認を行なう事ができるよう居場所づくりを進めます。 ○高齢者や障がい者、子育て世代等、地域で孤立しがちな方が気軽に集い、交流することができるよう、対象者に合わせたふれあいサロンの展開と、活動に対しての助成を行い、孤立防止と生きがいつくりを推進します。
世代間交流活動の推進	○地域全体のつながりやふれあいの輪が広がっていくように、各地区公民館との調整を行いながら、地域の子もたちや高齢者を含め、世代間及び地域間交流事業の充実に努めます。
移住者、転入者の受け入れ支援	○移住者や転入者を快く地域に受け入れるための意識改革、啓発活動に取り組むとともに、公民館や地域団体と連携し、地域に愛着を感じることができるよう、学習機会の創設や交流プログラム・イベントの企画立案に対する支援を行います。 ○地域で孤立した世帯がないか民生委員や老人クラブ等の関係機関と連携した見守り、声かけ運動に取り組みます。
地域団体のネットワークづくりの支援	○公民館を中心とした地域団体が、地域課題の解決に向けて協働を図ることができるようネットワークづくりを支援します。

【活動目標】

具体的活動	単位	現状値 2022	目標値 2027
地域福祉活動についての情報発信 (SNS登録者数)	人	760	980
あいさつ運動、声かけ運動の推進 (あいさつ運動を実施する小中学校区)	実施 校区	16	20
ふれあいサロン活動の推進 (ふれあいサロン実施数)	箇所	3	5

基本目標 1 すべての人がつながる地域をつくる

基本施策 1 福祉意識の向上と参加しやすい環境づくり

【公助】石垣市の取り組み

- ・豊かな経験と技術を積み重ねてきた方々やボランティアに関心のある市民が、何らかの役割を担い、自らできる行動で地域の福祉活動等に参加できる仕組みづくりに取り組みます。
- ・地域の人々が気軽に集まり、交流を深め、お互いを理解しながらコミュニケーションを図り、人とひとのつながり（絆）を深めていくことができる場の整備と、地域福祉に関わる多様な主体が積極的に参加できる機会の創出に努めます。
- ・地域福祉を推進する主体となる地域住民が、お互いの立場を尊重し、理解し合いながら地域に関心を持ち多様な地域福祉活動に参加し行動していくことができるように、「地域と人」、「人とひと」との絆を強め、地域に愛着と誇りを持つことができる地域コミュニティの形成にむけた取り組みを推進します。

事業名	事業の概要	所管課
石垣島まつりの開催	○市民の郷土意識の高揚と市民相互の連携を深め地域振興に寄与することを目的とし、全市民総参加一大イベントであるため継続実施し、地域の活性化を図ります。	商工振興課
やきものまつりの開催	○窯業者の育成・資質向上を図ると同時に展示・即売を実施し、これらの商品を市民が購入することで地域経済活性化へ繋がり、また、市民が社会参加しやすい環境づくりを促進します。	
生きがい対応型デイサービス、一般介護予防事業の実施	○石垣市社会福祉協議会と連携し、生きがい対応型デイサービスの実施や一般介護予防事業としていきいき百歳体操、チャレンジプラスアップ教室、地域リハビリテーション活動支援事業、福寿料理教室等の事業を実施します。	介護長寿課
中間支援組織（一般社団法人ゆんたくガーデン）の積極的活用	○移住者が地域コミュニティに馴染み、定住に繋がるよう移住後の相談やサポート等の支援を行います。	企画政策課

〔事業目標〕

事業名	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
石垣島まつりの開催	人数	30,000人	45,000人	商工振興課
	実施回数	1回/年		
やきものまつりの開催	人数	4,700人	5,000人	
	実施回数	1回/年	1回/年	
中間支援組織（一般社団法人ゆんたくガーデン）の積極的活用	相談会等実施回数	7回/年	24回/年	企画政策課

〔評価指標と目標値〕

評価指標	指標根拠	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
地域行事に参加している市民の割合	市民意識調査	%	29.2	55.0	福祉総務課



生きがい対応型デイサービス

基本施策2 地域の福祉を担う活動及び人材育成支援

【現状と課題】

地域福祉活動の推進のために、活動を担う各種地域団体、ボランティアやNPO団体、サービス提供事業者などの組織が、市民や関係機関との連携を図りながら地域課題の解決に取り組むことが必要です。

市民ワークショップでは、本市の現状として、自治公民館への加入者の減少、後継者不足など地域活動が縮小傾向にあること、関係機関の間でのネットワーク、コミュニケーションの強化が必要などの課題があることが指摘されています。

今後は、こうした様々な活動に市民が積極的に参加し、団体間の連携を強化することで、地域活動の活性化を進めていく必要があります。

また、現在地域福祉に関する活動は、担い手として自治公民館（自治公民館活動）や、民生委員・児童委員をはじめ青年会などの地域組織のリーダー、ボランティアの方たちなどによって支えられています。

しかし、少子高齢化が進行する中で、今後後継者不足の進行が懸念されるほか、民生委員・児童委員アンケートや市民ワークショップからは、多様化する地域課題の解決のために、資質や専門知識の習得、増員の必要性などの課題が指摘されています。

よって今後は、人的資源の掘り起こしやボランティア登録の促進による人材の確保、資質の向上、専門知識の習得に向けた研修など学習の機会や場の提供などから、多様な分野で地域福祉活動に参加し、活動を主体的に担うことのできる人材の育成と確保が必要です。

各種調査、市民ワークショップから得られた市民の意見

- ・ 公民館への加入率が低い。後継者がいない。
- ・ 民生委員の認知度の向上
- ・ 障がい、介護などの専門知識を持った人や有資格者が少ない。もしくは転出してしまう。
- ・ 様々な問題を抱えた人たちからの相談への対応が難しい。
- ・ 今後、地域に密着した細やかな福祉サービスを提供するために必要な事項として、「福祉に携わる人材育成・確保の推進」が求められている。
- ・ 福祉専門家の育成、大学のサテライト機能誘致などが必要。
- ・ 今後、地域に密着した細やかな福祉サービスを提供するために必要な事項として、「地域のボランティア団体、NPO団体等の育成支援を積極的に推進」することが求められている。
- ・ 地域福祉のネットワークづくり（公民館、学校、婦人会、青年会、老人会、PTA、行政連絡員等）が必要。

《主体ごとの取組内容》

① 民生委員・児童委員活動に対する支援

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- ・ 民生委員・児童委員の活動内容を理解し、協力します。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- ・ 民生委員・児童委員の担い手の発掘・育成を支援します。
- ・ 民生委員・児童委員に対する情報提供、研修会の開催等の支援を行います。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・ 民生委員・児童委員活動の重要性について、周知を行うための啓発活動を推進します。
- ・ 専門的な立場で地域課題の解決に携わることができる資質を高めるため、関係機関と連携した各種講座の開催や、研修会への参加に対する支援を行います。

具体的活動	概要
民生委員・児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の中核的な役割を担う民生委員活動を広報・周知し、福祉活動の担い手として地域住民が気軽に相談できる体制づくりに努めます。 ○民生委員・児童委員が、地域の相談役としての役割を担うことができるよう研修の開催を通して委員の資質向上を図ります。

【活動目標】

具体的活動	単位	現状値 2022	目標値 2027
民生委員・児童委員の活動支援 民生委員研修等の開催	研修実施回数	3回/年	5回/年



基本目標 1 すべての人がつながる地域をつくる

基本施策 2 地域の福祉を担う活動及び人材育成支援

【公助】石垣市の取り組み

- ・民生委員・児童委員活動内容の一層の周知を図るとともに、資質の向上に向けた研修体制の充実や定数確保等に対する取り組みを進めます。
- ・関係機関と連携し、個人情報の取扱いに留意しつつ支え合い活動等に必要な情報提供に関わる調整を図ります。

事業名	事業の概要	所管課
民生委員・児童委員の「担い手」の発掘・育成	○一斉改選時における全体研修のほか、新任委員への行政業務説明や、必要に応じて希望する課と連携し研修等を実施します。また、広報活動を強化し、事務局と連携を取りながら「担い手」の発掘にも取り組みます。	福祉総務課
民生委員・児童委員の活動内容に対する広報・啓発活動の推進	○民生委員・児童委員の認知度向上のため、広報誌で民生委員・児童委員の紹介や活動内容の周知等を行います。（2月に1回程度）	

【事業目標】

事業名	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
民生委員・児童委員の「担い手」の発掘・育成	研修等実施回数	1回/年	2回/年	福祉総務課

【評価指標と目標値】

評価指標	指標根拠	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
民生委員・児童委員の充足率	民児協	%	61.6	100	福祉総務課

② 自治公民館、地域活動団体、ボランティア団体、NPO 団体等の活動支援

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- 自治公民館活動の内容を理解し、一人ひとりができる範囲で公民館活動に加入・参加します。
- 各種団体等の活動に対する理解を深めます。
- できる範囲で地域活動団体の活動に協力します。
- 参加できるボランティア団体等の情報を集め、積極的に参加します。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- 多くの世代が公民館活動に関わることができるように、情報の提供や環境づくりを行います。
- 各種団体等の活動内容を分かりやすく発信します。
- 関係機関や各種団体等との連携体制や情報交換を行うなど、地域活動を積極的に支援します。
- 多様な世代が関わりを持つことができるように、担い手となる人材の掘り起こしや育成支援を行います。
- 自治公民館活動の運営や人材育成について課題を共有し、他団体との協働を呼びかけます。
- 様々なニーズに対応できる人材の発掘や活動の場の提供を行います。

【社会福祉協議会の取り組み】

- 新規ボランティア団体や専門性を活かし活動するNPO団体等が、貢献する活動を幅広く展開していけるように、法人設立に対する相談や情報提供を行います。
- 担い手となる人材の掘り起こしや育成支援、ボランティアの専門性を高めるため、各種研修会の開催や情報交換の場の提供を行います。
- ボランティア団体に対し、会議や活動の場としてボランティア推進室や印刷機の貸し出しを行い、活動を支援します。
- 各団体ごとに独自の活動が行われていることから、それぞれのニーズを把握したうえで、研修会や連絡会の開催を進めていきます。

基本目標 1 すべての人がつながる地域をつくる

基本施策 2 地域の福祉を担う活動及び人材育成支援

事業名	事業の概要
地域活動団体への補助・助成	○地域活動団体やボランティア団体に対し、先駆的な活動やプログラムの立案に対し補助・助成金を交付し、継続的な活動を支援します。
石垣市ボランティアセンターの運営	○福祉関係団体と連携し、ボランティアの登録と斡旋を通して、市民が気軽に参加できるボランティア活動の推進を図ります。 ○ボランティア団体等に対して、助成情報や活動場所の提供を図り、市民の主体的なボランティア活動の支援を行います。
ボランティア・地域団体への活動支援	○ボランティア団体の立ち上げ支援や新たな活動に対する相談に応じ、ボランティア活動の普及に努めます。 ○担い手となる人材の掘り起こしや育成支援、ボランティアの専門性を高めるため、各種研修会の開催や情報提供を行います。 ○ボランティア団体に対し、会議や活動の場としてボランティア推進室や印刷機の貸し出しを行い、活動を支援します。

〔活動目標〕

具体的活動	単位	現状値 2022	目標値 2027
地域活動団体への補助・助成 (助成団体数)	団体	14 団体/年	18 団体/年

〔評価指標と目標値〕

評価指標	指標 根拠	単位	現状値 2022	目標値 2027
ボランティア団体登録数	社会福祉協議会	団体数	8 団体/年	15 団体/年

【公助】石垣市の取り組み

- ・石垣市自治公民館連絡協議会の事務局機能強化を図り、多くの人々が公民館活動に関心を持ち、実際に活動への参加を進めるため、公民館新聞パネル展の継続開催や情報発信を行います。
- ・地域活動に主体的に取り組めるように、団体活動に対する助成の継続的な実施、情報や交流機会の提供等の活動支援を行います。
- ・新たな視点でのボランティア活動や、専門性を活かした活動の展開に向けて、活動助成金等の情報提供を行います。

事業名	事業の概要	所管課
自治公民館連絡協議会の活性化及び自治公民館加入促進支援	<p>○自治公民館連絡協議会（41 団体加盟）の活動を広げ、地域に根ざした活動を目指し、市民憲章やスマムニ、伝統文化継承・普及・促進を行ないます。また、各自治公民館の伝統文化の継承など地域活性化を目的に、加盟団体を対象として社会教育学級事業を委託します。</p> <p>○公民館新聞パネル展の実施</p> <p>○石垣市自治公民館連絡協議会の事務局機能強化による組織連携・強化を行います。（北西部活性化、子ども会、コミュニティスクール、スマムニ、地域防災）</p>	いきいき学び課
地域づくりによる介護予防の推進（いきいき百歳体操）	○「いきいき百歳体操」を含めた「通いの場」の普及・拡大に向け、地域住民を主体とした運営が継続できるよう引き続き、立ち上げ支援、継続支援等を行います。	介護長寿課
団体活動に対する情報提供	○自治公民館、NPO 団体等への情報提供を行います。	平和協働推進課
関係団体等とのネットワークの形成支援	○自治公民館、NPO 団体等各種団体のネットワーク形成を支援します。	いきいき学び課
団体へ補助金・交付金による支援	○石垣市社会福祉協議会への補助金や地域福祉に関する事業委託・補助等について、関係団体と調整し支援を行ないます。	福祉総務課
	○社会教育諸学級の充実を図るとともに、地域活動団体の活性化を目的に学級開設を委託します。	いきいき学び課
活動助成金情報の提供	○コミュニティ助成事業の情報提供を行います。	企画政策課

基本目標 1 すべての人がつながる地域をつくる

基本施策 2 地域の福祉を担う活動及び人材育成支援

事業名	事業の概要	所管課
社会教育関係団体の育成と活動支援	○社会教育関係団体の活動を支援するため、社会教育関係団体の登録制度を導入し、社会教育施設使用時の減免措置、事務局ホームページで団体を紹介するなど、振興促進を図ります。	いきいき学び課
ボランティア活動の環境整備	○ボランティア活動中の事故に対する保険として、市民活動保険制度を継続して導入します。	平和協働推進課
	○海岸清掃を行うボランティア団体等の活動を支援するため、ごみ袋や軍手の支給、回収した漂着物の収集、運搬、処分を行います。	環境課

〔事業目標〕

事業名	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
自治公民館連絡協議会の活性化及び自治公民館加入促進支援	委託団体数	2	3	いきいき学び課
	パネル展回数	1回/年	1回/年	
	理事会等開催数	5	6	
地域づくりによる介護予防の推進 (いきいき百歳体操)	通いの場の数	30	33	介護長寿課
団体活動に対する情報提供	周知回数	1回/年	2回/年	平和協働推進課
関係団体等とのネットワークの形成支援	名簿登録団体	11団体	20団体	
団体へ補助金・交付金による支援	委託団体	5	6	いきいき学び課
社会教育関係団体の育成と活動支援	登録件数	19	20	いきいき学び課
ボランティア活動の環境整備	周知回数	1回/年	2回/年	平和協働推進課
	申請件数	469件/年	500件/年	環境課

〔評価指標と目標値〕

評価指標	指標 根拠	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
自治公民館に加入している 市民の割合	市民意識 調査	%	47.7	60.0	福祉総務課

③ 福祉に関わる人材の育成

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- ・地域行事や福祉活動に、興味を持って参加します。
- ・自分の特技や知識等を地域活動や「支え合い」の活動に活かします。
- ・地域活動等に参加する仲間をつくります。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- ・地域で実践している活動や取り組みについて、情報発信を行います。
- ・豊かな経験・知識・技術を活かせる人材の発掘を行います。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・将来、福祉職を目指す学生や資格取得希望者に対し、実習やインターンシップの機会を作り、人材の育成を図ります。
- ・職を離れた有資格者や相談援助経験、介護職従事者等が、福祉職に復帰しやすいよう、職場体験やボランティア受入れ等の機会を提供します。
- ・専門的な資格や経験を有するボランティアが、福祉分野で活躍の場を広げられるよう、ボランティア登録を推進し、活動の機会を提供します。

具体的活動	概要
地域福祉を牽引する 人材の育成・確保	○地域福祉を推進する中核的な役割が期待される方々が、豊かな経験・知識・技術を活かせるよう、ボランティア学習の機会づくりや関係団体等と連携した人材育成・発掘、地域福祉活動をリードする人材の育成に努めます。

基本目標 1 すべての人がつながる地域をつくる

基本施策 2 地域の福祉を担う活動及び人材育成支援

【公助】石垣市の取り組み

- ・複雑化・多様化する福祉課題への対応として、各課が所管する事業に関連する人材育成のほか、関係団体と連携した多様な人材育成についても、引き続き検討していきます。
- ・専門相談員を配置し、DV問題や離婚問題を抱える相談者に寄り添い、公的サービスをはじめとした社会資源への繋ぎ役となり、安心して生活できるよう支援を行います。

事業名	事業の概要	所管課
福祉人材の育成 (福祉フォーラム、福祉体験イベント、地域における世代間交流等)	○関係機関と連携し、多様な人が福祉分野における意識・関心をもち、地域福祉活動を実施していくことができるよう取り組みます。	福祉総務課
ボランティア養成講座の実施 手話奉仕員養成講座・手話出前講座の実施 ゲートキーパー養成講座の実施	○障がいに関する理解を促進するための講座を開催し、障がいのある人を支援することができる人材の育成に努めます。	障がい福祉課
認知症サポーター養成講座の実施	○認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けるために、認知症への社会の理解を深め、地域共生社会を目指す。認知症サポーター養成講座を行い、認知症への理解者を増やします。	介護長寿課



手話講座

【事業目標】

事業名	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
福祉人材の育成 (福祉フォーラム、 福祉体験イベント、 地域における世代間 交流 等)	イベン ト等 実施 回数	0回/年	1回/年	福祉総務課
ボランティア養成講座 の実施 手話奉仕員養成講座・ 手話出前講座の実施 ゲートキーパー養成 講座の実施	講座 実施 回数	ボランティア 養成講座 1回 手話奉仕員 養成講座・ 手話出前講座 31回 ゲートキーパ ー養成講座 2回	ボランティア 養成講座 2回 手話奉仕員 養成講座・ 手話出前講座 47回 ゲートキーパ ー養成講座 3回	障がい福祉課
認知症サポーター養成 講座の実施	講座 実施 回数	5	7	介護長寿課



認知症サポーター養成講座

基本目標 1 すべての人がつながる地域をつくる

基本施策 2 地域の福祉を担う活動及び人材育成支援

④ ボランティア人材の育成

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- ・ボランティア活動や研修会、講座等に参加します。
- ・ボランティア活動の場を探します。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- ・地域で実践している活動や取り組みについて情報発信を行います。
- ・関係機関と連携して地域で活動できる人の発掘、育成を行います。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・ボランティア登録の手続きをオンライン化し、より登録、参加しやすい仕組みづくりについて検討します。
- ・ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、市民向けのボランティア研修会の開催やボランティア体験への参加促進を図ります。企業の地域貢献などを利用した、つなぎ先の確保を進めます。
- ・募集情報の周知にSNS等を活用するなど、時代に合った形での発信とマッチングのあり方について検討します。

具体的活動	概要
ボランティア養成講座の開催	○ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、市民向けのボランティア研修会の開催やボランティア体験への参加促進を図ります。

【活動目標】

具体的活動	単位	現状値 2022	目標値 2027
ボランティア養成講座の開催	研修会 実施 回数	1回/年	2回/年

【評価指標と目標値】

評価指標	指標 根拠	単位	現状値 2022	目標値 2027
ボランティア登録人数	社会福祉 協議会	人	20人/年	30人/年

【公助】石垣市の取り組み

- ・誰もが気軽に参加できるボランティア活動の場（機会）を創出します。

事業名	事業の概要	所管課
石垣市花いっぱい事業の推進	○自己負担を軽減し、美化活動へのハードルを下げるため、婦人会などが行う公共施設等への植栽ボランティアに対し助成を行います。	平和協働推進課

【事業目標】

事業名	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
石垣市花いっぱい事業の推進	助成 団体数	11 団体	20 団体	平和協働推進課



ボランティア団体

基本目標2

共に支え、共に生きる地域をつくる

基本施策1 地域ぐるみの支援体制づくり

【現状と課題】

地域課題を早期に発見し、地域で支え合うことができるような仕組みづくりのためには、市民一人ひとりが普段の関わりを通じて互いに見守り、声かけのできる関係づくりから、問題があった場合に地域の様々な活動主体や関係機関、行政につなげることのできるネットワークの構築が必要です。

住民アンケートの中でも、住みやすい地域づくりのための取り組みとして「自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つよう心がける」の割合は高く、市民ワークショップの中でも、自らの声かけから、見守りのためのネットワーク、関係機関へのつなぎなどが必要であると指摘されています。

よって今後は、地域の見守り、声かけからはじまり、各関係機関との連携体制構築、ネットワークの強化を図ることが必要となります。

各種調査、市民ワークショップから得られた市民の意見

- ・ 地域福祉のネットワークが薄くなっているのではないかと。
- ・ 地域福祉のネットワーク活動、ふれあいサロンなどの地域組織化の取り組みが不十分である。
- ・ 住みやすい地域にするための取り組みとして、「自ら進んで住民相互のつながりをもつよう心がける」ことが大切。

《主体ごとの取組内容》

① 地域の見守り、支え合いの仕組みづくり

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- 周りに困っている人がいないか日頃から配慮し、気軽に声をかけるようにします。
- 地域で取り組んでいる見守り活動に協力します。
- コミュニティソーシャルワーカーに関する理解を深めます。
- 困りごとや気になる人がいる場合には、すぐに関係機関に連絡します。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- 関係機関や地域住民と気になる人や世帯等の情報を共有するなど、必要な支援につなぐ取り組みを進めます。
- 気になる人を地域で見守る自主組織活動と連携した、支え合い活動の輪を広げます。
- 気になる人を見落とすことがないように、新聞配達員や水道・ガス検針員等と連携した見守り体制をつくります。
- コミュニティソーシャルワーカーと地域の関係団体等が連携し、地域での見守り活動の在り方について検討する場をつくります。

【社会福祉協議会の取り組み】

- 独居高齢者等、支援が必要な世帯に対し、公民館や地域団体による見守り活動やひきこもり防止を目的とした交流を推進し、地域福祉ネットワーク活動に対し助成を行います。
- 各種アンケート調査や個別相談支援の実施により、福祉ニーズの把握に努め、課題解決のために、中圏域に地域と連携した相談支援業務を担うコミュニティソーシャルワーカー配置に向けた調整を行います。
- 関係機関と連携し多様な分野に関わるサービス提供の調整や総合相談支援、個別支援ニーズに包括的に対応する福祉人材の確保に向けた取り組みを推進し、地域福祉活動に関するコーディネート機能の充実を図ります。
- コミュニティソーシャルワークを周知し、地域住民の協力により困りごとを抱える世帯を把握しやすい体制を整えます。
- 事業所・公的サービス等の地域資源に地域住民の参加を積極的に推進し、要支援者の自立支援に関わる包括的な支援機能の強化に取り組みます。
- 住民が主体的に行う支え合い活動や交流について情報発信し、他地域への波及と継続的な実施支援を図ります。

基本目標 2 共に支え、共に生きる地域をつくる

基本施策 1 地域ぐるみの支援体制づくり

具体的活動	概要
地域福祉ネットワーク活動への支援	○地域団体が連携し、見守り隊等の結成や地域ネットワーク活動がスムーズに展開できるよう対象者の把握や情報交換を通して活動の取り組みを支援します。
見守り・安否確認活動の推進	○「子ども見守り隊」の普及を通して、地域の交通安全や防犯意識の向上を図ります。 ○いきいき百歳体操や配食サービス等の機会を活用し、高齢者の見守り活動の推進を図ります。又、郵便配達等の民間事業者との連携による安否確認活動を展開します。
コミュニティソーシャルワーカーの配置	○関係機関と連携し多様な分野に関わるサービス提供の調整や総合相談支援、個別支援ニーズに包括的に対応する福祉人材の確保に向けた取り組みを推進し、地域福祉活動に関するコーディネート機能の充実を図ります。
地域福祉課題の把握	○各種アンケート調査や個別相談支援の実施により、福祉ニーズの把握及び解決に向けた課題整理を行います。
住民参加型福祉活動の推進	○コミュニティソーシャルワークを周知し、地域住民の協力により困りごとを抱える世帯を把握しやすい体制を整えます。 ○事業所・公的サービス等の地域資源に地域住民の参加を積極的に推進し、要支援者の自立支援に関わる包括的な支援機能の強化に取り組みます。 ○住民が主体的に行う支え合い活動や交流について情報発信し、他地域への波及と継続的な実施支援を図ります。
福祉人材の確保・育成	○相談支援体制の充実のため、専門資格取得のための支援や社会福祉実習の受け入れを進め、福祉人材の確保を図ります。 ○子育てサポーターの育成や初任者研修・入門的研修（県事業）、島しょ地域介護人材確保対策事業（県事業）を活用し、福祉人材の育成を図ります。

【活動目標】

具体的活動	単位	現状値 2022	目標値 2027
コミュニティソーシャルワーカーの配置	配置数 (人)	2	3
福祉人材の確保・育成	人	3	5

【公助】石垣市の取り組み

- 支え合いの対象となる方を必要な支援につなげる見守り、支え合い活動について、専門機関等が連携し、スムーズな活動が展開できる環境を整えます。
- 地域福祉ネットワーク推進会については、令和3年度より「見守り隊」を組織し、活動しています。今後、各公民館単位で同活動が行えるよう、社会福祉協議会とも連携しながら取り組んでいきます。
- いきいき百歳体操や配食サービス等のサービスや地域活動の機会を活用し、安否確認を通して体調の変化を早期に把握、孤立防止や緊急時対応につなげます。
- 地域で生活する認知症の方の徘徊、行方不明が発生した時、早期に発見、保護ができるよう情報提供体制を整えます。
- 民間事業者の地域貢献活動との連携を通して、生活様子の小さな変化に気づき、支援につなげる見守り、支え合い活動と専門機関等が連携しスムーズな活動が展開できる環境を整えます。

事業名	事業の概要	所管課
地域見守り隊への活動支援	○各公民館単位で組織する「地域見守り隊」の活動を支援し拡充するよう、市社会福祉協議会と連携します。	福祉総務課
認知症高齢者徘徊防止・支援（認知症SOSネットワーク）	○認知症等により所在不明になった高齢者を地域及び関係機関等との連携により早期に発見できる仕組みを推進します。	介護長寿課
地域づくりによる介護予防の推進（いきいき百歳体操）による安否確認	○通いの場を通して高齢者の見守り（安否確認）を行います。	介護長寿課
食の自立支援事業（配食サービス）	○弁当配達時に高齢者の見守り（安否確認）を行います。	介護長寿課
長寿健診受診者へ戸別訪問の実施	○長寿健診受診者のうち、保健指導等の必要がある方に対して訪問を実施します。	健康福祉センター

【事業目標】

事業名	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
長寿健診受診者へ戸別訪問の実施	訪問件数	71件/年	90件/年	健康福祉センター

基本目標 2 共に支え、共に生きる地域をつくる

基本施策 1 地域ぐるみの支援体制づくり

② 地域の福祉課題の把握

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- ・地域課題は何か、またどのようなサービスが必要とされているのか話し合います。
- ・地域課題を解決するためのサービスを提案します。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- ・地域住民が主体的に、地域課題を解決するための協議の場をつくります。
- ・地域住民がそれぞれの立場で「できること」、「やれること」で役割を担うことができるように支援します。
- ・新たな支援のための地域資源を発掘し、活用する取り組みを進めます。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・定期的な地域懇談会の開催や地域住民が自らの地域課題を考え、行動に結びつけることができる場（ワークショップ等）の整備を行います。

具体的活動	概要
地域福祉懇談会、市民ワークショップの開催	○地域住民を対象とした地域福祉懇談会やワークショップの開催を通して、地域課題の共有、住民参加の福祉活動のきっかけづくりにつなげます。

【活動目標】

具体的活動	単位	現状値 2022	目標値 2027
地域福祉懇談会、市民ワークショップの開催	開催数 (回)	2	3

【公助】石垣市の取り組み

- 地域住民が生活課題と向き合い、それぞれが「できること」を「我が事」として実践することができる環境づくりに取り組みます。
- 関係機関との調整を図りながら、既存の福祉サービスと合わせ、地域資源を活用した支援に取り組みます。

事業名	事業の概要	所管課
既存福祉サービスの適切な運用	○さまざまな関係機関や地域住民等と連携し、高齢者の社会参加及び生活支援・介護予防の充実を推進するため生活支援コーディネーターを配置します。	介護長寿課
地域子育て支援センター事業	○子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。	子育て支援課



子育て支援

基本施策2 支援を必要とする人への対応

【現状と課題】

地域の困りごとを解決するための入り口となる相談ですが、住民アンケートの結果からは、困りごとがあった場合には「相談しない」との回答も多く、民生委員・児童委員アンケートや市民ワークショップからは、声かけや相談を拒否されるケースも多いとの意見がありました。

このように表に出てこない困りごとを相談に結びつけるための仕組みづくり、近年多様化する福祉ニーズに対応するために、専門的な人材確保や関係機関が連携のもと、身近な地域で相談ができる体制の構築が求められます。

また、困りごとについて「相談機関が分からない」「福祉サービスを知らない」などの理由も多く、相談や支援に結びついていないケースも多いものと考えられます。そのため、多様な情報媒体を活用することで、情報を受け取る側の特性に配慮したわかりやすい福祉情報の提供も必要となります。

現在、地域での福祉サービスについては、行政、社会福祉協議会をはじめサービス事業者、地域の福祉活動団体等を通じて様々なサービス、支援が行われているところです。

しかしながら、近年では個々の分野だけでは対応が難しい複合的な福祉課題や制度の狭間にある課題への対応が問題となっており、多分野が連携し、個人と地域行政が連携した重層的な支援体制の整備が求められています。

今後は、重層的支援体制整備事業の適用も視野に入れながら、関係機関が連携・協働のもとで、困りごとを抱える人の自立支援に向けた取り組みが必要です。

各種調査、市民ワークショップから得られた市民の意見

- ・ 自分自身で解決できない場合、すぐに相談できるよう相談窓口を周知すること。日頃からの声かけや見守りから相談につなげることが必要。
- ・ 「困りごとの相談先や情報の入手の便利さ」に対する評価がやや低い。
- ・ 石垣市で重点を置くべき福祉政策として、「保健、医療、福祉サービス情報提供体制の強化」が挙げられている。
- ・ 様々な問題を抱えた人たちからの相談への対応が難しい。
- ・ 社会から孤立した家庭、家族をどのように地域コミュニティにつなげていくのが難しい。
- ・ コロナ禍の中であって、保護者の収入の減収に伴う、子供の貧困や教育費の負担等、ひとり親の子育てが経済的に厳しいと感じている。
- ・ 経済的に困窮し、就学助成の手続きに苦心している保護者への対応。
- ・ 小中学生の不登校の増加
- ・ 若年層の就労指導、離職、ひきこもりへの対応。
- ・ 引きこもりの方が、地域とどう関わり合えるか。

《主体ごとの取組内容》

① 相談体制の充実

【自助】市民一人ひとりの取組み

- ・生活課題や困りごとを相談する場所が、どこにあるか把握します。
- ・困ったときや苦しいと感じたときは、すぐに親しい人や市役所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に相談します。

【互助・共助】地域など多様な主体での取組み

- ・支援が必要と思われる市民を早期に発見し、必要な相談先につなげる体制を関係機関と連携してつくります。
- ・地域の関係機関や多職種と連携して、多様な視点で複雑多様化する相談ニーズに対応するネットワークづくりを進めます。
- ・多くの機会を通して、相談内容に応じた相談場所や支援組織等の存在の情報提供を行います。

【社会福祉協議会の取組み】

- ・地域に設置された地域福祉ネットワーク推進会が、地域の身近な相談窓口として活用できるように民生委員・児童委員との連携や出張相談の定期開催等を検討します。
- ・「中圏域」単位として、コミュニティソーシャルワーカーを配置した総合相談窓口を設置するなど、地域における相談支援体制やコーディネートのあり方について検討します。
- ・身近な地域で、地域の課題や生活上の課題に関する相談を受け止め、課題解決のための支援につなげられるように、相談窓口の情報共有、関係機関の連携を図ります。

具体的活動	概要
相談支援体制の整備	○コミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター、医療と介護に関わる多職種との連携を図り、課題解決に向け包括的で継続性のある相談支援を行うことができるネットワークの形成に向けた取組みを進めます。
利用しやすい相談窓口の設備拡充	○自治公民館や関係団体等が地域の相談役である民生委員・児童委員と連携し、身近な相談窓口の紹介先となるような体制を整えます。 ○困りごとを適切な支援につなげられるよう、相談機関の連携とネットワークづくり、相談窓口パンフレットの作成等を通して相談窓口の周知を図ります。

基本目標 2 共に支え、共に生きる地域をつくる

基本施策 2 支援を必要とする人への対応

〔評価指標と目標値〕

評価指標	指標根拠	単位	現状値 2022	目標値 2027
専門相談員の配置	社会福祉協議会	人	0	2

【公助】石垣市の取り組み

- ・身近な地域で相談したいときに、いつでも気軽に相談できる仕組みや相談内容に総合的に対応できる支援体制の整備を進めます。
- ・専門的な立場で支援につなぐことができる相談員の資質の向上や適正配置を行うとともに、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、関係機関等との協働、連携体制を強化し、多様な専門職によるチームアプローチを可能とした相談支援ネットワーク体制の充実に努めます。
- ・令和6年4月施行の児童福祉法等の一部改正により、全市町村に「こども家庭センター」の設置が求められています。設置に必要な、母子保健と児童福祉双方について十分な知識を持つ統括支援員の配置や、主に母子保健の相談等を担当する保健師、虐待対応専門員等の専門職を増員することで、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援等を行う体制を構築します。

事業名	事業の概要	所管課
地域包括支援センターを中心とした総合的な相談支援体制の拡充	○地域包括支援センターは高齢者に関する様々な相談に対し、迅速かつ適切に対応できる専門職員の配置に努め、ワンストップ機能を果たしていきます。	介護長寿課
生活支援コーディネーターの配置	○生活支援コーディネーターを配置し、高齢者により身近な地域において、ニーズと地域資源の把握、地域方支え合い等を推進していきます。	
こども家庭センターの設置及び統括支援員、保健師並びに虐待専門員の配置	○「こども家庭センター」として、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援等を行う体制を構築します。	健康福祉センター こども家庭課
女性相談員・ひとり親自立支援員配置	○女性に対する暴力、ひとり親の自立支援に向けた支援等を行います。	こども家庭課
基幹相談支援センターへの専門員の配置	○障がいのある人の社会的活動や質の高い自立生活の継続を支援するため、専門性の高い相談支援体制の充実に努めます。	障がい福祉課

事業名	事業の概要	所管課
重層的支援体制の整備に向けた協議会の設置	○包括的な支援が実施できる体制の構築に向け、庁内の関係各課による協議会を設置します。	福祉総務課

【事業目標】

事業名	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
地域包括支援センターを中心とした総合的な相談支援体制の拡充	専門職 配置 人数	8	10	介護長寿課
こども家庭センターの設置及び統括支援員、保健師並びに虐待専門員の配置	専門職 配置 人数	統括支援員 －人 保健師 一人 虐待専門員 －人	統括支援員 1人 保健師 1人 虐待専門員 1人	健康福祉センター こども家庭課
女性相談員・ひとり親自立支援員配置	配置 人数	女性相談員 2人(兼任) 自立支援員 2人(兼任)	女性相談員 2人(兼任) 自立支援員 2人(兼任)	こども家庭課
基幹相談支援センターへの専門員の配置	専門職 配置 人数	5人	5人	障がい福祉課

【評価指標と目標値】

評価指標	指標 根拠	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
相談先や情報の入手の利便性が良いと思う市民の割合	市民意識 調査	%	38.5	40.0	福祉総務課

基本目標 2 共に支え、共に生きる地域をつくる

基本施策 2 支援を必要とする人への対応

② 情報提供体制の充実

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- 生活課題や困りごとを支援する情報を集めます。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- 地域住民が必要とする情報の収集を行うとともに、分かりやすく発信する工夫を行います。
- 地域における、気になる人の情報等が集まる仕組みの検討を行います。

〔社会福祉協議会の取り組み〕

- 身近な地域で福祉情報が手軽に入手できるよう、多様な媒体を活用した情報提供体制の充実に図ります。
- コミュニケーション支援を必要とする市民に対し、必要な情報が十分に行き届くように、広報誌等の点字化、声の広報誌（音訳化）や、各種講演会等への手話奉仕員や要約筆記員の派遣に対する調整を行います。
- 補聴器適合相談会の開催等を通して、補聴器の適正な使用を周知し、難聴者の孤立や自立支援を推進します。

具体的活動	概要
情報提供媒体の活用	○身近な地域で福祉情報が手軽に入手できるよう、市民がよく利用する場所（スーパー、コンビニ）等に福祉情報コーナーを設置したり、町内掲示板等の有効活用を図り、情報提供体制の整備を進めます。 ○新聞、ケーブルテレビ、ラジオ局等と連携し、リアルタイムに日常生活に直結した地域情報を提供する仕組みを検討します。 ○市民便利手帳、防災無線、エリアメール等の災害時情報発信システム、市ホームページ等のIT関連における情報発信の充実に図ります。
情報のバリアフリー化	○視覚障がい者等、コミュニケーション支援を必要とする市民に対し、情報媒体の点字化、声の広報（音訳化）に努めます。 ○補聴相談会等を通し、補聴器の適正な使用や交流の機会を提供し、難聴者の孤立防止と自立生活支援を推進します。

〔活動目標〕

具体的活動	単位	現状値 2022	目標値 2027
情報提供媒体の活用 (福祉情報コーナー設置数)	箇所	2	20

〔評価指標と目標値〕

評価指標	指標根拠	単位	現状値 2022	目標値 2027
点訳活動、声の広報、手話通訳を行っている活動団体数	社会福祉協議会	団体	3	4

【公助】石垣市の取り組み

- 多様な情報媒体の活用を図るとともに、受け取る側に配慮した情報のバリアフリー化を推進するなど、身近な地域において、誰もが、いつでも手軽に福祉情報等が入手できる情報提供機能を高めます。

事業名	事業の概要	所管課
コミュニケーション支援事業	○広報いしがきの音訳・点訳版の提供、記者発表の際の手話通訳の配置を行います。	障がい福祉課
情報発信の仕組みづくり	○LINE や YouTube 及び Facebook 等を活用し、情報発信を行います。	障がい福祉課
	○広報「いしがき」発行 ○市ホームページ、市公式 SNS 等による情報発信 ○ FM いしがきサンサンラジオ番組「市政情報コーナー」 ○石垣ケーブルテレビ番組「市民のひろば」 ○ QAB データ放送 ○石垣市暮らしの便利帳の発行	DX課

〔評価指標と目標値〕

評価指標	指標根拠	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
必要なサービスを受けるために、どうしたらよいか知っている市民の割合	市民意識調査	%	39.7	80.0	福祉総務課

基本目標 2 共に支え、共に生きる地域をつくる

基本施策 2 支援を必要とする人への対応

③ 生活困窮世帯の自立支援

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- ・困っているときに、支援を求める声を出します。
- ・困っている人の置かれた立場を理解します。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- ・民生委員・児童委員、自治公民館等の関係機関等と連携し、支援が必要な人のサービス利用に対する支援を行います。
- ・関係機関等が連携し、支援を必要とする人の情報共有や、地域資源を活用した生活支援の仕組みづくりに取り組みます。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・地域の関係団体や民間と協力し、孤立をなくす活動を展開するとともに、自立に向けた支援としてフードバンク事業を実施します。
- ・自立相談支援機関と連携し、生活困窮者や離職者、減収世帯の自立を支援するとともに、福祉資金貸付等、各種制度を活用しながら解決を図ります。

具体的活動	概要
フードバンク（食糧配給）事業の実施	○地域の関係団体や民間と協力し、フードバンク事業や食品ロスの取り組みを進め、生活困窮世帯等の自立に向けた支援を実施します。
生活福祉資金貸付事業の実施	○生活困窮世帯等に対し、福祉資金の貸付を通して生活の様々な場面において必要な経済的支援を行うとともに、自立した生活を継続できるよう支援します。

【活動目標】

具体的活動	単位	現状値 2022	目標値 2027
フードバンク事業の協力団体数	箇所	9	15
生活福祉資金貸付事業の実施 (生活福祉資金相談員数)	人	1	2

【公助】石垣市の取り組み

- 生活困窮や引きこもり等、様々な問題を抱えた方が社会的に孤立することがないように予防的支援や地域で自立した生活を送るための支援の充実に努めます。

事業名	事業の概要	所管課
就労準備、就労支援事業の推進	○就労準備支援は、生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象とし、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、支援を実施します。	福祉総務課
	○概ね 39 歳までのひきこもり、ニート等への電話・来所・家庭訪問等による相談対応、臨床心理士による個別相談会の開催、進学・就労に係る支援を実施します。	いきいき学び課
住居確保給付金事業の実施	○失業等から2年以内の者で、家賃の支払いが滞り住居を喪失する恐れがある者へは、再就職するまでの一定期間家賃を扶助する住居確保給付金の給付を実施します。	福祉総務課
生活困窮者自立支援事業	○生活困窮者に対して就職や生活費の問題などの相談に応じ、個別の支援計画を作成し、課題解決のための支援を行います。	



フードバンク事業

基本目標 2 共に支え、共に生きる地域をつくる

基本施策 2 支援を必要とする人への対応

④ 子どもの貧困対策

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- 子どもの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）を遵守します。
- 子どもが健やかに育つことを支援します。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- 関係機関等と連携し、貧困家庭や将来貧困になるおそれのある子どもの現状把握や情報提供等を行います。
- 子どもが健やかに育つために、子どもの居場所や教育の機会、衣食住の確保が充分にできるように、関係機関と連携した支援体制を構築します。

【公助】石垣市の取り組み

- すべての子ども達が、生まれ育った環境に左右されず夢と希望を持って成長することを支援するとともに、貧困が世代を超えて連鎖することがないように総合的な貧困対策を進めます。
- 引き続き子どもの居場所の運営支援を行い、学習支援、食事支援、生活支援を行い、自己肯定感を高める事で、貧困の連鎖を断つための取り組みを行います。

事業名	事業の概要	所管課
子ども貧困対策支援員配置事業	○生活や育児に困窮している世帯に対し、子どもの居場所事業への繋ぎや相談支援を行います。	こども家庭課
子どもの居場所運営事業（沖縄県子供の貧困緊急対策事業）	○子どもの居場所の運営支援を行い、学習支援、食事支援、生活支援を行い、自己肯定感を高める事で貧困の連鎖を断つための取り組みを行います。	
フードドライブ事業	○地域の郵便局と協力し、フードボックスを設置し、生活に困窮している子育て世帯に配布します。	
就学援助、学習支援の充実	○就学援助の支給単価について、国の要保護児童生徒援助費補助金予算単価に準じて増額できるよう努めます。	学務課
	○「貧困の連鎖を断つ」という目的を果たすため、生活困窮世帯の小学生・中学生を対象とし「一貫した学習支援・生活支援」に取り組むため通塾の費用を援助します	福祉総務課

事業名	事業の概要	所管課
放課後児童クラブの利用者負担軽減	○生活保護世帯の児童を対象に放課後児童クラブの利用者負担軽減を図ります。	子育て支援課

【事業目標】

事業名	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
子ども貧困対策支援員配置事業	配置人数	3人	3人	こども家庭課
就学援助、学習支援の充実	支給額率	小 79.5 中 79.0	100	学務課

※新入学学用品費について、国のR4単価を100とした場合の支給額率

⑤ ひとり親世帯への支援

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- ・周囲のひとり親世帯や子どもに対し、声かけや見守りを行います。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- ・見守り・声かけ活動の中で、ひとり親世帯に対しても配慮します。

【公助】石垣市の取り組み

- ・ひとり親家庭への経済的な支援や18歳までの医療費無料について、国への働きかけを進めます。
- ・ひとり親家庭に対する様々な支援について、今後も他機関との情報共有を行いながら、周知を進めていきます。
- ・若年妊産婦が家庭や社会から孤立することなく、安全・安心な居場所で産前・産後を過ごせるよう支援していきます。

事業名	事業の概要	所管課
石垣市ひとり親家庭生活支援事業の実施	○「石垣市ひとり親家庭生活支援事業」を（※一般社団法人石垣市ひとり親家庭福祉会へ）委託し、住宅、家計相談、就労、生活、子育てについて支援を行います。また、地域の中で自立した生活を営むことができることを目的に、技術力向上のため医療事務講座等を実施します。	こども家庭課

基本目標 2 共に支え、共に生きる地域をつくる

基本施策 2 支援を必要とする人への対応

事業名	事業の概要	所管課
母子父子自立支援員による支援	○「母子父子自立支援員（女性相談員と兼務）」を配置し、ひとり親家庭や寡婦からの生活、子育て、就労などの相談に応じ、自立に必要な情報提供、職業能力の向上や求職活動に関する支援をします。	こども家庭課
母子及び父子家庭等医療費助成制度の実施	○「母子及び父子家庭等医療費助成制度」により母子及び父子家庭に対しては、18歳までの児童について医療費の一部を助成します。	
児童扶養手当	○18歳未満の児童を養育するひとり親家庭に手当を支給し児童の福祉の増進を図ります。	
放課後児童クラブの利用者負担軽減	○ひとり親世帯の児童を対象に放課後児童クラブの利用者負担軽減を図ります。	

【事業目標】

事業名	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
石垣市ひとり親家庭生活支援事業の実施	講座 実施回数	2回	3回	こども家庭課
母子父子自立支援員による支援	配置 人数	2人	2人	

※新入学学用品費について、国のR4単価を100とした場合の支給額率

⑥ 不登校・ひきこもりに対する支援

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- ・日頃より、近隣の子ども、若者の様子に気を配ります。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- ・見守り、相談活動を通じて、支援が必要な子ども・若者がいた場合、必要な制度、関係機関へのつなぎを行います。

〔社会福祉協議会の取り組み〕

- ・民生委員・児童委員、青少年センター等との連携により、相談内容の共有、支援の引き継ぎを行います。
- ・不登校実態については、ネグレクトや保護者の経済的、精神的理由が多く、日常的な相談対応から主任児童委員、学校、青少年センター等の関係機関と連携し、課題共有、解決を図ります。

具体的活動	概要
ひきこもり防止・社会参加支援	○石垣市子ども・若者支援協議会への参加を通して、若年層のひきこもり防止を図り、就労、社会参加支援を進めます。
主任児童委員による定期訪問、登校支援	○主任児童委員の活動を支援し、学校、関係機関との連携の下、不登校児童の登校支援や虐待、ネグレクト等の児童問題の把握・相談対応に努めます。



基本目標 2 共に支え、共に生きる地域をつくる

基本施策 2 支援を必要とする人への対応

【公助】石垣市の取り組み

- ・不登校児童生徒の自己肯定感を高め、社会的自立を目指していくため学校だけでなく関係機関共通認識のもと、さらなる連携・対応のため学校や教育委員会と協議していきます。
- ・教育現場と連携し、気になる児童生徒や不登校になっている子どもの情報を共有し、状況により家庭訪問し現況確認を行います。
- ・不登校・ひきこもり・ニート等、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者（0～39歳）の社会的自立に向けたワンストップ相談対応を行います。
- ・関係機関で構成する「石垣市子ども・若者支援地域協議会」の円滑な運営及び支援機関との連携を図り、包括的、継続的な相談並びに支援を実施していきます。
- ・アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業により、ひきこもり状態にある方や、その家族の支援を行います。

事業名	事業の概要	所管課
学校と関係機関の連携	○学校と青少年センターやあやばに学級（適応指導教室）との連携を行います。	学校教育課 いきいき学び課
家庭児童相談員による支援	○「家庭児童相談員」を配置し、子育てや家庭の様々な悩みについて相談を受けた世帯に対し、訪問や電話連絡などで日々支援を行います。 ○また、年1回は市内全小中学校、高校及び特別支援学校を訪問して気になる児童生徒や不登校となっている子などの情報を共有し、状況により家庭訪問し現況確認を行うなど、教育現場と連携して支援します。	こども家庭課
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力	○児童生徒の心のケアやカウンセリング、保護者や学校職員に対して、児童生徒理解や教育相談等について助言・援助を行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携・協力を行います。	学校教育課
スクールライフサポーターによる登校支援	○不登校問題やいじめ、非行等の未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことを目的として、市内小、中学校へスクールライフサポーターを配置します。	いきいき学び課
子ども若者総合相談支援事業	○社会的自立に向けた支援を行っている関係機関22団体から構成される「子ども若者支援地域協議会」での連携強化を図り、よりきめ細やかな寄り添い支援の出来る体制を強化します。	
アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	○アウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり状態にある方などの支援を行ないます。	福祉総務課

【事業目標】

事業名	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
家庭児童相談員による 支援	配置 人数	3人	4人	こども家庭課
	訪問 件数	687件	700件	
スクールライフサポ- ーターによる登校支援	配置 人数	6名	10名	いきいき学び課
子ども若者総合相談 支援事業	代表者 ・実務 者会議 開催数	4回	4回	
アウトリーチ等の充実 による自立相談支援 機能強化事業	配置 人数	0人	1人	福祉総務課

⑦ 権利擁護の推進

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- ・成年後見制度等に対する理解を深め、必要なサービスを利用します。
- ・虐待等、人権が侵害されていると感じた場合に、速やかに関係機関に連絡します。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- ・民生委員・児童委員、自治公民館等の関係機関等と連携し、支援が必要な人のサービス利用に対する支援を行います。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・判断能力が十分でない方に対する公的サービスの利用援助や、日常生活における金銭管理等を行い、自立した日常生活を営むことができるように、当事者の権利を擁護し適切な利用に対する支援を行います。
- ・学校教育、生涯学習との連携を通して、偏見、差別意識を持たない環境づくりに向けた啓発活動に対し協力を行います。

基本目標 2 共に支え、共に生きる地域をつくる

基本施策 2 支援を必要とする人への対応

具体的活動	概要
日常生活自立支援事業	○判断能力が十分でない方に対する公的サービスの利用援助や日常生活における金銭管理等を行い、自立した日常生活を営むことができるように、当事者の権利を擁護し適切な利用に対する支援を行います。
福祉サービスに対する第三者評価の体制整備	○福祉サービス事業所や介護施設等において、第三者委員の配置を進め、サービスの質の向上や客観的な視点からのサービス評価が行えるよう支援します。
虐待防止対策の推進	○人権を侵害する行為のない地域社会の実現に向けた普及啓発を行うとともに、民生委員・児童委員や人権擁護委員と連携し、地域において独居高齢者や障がい者世帯に対する虐待や権利侵害の防止、早期発見、対応に努めます。

〔活動目標〕

具体的活動	単位	現状値 2022	目標値 2027
日常生活自立支援事業 (日常生活自立支援事業利用者数)	人	48	75

【公助】石垣市の取り組み

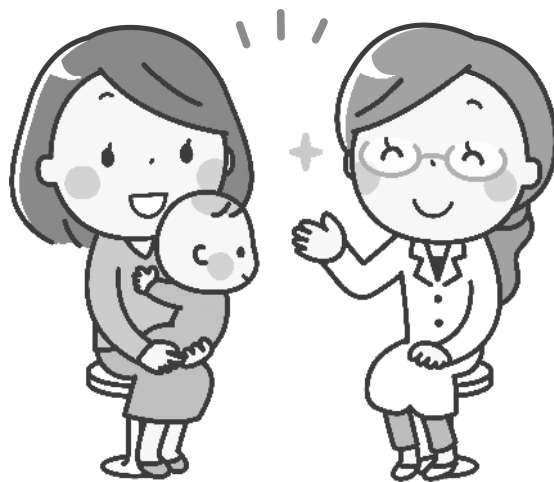
- ・意思決定に関する支援を必要とする市民が、必要な制度を利用し自立生活を営むことができるように、制度や支援事業内容の周知を図るとともに、円滑な利用に対する支援の充実に努めます。
- ・人権を侵害する行為のない地域社会の実現に向けた普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し被害者支援を含め、迅速かつ適切な対応を行う取り組みを進めます。
- ・児童虐待の未然防止に向け、安全確認対応職員を配置すると共に、学校や関係機関と密に連携を図り、早期発見・早期対応を行っていきます。
- ・11月を児童虐待防止推進月間と位置づけ、広く市民への周知を図ります。

事業名	事業の概要	所管課
成年後見制度利用支援事業の推進	○判断能力が低下した認知症高齢者、また知的障害や精神障害のある方等の権利を擁護する観点から、成年後見制度の利用に対する普及啓発活動を推進していきます。	介護長寿課 障がい福祉課
こども家庭センターの設置及び統括支援員、保健師並びに虐待対応専門員の配置（再掲）	○「こども家庭センター」として、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援等を行う体制を構築します。	健康福祉センター こども家庭課

事業名	事業の概要	所管課
虐待防止対策	○児童虐待の未然防止に取り組むため、虐待対応専門員や安全確認対応員を配置すると共に、学校や関係機関と密に連携を図り、早期発見・早期対応を行います。	こども家庭課
要保護児童対策地域協議会の開催	○関係機関との密な連携により地域の要保護、要支援世帯を見守り支援します。	

【事業目標】

事業名	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
要保護児童対策地域協議会の開催	開催数	25回	35回	こども家庭課



基本施策1 安全・安心な地域づくり

【現状と課題】

近年多発する自然災害に対し、地域ぐるみでの防災力の強化が求められています。

市民ワークショップの結果からは、地域の防災体制について組織化されていない地区があるとの指摘があり、今後地区防災計画策定の支援など、全市的な体制整備に対する取り組みが必要となります。また、災害時に支援の必要な人の把握と避難のための手段確保が必要であるとの意見も出されており、災害時要援護者登録制度の推進と要援護者の避難支援プランの策定を進めていくことも必要です。また要支援者に対しては福祉避難所の整備、避難生活の支援対策なども必要となります。

子どもや高齢者を巻き込む犯罪に対しては、普段からの声かけ・見守りから、地域の防犯組織や警察との連携のもと、地域ぐるみでの防犯体制をつくり、犯罪被害から守ることが求められます。市民アンケートの結果でも、重点を置くべき政策として「防災・防犯などの安全対策」を上位に挙げた地区もみられました。

今後は、犯罪が起こりにくい地域づくりのため、一人ひとりの防犯に関する意識を高め、周囲との協力のもと、犯罪の被害にあう人が出ないように見守り体制の構築が必要となります。

各種調査、市民ワークショップから得られた市民の意見

- ・ 災害に対する備えとして、「自分や家族の避難方法の確認」「危険個所の把握」など個別の対応から、「日頃からの隣近所とのあいさつ、声かけや付き合いによる助け合い」、「地域での避難訓練の実施」など、地域での取り組みの必要性が指摘されている。
- ・ 避難が困難な人への支援についても、近隣での情報共有や災害時要援護者支援制度などの制度の周知、支援が必要な人との普段からの交流が必要。
- ・ 災害時の高齢者の安全確保（移動方法など）
- ・ 防災放送が聞こえづらい
- ・ 集落内の具体的な組織化がなされず防災訓練や災害時における対応に疑問がある
- ・ 防災訓練のあり方が形式的。団体としての繋がり、隣人関係等について把握が必要
- ・ 危険個所を管理部署関係なく、まとめて対応してほしい
- ・ 石垣市で重点を置くべき地域福祉の政策として「防災・防犯などの安全対策の充実」の割合が高い地区がみられた
- ・ 夜間、道路が暗い。
- ・ 再犯防止推進計画の策定

《主体ごとの取組内容》

① 防災対策の充実

【自助】市民一人ひとりの取組み

- ・防災訓練等に積極的に参加し、地域の避難場所の確認、備蓄品の確保、防災意識の啓発に努めます。
- ・隣近所と声をかけ合い、非常時に相互に助け合える関係づくりに努めます。

【互助・共助】地域など多様な主体での取組み

- ・自主防災組織の立ち上げや、地域の防災訓練活動等の充実を図ります。
- ・災害時に地域で支え合うことができる体制づくりについて、関係機関と連携し取り組みます。
- ・津波避難所などの締結協定に協力します。

【社会福祉協議会の取組み】

- ・災害発生時や災害後の円滑な被災者支援を行う事ができるように、災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティア等の人材育成と、派遣調整などに対する支援体制を強化します。

具体的活動	概要
災害ボランティアセンターの運営	○災害ボランティアの受け入れ、被災地区への災害ボランティア派遣等を行い、被災者ニーズに対する支援調整を行います。 ○ボランティアと連携し、災害時における避難生活者の健康相談や避難生活のサポート、支援体制の確立に向けた取り組みを進めます。

基本目標3 安心して暮らせる地域をつくる

基本施策1 安全・安心な地域づくり

【公助】石垣市の取り組み

- ・災害による被害を最小限に抑えるため、自らの安全を守る自助意識や災害関連に対する知識を高める啓発活動に努めます。
- ・自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施など、災害に強いまちづくりに向けた取り組みを一層推進します。
- ・災害時等の放送における情報伝達の多様化及び設置機器の更新を実施します。
- ・福祉避難所の整備・拡充につきましては、引き続き関係機関と連携し取り組みます。

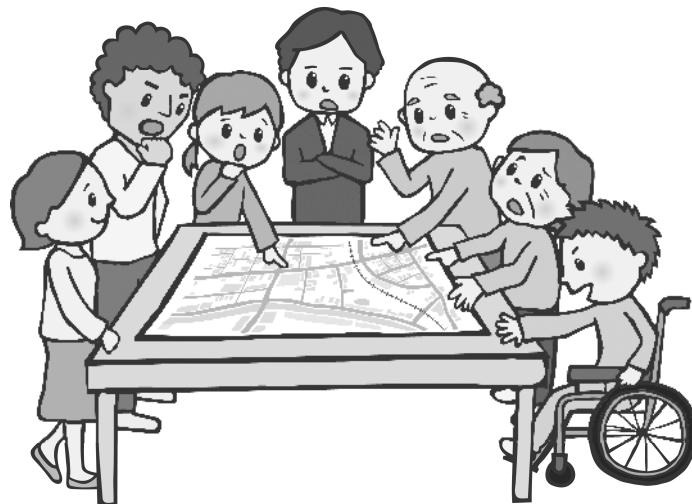
事業名	事業の概要	所管課
一時避難所等の指定、協定の締結等	○一時避難所として使用可能な施設を検討し、指定及び協定の締結を拡充してまいります。	防災危機管理課
市民防災訓練の実施	○避難経路、避難方法などについて地区防災計画に取り纏め、地域の防災訓練などによる検証を通して、適切な避難行動、避難の迅速化に繋がります。	防災危機管理課
自主防災組織の結成、訓練指導	○自主防災組織活動の充実と、組織員の防災訓練や防災講演会などへの積極的参加を促すことで防災意識の啓発を図ります。また、消防本部と連携し、防災資機材の取扱い訓練を実施します。	消防本部警防課
全国瞬時警報システム、防災体制整備事業、緊急告知防災ラジオ普及促進 (情報伝達手段の強化)	○防災無線がきこえづらい箇所へ防災行政無線を新設し、北西部地区については、防災ラジオの普及により緊急防災情報伝達の確実性を向上させます。また、台風シーズン後は特に留意し、定期的な点検、メンテナンスを実施します。	防災危機管理課

【事業目標】

事業名	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
一時避難所等の指定、協定の締結等	指定数/協定締結数	30	35	防災危機管理課
自主防災組織の結成	自主防災組織数	46	47	

【評価指標と目標値】

評価指標	指標根拠	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
防災体制、組織体制が良い方、普通だと思える市民の割合	市民意識調査	%	42.6	50.0	福祉総務課
地域防災訓練を実施した地域	実施実績	地域	46	47	防災危機管理課 消防本部



基本目標3 安心して暮らせる地域をつくる

基本施策1 安全・安心な地域づくり

② 要援護者の把握及び支援体制の確立

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- ・声をかけ合い、できる範囲の手助けを行います。
- ・災害時要援護者登録制度を理解し、必要に応じ積極的に登録します。
- ・身近な地域の福祉避難場所を確認しておきます。
- ・避難生活は、多様な配慮が必要となることを認識します。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- ・多くの住民と連携し、災害時に支援が必要な方の把握と対象者の情報共有を図る仕組みづくりに取り組みます。
- ・地域の自主防災組織と連携し、要支援者の避難誘導に対する協力体制の構築を図ります。
- ・多くの住民に、福祉避難場所の役割や避難対象者についての周知を行います。
- ・要介護者や障がいのある市民に配慮した避難生活環境を整えるために必要な情報や物資、支援や必要な配慮の在り方について関係機関と調整し対応策を検討します。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・「災害時要援護者登録制度」に基づく要援護者台帳への登録促進、基本情報の更新に努めます。
- ・関係機関や地域支援者等との相互協力に基づく避難支援体制の確立に努めます。

具体的活動	概要
災害時要援護者登録制度	<ul style="list-style-type: none">○「災害時要援護者登録制度」に基づき、要援護者本人や家族等からの申し出による、要援護者台帳への登録を促進するとともに、基本情報の更新に努めます。また、関係機関や地域支援者等との相互協力に基づく避難支援体制の確立に努めます。○地域や関係福祉団体、民生委員・児童委員と連携し、「災害時要援護者登録制度」の対象者について最新の情報の更新を行うとともに、多くの住民と連携し災害時に支援が必要な方の把握と対象者の情報共有を図る仕組みづくりに取り組みます。

【公助】石垣市の取り組み

- ・「災害時要援護者登録制度」に基づき、要援護者本人や家族等からの申し出による要援護者台帳への登録を行うとともに、基本情報の更新に努めます。また、関係機関や地域支援者等との相互協力に基づく避難支援体制の確立に努めます。
- ・「災害時要援護者登録制度」の適正な実施に向け、同制度の内容を周知し、対象となる要援護者が登録できるよう進めます。
- ・台風等の自然災害時における要援護者の避難所の確保、避難生活の支援のため、地域に立地する福祉施設等との連携体制を考慮した福祉避難所の整備を推進します。
- ・要援護者の安全性と利便性に考慮した避難生活を支援していくため、福祉避難所の量的確保や整備、被災者の心身のケア体制を整えるなど、関係機関と連携した避難生活支援の充実に努めます。
- ・福祉避難所は、様々な特性を有する要支援者が利用されることから、それぞれに対応できる有資格者の配置や、設備の充実を進めます。

事業名	事業の概要	所管課
「災害時要援護者登録制度」の適正な運営	○災害時要援護者登録制度について周知し、支援が必要な人が登録できるよう、関係機関と連携し推進していきます。	福祉総務課
自主防災組織や、公民館と連携した避難支援プランの作成	○災害時要援護者登録制度にて登録されている方を対象に、地域住民や関係機関と連携し、避難支援プランの作成に取り組みます。	福祉総務課 防災危機管理課
地域防災計画に基づく関係機関の連携体制の構築	○災害発生時において、地域や関係機関との連携、調整を進め、円滑な避難誘導體制を構築していくため、要援護者に対する必要な避難支援が実施できる体制づくりに取り組みます。	防災危機管理課
福祉避難所の整備・拡充	○台風等の自然災害発生時に結い心センター及び健康福祉センターを避難所として開設し、誰もが安心して避難できるよう取り組みます。	防災危機管理課 福祉総務課 健康福祉センター
防災マップ（web版）の多言語化	○SNSの活用拡大に伴う、防災情報の広報周知に伴うグローバル社会に対応した発信強化に取り組みます。	防災危機管理課
福祉避難所運営マニュアルの見直し	○新興感染拡大防止のため、避難者の導線、避難場所等マニュアルの見直しを検討いたします。	福祉総務課 健康福祉センター

基本目標3 安心して暮らせる地域をつくる

基本施策1 安全・安心な地域づくり

〔事業目標〕

事業名	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
自主防災組織や、公民館と連携した避難支援プランの作成	プラン作成件数	3	335	福祉総務課 防災危機管理課

〔評価指標と目標値〕

評価指標	指標根拠	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
災害時要援護者の個人情報取扱等に関する協定締結	市	団体	24	30	福祉総務課

③ 防犯対策の充実

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- ・ 犯罪手口の最新情報を入手し、犯罪に巻き込まれないようにします。
- ・ 防犯パトロール等に積極的に参加します。
- ・ 日常的に子ども達を見守るように意識します。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- ・ 子ども達の登下校時における見守り活動や深夜の見回りなど、関係機関等と連携したパトロールを強化します。
- ・ 青色回転灯・ツートンカラーパトロール車、防犯マグネット等を活用し、防犯意識の啓発や安全・安心の地域づくり活動の充実を図ります。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・ 地域の主体的な防犯活動や各種地域団体の活動と連携して、防犯意識の高揚と声かけ等による見守りを推進します。

具体的活動	概要
防犯意識の啓発・普及活動の充実	<p>○地域の主体的な防犯活動の輪を広げながら、防犯意識の高揚を図るとともに、関係機関等との連携により、安心と安全に支えられた地域づくりを進めます。</p> <p>○地域の高齢者や児童が犯罪に巻き込まれないよう、自治公民館や地域団体、民生委員・児童委員等と連携し、見守り・声掛け活動を通して防犯対策の周知や相談しやすい体制づくりの推進を図ります。</p>

【公助】石垣市の取り組み

- ・高齢者等を中心としたオレオレ詐欺や悪徳商法、若年層に対するネットを通じた犯罪の増加等が問題となっているなか、犯罪に対する情報提供や、犯罪に巻き込まれないための知識の普及や意識啓発に努めます。
- ・地域の主体的な防犯活動の輪を広げながら、防犯意識の高揚を図るとともに、市民、地域、行政、関係機関等との連携により、犯罪が起これにくい安心と安全に支えられた地域づくりを進めます。

事業名	事業の概要	所管課
八重山防犯協会等と連携した犯罪情報の普及啓発活動の充実	○警察・地域・学校・事業者・防犯協会などと連携し、高齢者や青少年が犯罪などに巻き込まれないよう街頭での声掛けや、様々な媒体による犯罪情報の周知に努めます。	防災危機管理課

④ 再犯防止計画の策定検討

【公助】石垣市の取り組み

- ・関係団体と連携し、再犯防止の取組を広報することにより、再犯防止活動の関心と理解を広げます。
- ・再犯の防止に向け、犯罪や非行をした者へ必要な支援を地域福祉と一体的に取り組むため、県及び関係機関及び民間団体等とのネットワーク構築に努めます。

事業名	事業の概要	所管課
再犯防止における取組の推進	○保護司会や厚生保護女性会など厚生保護団体への助成を行います。 ○再犯防止推進計画の策定に向けて県及び関係団体等と意見交換を行い、情報収集に努めます。	平和協働推進課

【事業目標】

事業名	単位	現状値	目標値	所管課
		2022		
再犯防止における取組の推進	助成団体数	2団体	2団体	平和協働推進課
	意見交換等開催数	0回/年	2回/年	

基本施策2 ひとにやさしいまちづくりの推進

【現状と課題】

市民ワークショップの結果からは、本市においても空き家の増加がみられ、環境美化に対する意識の低下もあることから、生活環境の改善に向けた取り組みが必要になっています。また、Uターン希望者の住居の確保や、障がいを持つ方の地域生活のための住居の確保などの課題についても、指摘がありました。

今後は必要に応じた住居の確保と、日常生活における基本的なルールを守ることやマナーを向上させることで、多くの市民が暮らしやすい生活環境の整備が必要です。

また、すべての市民や本市を訪れる人々にとっても快適で利便性の高いまちとなるように、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた環境整備を進めていく必要があります。

このほか関係団体アンケートや市民ワークショップでは、高齢者をはじめとする方々への移動手段の確保、移動に関する支援について意見が出されました。現状では公共交通網の整備状況について地区ごとに差もみられるため、道路網、公共交通網の整備や、様々な形態を組み合わせた移動支援についても取り組む必要があります。

また、市内の交通量の多さや交通マナーの低下も指摘されており、安全・安心な交通環境をつくるための対策も必要となっています。

各種調査、市民ワークショップから得られた市民の意見

- ・公園にカラスが多い。ゴミが多い。蚊がとても多い。野良犬、野良猫が多い
- ・点字ブロックがあるのに、植栽マスが邪魔して危険
- ・歩道が荒れて安心して歩けない
- ・車いすの方が移動しにくい道路が多い。
- ・若い人たちが帰りたくても帰れない（Uターン：住居の確保）
- ・知的障がい者の地域生活。行き場が無い。
- ・空き家が多く、その所有者が分からない。
- ・移動手段の確保、移動交通手段の支援
- ・運転免許返納者への支援、免許を返納した時、交通手段に困る
- ・市内の交通量の多さ。

《主体ごとの取組内容》

① 快適な生活環境の形成

【自助】市民一人ひとりの取組み

- ・快適な居住環境等について、課題や意見を提案します。
- ・地域の生活ルール（ゴミ出し、ペットの管理等）や基本的マナーを守ります。

【互助・共助】地域など多様な主体での取組み

- ・快適なまちづくりに対する企画提案を行う等、快適な地域づくりに向けた取組みを進めます。

【公助】石垣市の取組み

- ・地域や地域住民と連携した地域の生活ルール（ゴミ出し、地域清掃、ペットの管理等）づくりや、基本的マナーの遵守等に関する啓発活動に取り組みます。
- ・市民一人ひとりが快適で住みよい環境となるような住民主体の活動を支援し、快適な生活環境の改善に取り組みます。
- ・高齢者、障がい者が住み慣れた地域の中で自立した在宅生活を送ることができるよう、多様な住まい方に配慮した住宅確保対策を進めます。

事業名	事業の概要	所管課
居住サポート事業	○障がい福祉施設から地域生活への移行を支えるグループホームの確保などに努めます。	障がい福祉課
空き家バンク制度（空き家再生等推進事業）の推進	○市内の空き家情報を移住者やUターンを希望する方に広く周知し、住居確保の支援に努めます。	企画政策課
春・秋の大掃除、まちなか清掃の実施	○毎年、春・秋に大掃除を実施することで、家庭内外（やーぬまー）の清掃を促進し、住みよい生活環境の確保と公衆衛生の向上を図ります。 ○美しいまちづくりを推進するため、まちなか美し守り隊を設置し、まちなか清掃員による定期的な環境美化活動を行います。	環境課
やーぬまー清掃	○市民憲章協議会の取組みとして「やーぬまー清掃」を促進しており、毎月第3日曜日を「やーぬまー清掃の日」として周知を図り、環境美化への意識高揚を図ります。	平和協働推進課

基本目標3 安心して暮らせる地域をつくる
基本施策2 ひとにやさしいまちづくりの推進

【事業目標】

事業名	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
空き家バンク制度 (空き家再生等推進 事業)の推進	広報等 実施 回数	4回/年	6回/年	企画政策課
春・秋の大掃除、まち なか清掃の実施	実施 回数	2回/年	2回/年	環境課
	設置 人数	17人	20人	

② バリアフリー整備の推進

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- ・高齢者や障がいのある人が快適に過ごせるように、道路や歩道等において歩行の邪魔になるような障害物を置かないなどのマナーを守ります。
- ・まちのバリアフリー化に協力します。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- ・要介護者や障がいのある市民に配慮した、バリアフリー化に対する支援を行います。

【公助】石垣市の取り組み

- ・高齢者や障がい者等にとってやさしいまちが、すべての人にとってやさしいまちとなるよう多くの方の利用に供する生活関連施設におけるユニバーサルデザインの推進に取り組みます。
- ・福祉のまちづくりに関する施策を計画的・効果的に推進するため、国、県その他の公共団体との連携に努め、ハード面の整備だけでなく、地域の人々が相互理解を深め、お互いを尊重し合える社会づくりを推進し、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

事業名	事業の概要	所管課
「石垣市福祉のまちづくり条例」に基づく環境整備	○「石垣市福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての人にとって住みやすい環境整備に努めます。	福祉総務課

事業名	事業の概要	所管課
福祉のまちづくり適合証の交付推進	○生活関連施設について、高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての人が快適に使用することができるよう、「石垣市福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化に積極的に取組んだ施設に対して福祉のまちづくり適合証の交付を推進します。	福祉総務課
市民・事業者・市が一体となった福祉のまちづくり審議会の開催	○福祉のまちづくりの施策を計画的・効果的に推進するために、市民・事業者・市が一体となった取組ができるよう、福祉のまちづくり審議会を開催します。	

〔事業目標〕

事業名	単位	現状値	目標値	所管課
		2022	2027	
福祉のまちづくり適合証の交付推進	交付件数	20	25	福祉総務課



福祉のまちづくり適合証交付

基本目標3 安心して暮らせる地域をつくる
基本施策2 ひとにやさしいまちづくりの推進

③ 移動手手段・移動支援の充実

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- ・移動支援の「担い手」となるように、できることで支援します。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- ・地域でどのような移動手手段が必要で、どのような地域資源を活用すれば実現するか等を関係機関と連携して取り組みます。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・地域の実情を勘察し、地域住民やボランティア、事業所等が協働して実施する移送サービスの仕組みづくりに取り組みます。

具体的活動	概要
移動支援サービスの充実	○移動が困難な高齢者や障がい者等を対象に、ボランティアや事業所等の協働の下、買い物や通院等の目的に応じた利便性の高い移送サービスの仕組みづくりに取り組みます。

【公助】石垣市の取り組み

- ・地域の活力や、市民生活を支える計画的な道路網の整備、公共交通網の拡充に対する取り組みを進めます。
- ・日常生活の利便性や多様な社会参加を促進していくため、関係機関等との連携を図りながら多様な形態を組み合わせた移送サービスを提供する仕組みづくりを行います。
- ・交流拠点整備、移動販売車両の導入を通して、移動や買い物に困難を感じている北部地区の地域住民生活の支援を図ります。

事業名	事業の概要	所管課
有償運送サービスに対する助成	○高齢者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部又は全部を助成するおでかけタクシー事業により、高齢者の外出の支援、経済的負担の軽減を図ります。	介護長寿課
高齢者等外出支援サービス事業	○石垣市社会福祉協議会に委託し、車椅子対応福祉車両にて、外出困難な高齢者に外出支援を行います。	

事業名	事業の概要	所管課
高齢者バスケット事業	○65 歳以上 75 歳未満の非課税世帯及び 75 歳以上高齢者に無料バスケットを交付し、高齢者の外出支援を行います。	介護長寿課
石垣市移動販売車両 HOBO 活用支援事業	○石垣市北部地区小さな拠点形成事業で導入した移動販売車両を活用し、北部単身高齢者や買い物弱者を中心に、買い物支援を行う。	農政経済課

〔評価指標と目標値〕

評価指標	指標根拠	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
通勤や買い物の利便性が良いと思う市民の割合	市民意識調査	%	69.1	70.0	福祉総務課



基本目標3 安心して暮らせる地域をつくる
基本施策2 ひとにやさしいまちづくりの推進

④ 交通安全対策の充実

【自助】市民一人ひとりの取り組み

- ・交通安全意識を高めます。

【互助・共助】地域など多様な主体での取り組み

- ・地域の危険箇所などを点検し、関係機関に情報を提供します。

〔社会福祉協議会の取り組み〕

- ・関係機関と連携し、子ども達の登下校等の見守り活動を行います。

〔評価指標と目標値〕

評価指標	指標 根拠	単位	現状値 2022	目標値 2027
学校と連携した交通安全指導 (登下校の見守り)	民生委員・ 児童委員	校区	16	20

【公助】石垣市の取り組み

- ・市民一人ひとりの交通安全意識の高揚に努めるとともに、安全で利便性の高い道路交通環境や交通安全施設の整備等、安全で安心のある交通社会の形成に向け行政、関係機関、市民が一体となった交通安全対策に取り組みます。
- ・保育所、幼稚園、学校や地域及び関係機関と連携し交通安全意識の高揚を図るとともに、体験型、参加型の交通安全教育に対する啓発活動を行います。

事業名	事業の概要	所管課
交通安全啓発活動	○八重山警察署、交通安全関係機関と連携し、交通安全運動を実施する中で、飲酒運転撲滅、ボード作戦、歩行者に対する街頭指導などを通して交通安全意識の啓発を図る。 ○交通安全講話や交通安全体験教室などを開催し、交通ルールの遵守や交通マナーアップの推進を図る。	防災危機管理課
交通安全対策事業の推進	○交通事故多発地帯や地域の要望に基づき、注意喚起のための看板設置を推進する。 ○八重山警察署などと連携し、交通事故対策及び交通事故発生要因の除去に努める。	防災危機管理課

事業名	事業の概要	所管課
交通安全対策事業の推進	<p>○通学路の安全確保に向けた取り組みをより計画的に進めるため、「石垣市通学路安全プログラム（仮称）」の策定に係る議論を進めます。</p> <p>○八重山警察署との連携により「交通安全に係る注意喚起」を展開していきます。</p> <p>○石垣市内小・中学校及び関係機関と教育委員会との学校安全に関する連携を推進します。</p>	学校教育課



成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画策定の趣旨

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成 28 年 4 月 15 日に公布し、同年 5 月 13 日に施行しました。そして、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」が平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定されました。国の成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI（重要業績評価指数）においては、すべての市町村において基本的な計画が策定されるという目標値が設定されています。

また、令和 4 年 3 月 25 日には第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、第一期計画における課題を受け、「成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実」「成年後見制度の運用の改善」「後見人への適切な報酬の付与」「地域連携ネットワークづくりの推進などに対応することが示されています。

本市においては、成年後見制度の利用促進に関する施策の推進を図るため、第 3 次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画に内包する形で「成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

2. 基本方針

成年後見制度利用促進基本計画では、誰もが住みなれた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができることを目的とし、成年後見制度の利用が必要な人が、住み慣れた地域でその人らしい生活を守るために利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標とします。

3. 具体的な取組

(1) 地域連携ネットワークの構築

本人の支援体制を構築するため、保健・医療・福祉の連携に司法も含めた地域連携ネットワークの構築に向け、協議を行います。

① 協議会の整備

既存の組織を活用し、各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等の設置を進め、個別の協力活動の実施やケース会議の開催等を通し、多職種間での更なる連携及び課題整理等を図ります。

② 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置

権利擁護支援の地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくための中核機関の設置について、令和 6 年度末までを目標に取り組みを進めます。

中核機関では、様々なケースに対応できる法律や福祉等の専門知識及び経験を蓄積していくとともに、地域の専門職や各関係機関との関係を構築することで、地域における連携・対応強化の推進役を担っていきます。

③ 後見人等の担い手確保

成年後見制度の利用促進に向け、後見人等の担い手の確保・育成を進めます。特に、地域住民が地域住民を支えるという地域共生社会の実現という観点から、市民後見人の確保・育成に向け、県や中核機関、家庭裁判所や専門職等との連携を図り、市民に向けた制度の理解促進や、養成研修の実施について取り組みを進めます。

(2) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進に向け、その認知度を高める取組を進めるとともに、制度を必要としている人が、適切に安心して利用できるよう、相談支援体制や利用支援事業等の充実に努めます。

① 成年後見制度の広報・啓発活動

成年後見制度の特長や留意点に至るまでの啓発に努め、制度の理解促進を図ります。啓発にあたっては、当事者だけでなく広く市民全般に向けて実施することで、地域の中で権利擁護に関する支援が必要な人を発見することにもつなげ、制度の利用を促進します。

② 相談窓口の明確化と早期支援

成年後見制度の利用について、早期の段階から身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

③ 成年後見市長申立てと成年後見制度利用支援事業

本人の生命や財産等が脅かされている状況にあるにも関わらず、本人や配偶者、四親等内の親族から家庭裁判所に後見等開始の申立てができないような人について、速やかに関係機関と連携し、市長申立てを行います。

市長申立てを行う場合に必要な費用を負担することが困難な人に対しては、審判の請求費用及び後見人等への報酬を助成するための事業を継続します。

事業の対象者及び助成額については、成年後見制度の需要を十分に調査した上で、随時、見直していきます。

〔評価指標と目標値〕

評価指標	指標根拠	単位	現状値 2022	目標値 2027	所管課
成年後見制度を知っている市民の割合	市民意識調査	%	26.5	30.0	介護長寿課 障がい福祉課 福祉総務課

第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の周知

本計画については、市民をはじめ各関係機関等の協力・連携のもとに推進していく必要があることから、市報や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等様々な媒体を通じて周知を行います。

2. 計画の推進体制

本計画の取り組みは、市民の皆さんと、地域、行政が連携しながら進めていく必要があります。よって、庁内では福祉総務課を中心に関係部局が連携して公助を推進するとともに、市民の皆さん、地域の各活動主体、社会福祉協議会と連絡・調整を図り、相互に連携しながら取り組みを進めていきます。

また、今後、更に複雑・多様化する福祉ニーズに対応できるよう、両機関の組織・運営体制の強化及び人材育成に取り組みます。

3. 計画の進行管理

本計画の取り組みが確実に実施されているか確認するため、年1回程度進捗状況の確認を庁内で行い、点検結果を継続して設置する「石垣市地域福祉計画推進協議会」に報告し、評価を行います。

評価結果については、次年度以降の取り組みや次期の計画策定に活用します。

資 料 編

1. 石垣市地域福祉計画市民意識調査結果の概要

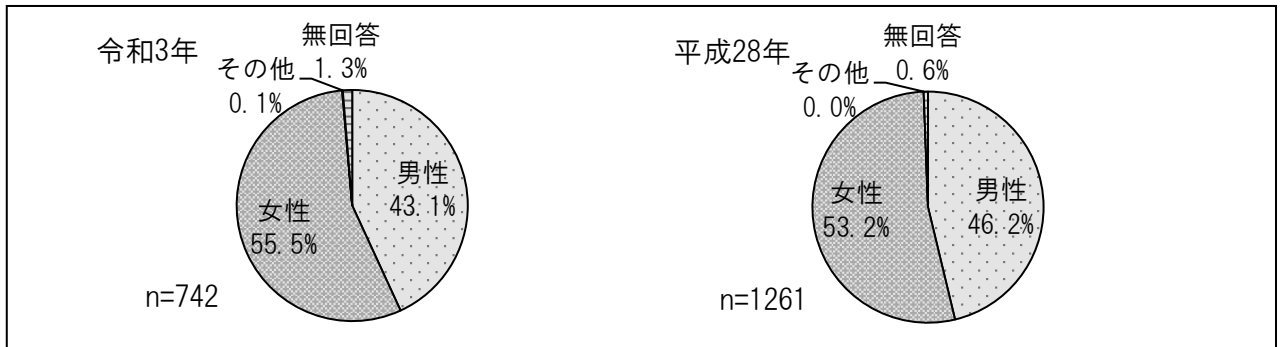
■調査の概要

令和4年2月に実施した「地域福祉にかかわる市民意識調査」の概要は、以下のとおりである。

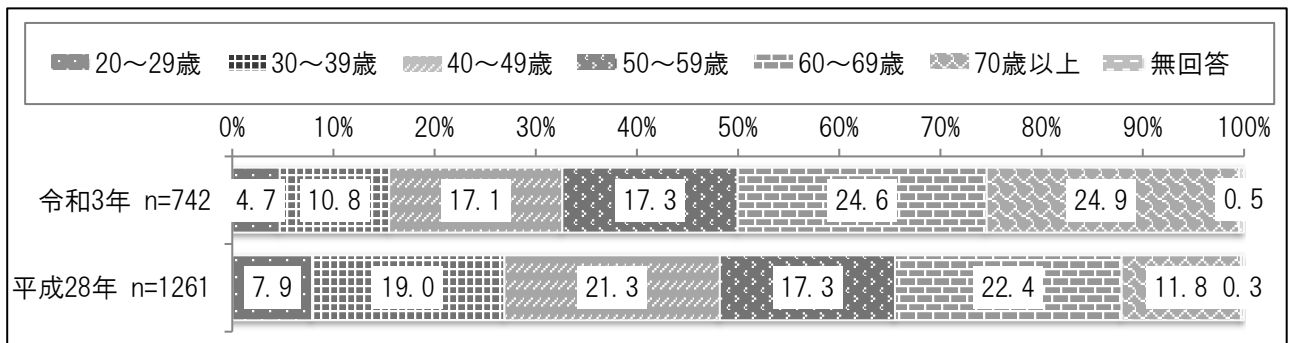
調査対象者	: 20歳以上の男女を住民基本台帳より無作為抽出
配布回収方法	: 郵送配布、郵送回収
配布件数	: 2,000人
有効回収件数	: 742件
回収率	: 37.1%

(1) 回答者の属性

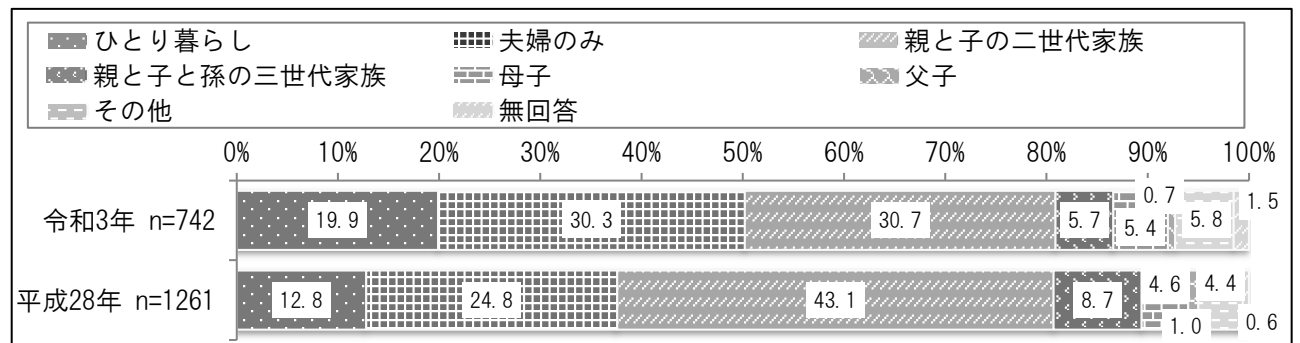
①性別(問1)



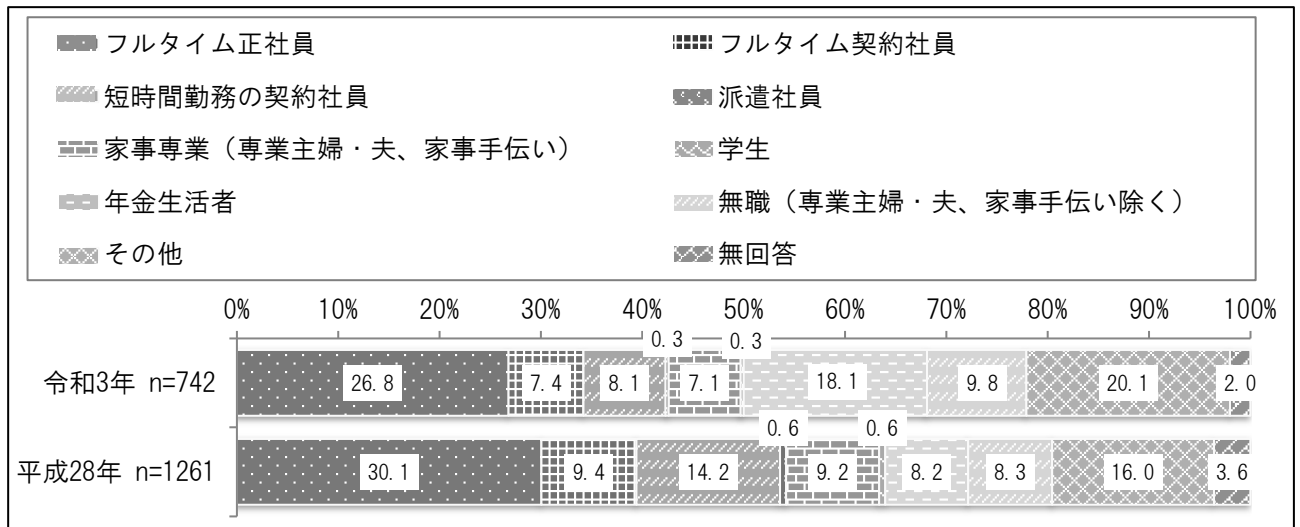
②年齢(問2)



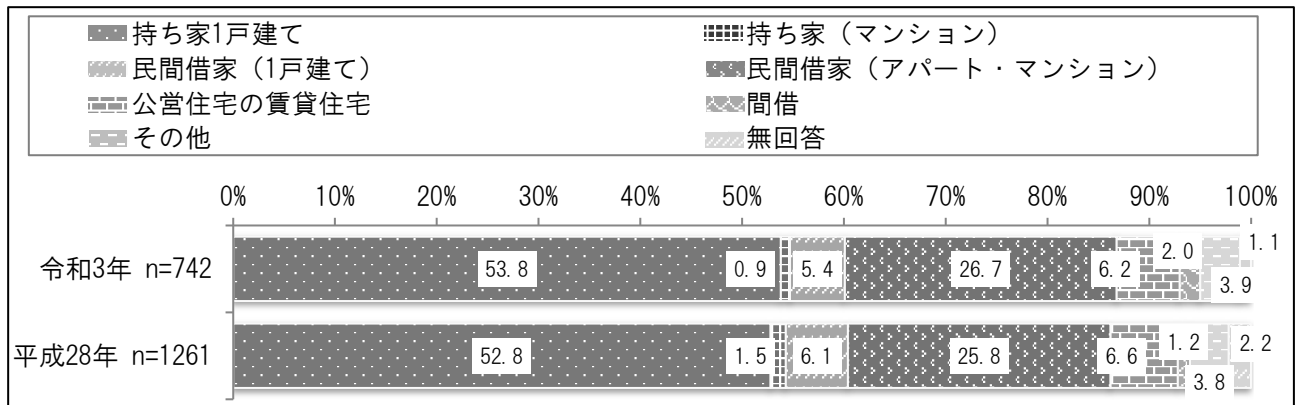
③世帯構成(問3)



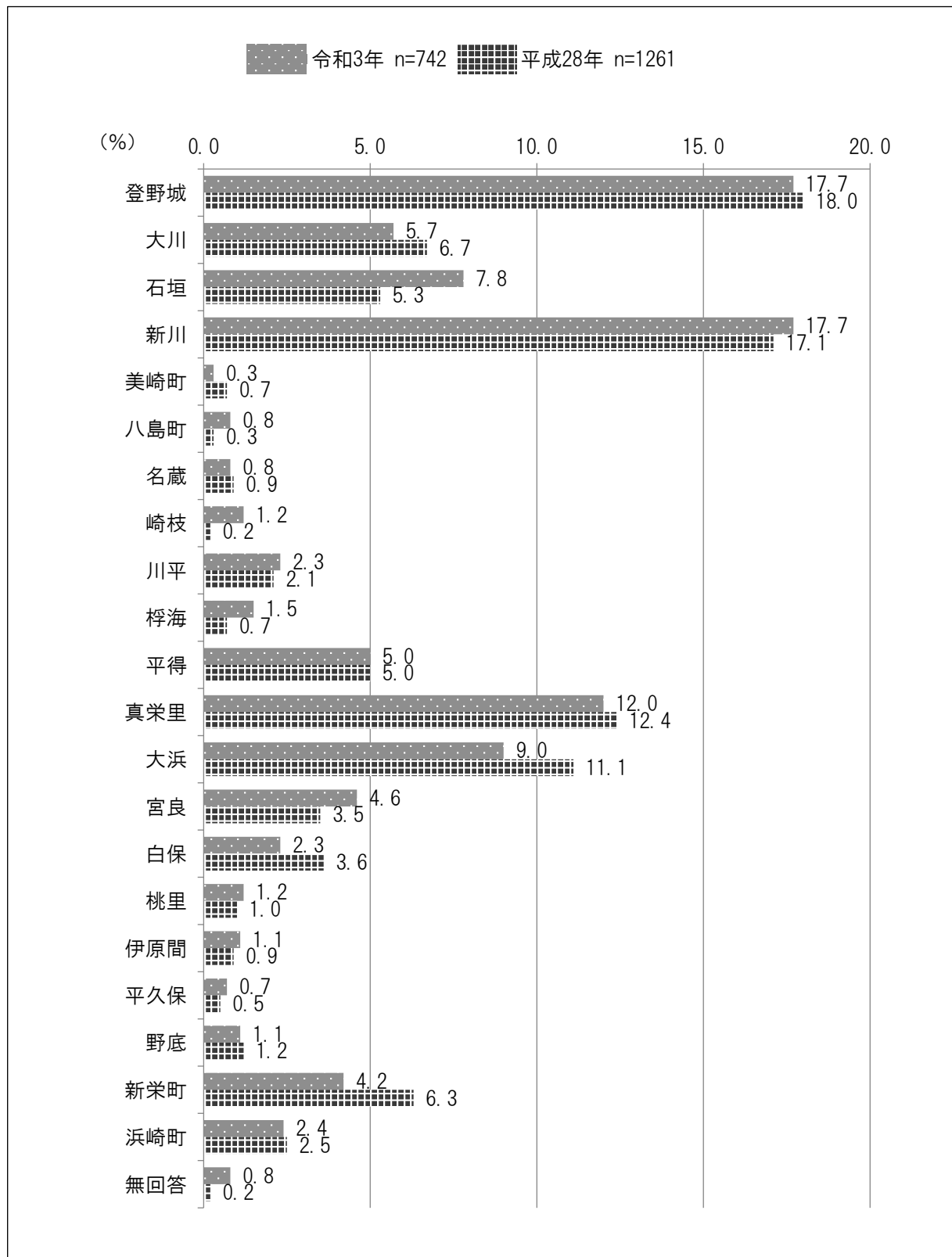
④職業(問6)



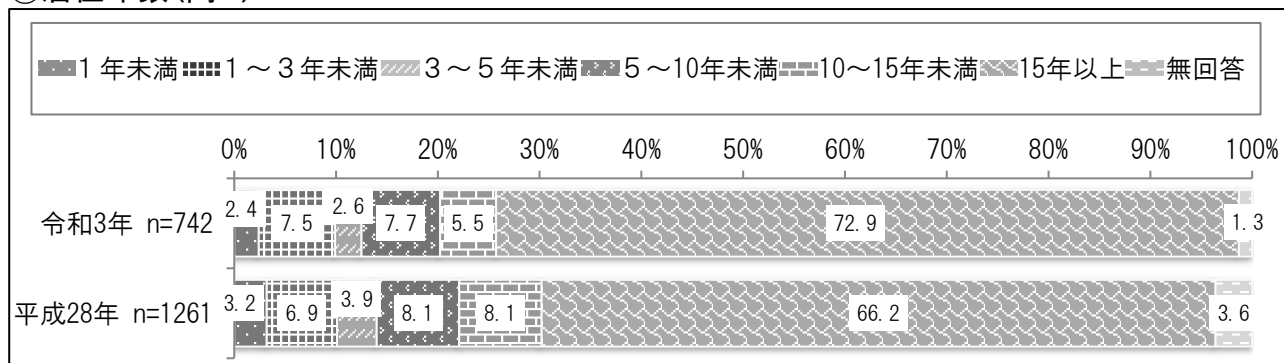
⑤住居形態(問7)



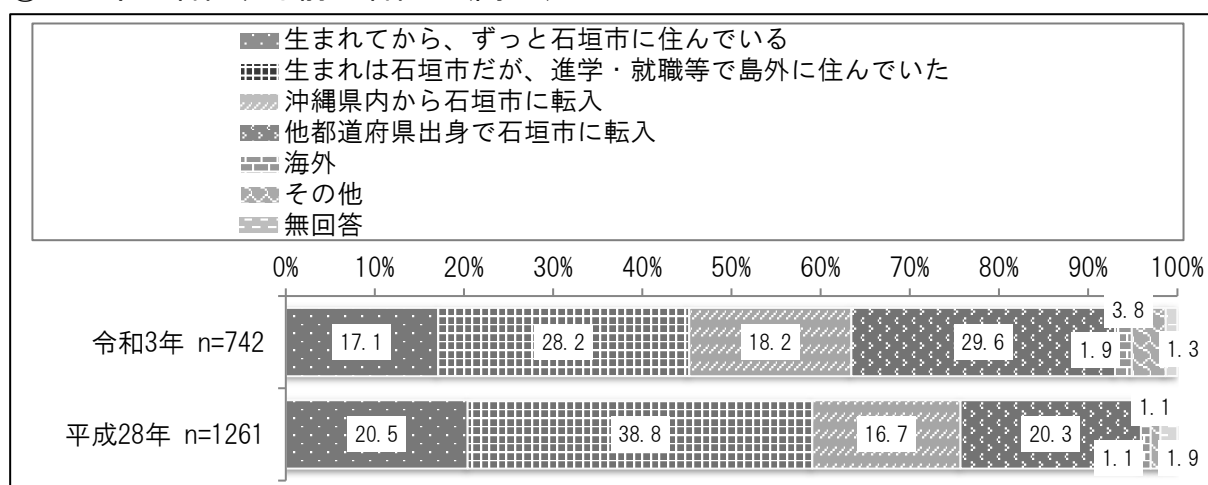
⑥お住まいの地域(問8)



⑦居住年数(問9)



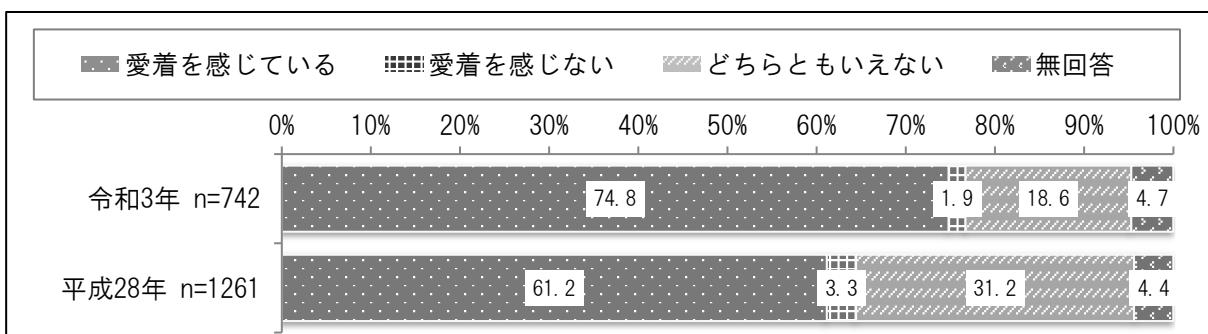
⑧石垣市に居住する前の居住地(問10)



(2) 地域での生活について

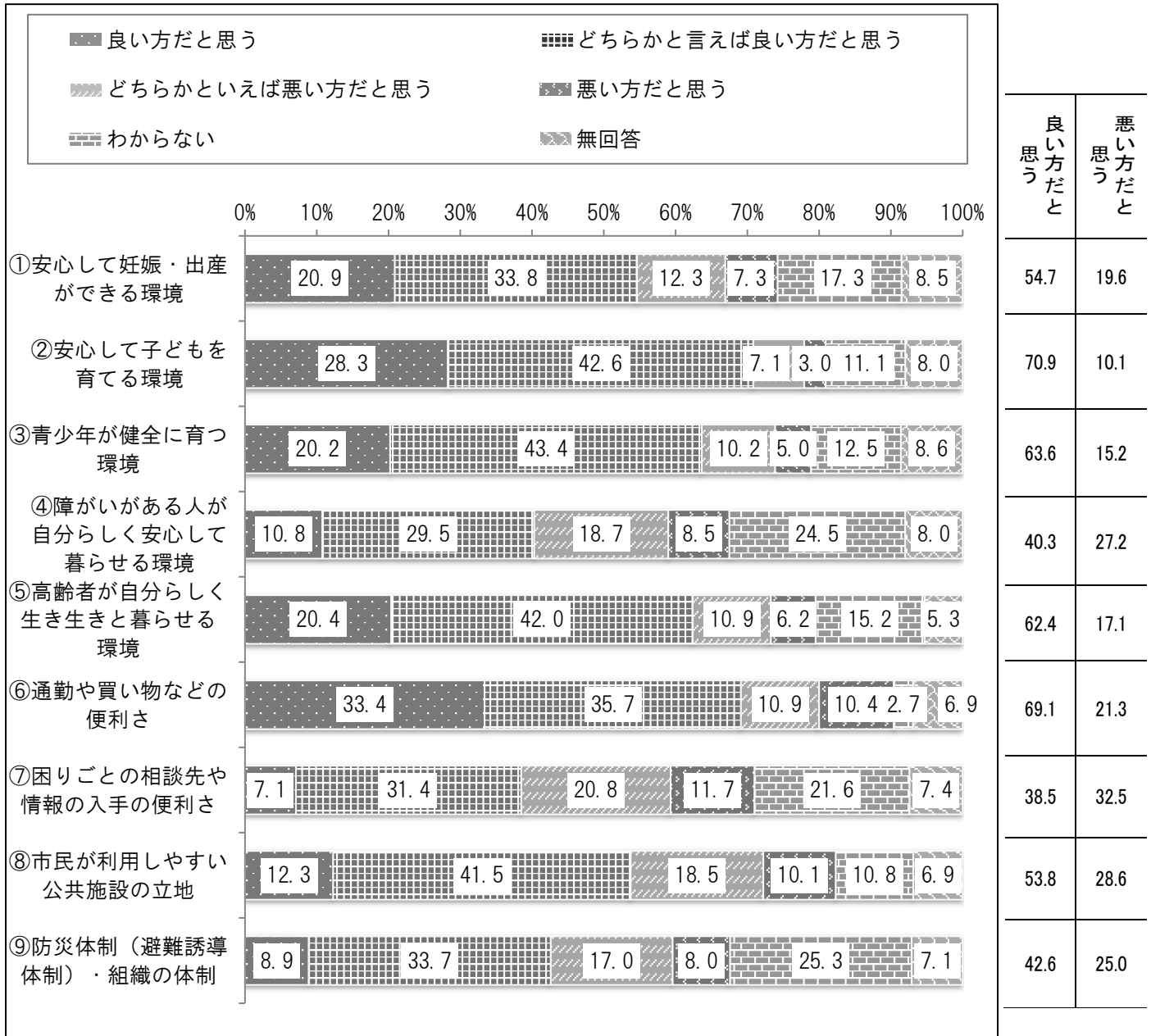
①石垣市に対して「愛着」を感じるか(問11)

- 石垣市にどの程度「愛着」を感じているか質問した結果、全体では「愛着を感じている」(74.8%)の割合が最も高く、前回(平成28年)と比べ13.6ポイント高くなっている。
- 年齢別にみると、「愛着を感じている」の割合は「75歳以上」(80.2%)で最も高く、60歳代以上の比較的高い年齢層で、やや割合が高くなっている。



②お住まいの地域の暮しやすさ(問12)

『良い方だと思う』(「良い方だと思う」+「どちらかといえば良い方だと思う」)による評価



	比較的評価の高い項目	やや評価の低い項目
全体	②安心して子どもを育てられる環境 (70.9%) ⑥通勤や買い物などの便利さ (69.1%) ③青少年が健全に育つ環境 (63.6%) ⑤高齢者が自分らしく生き生きと暮らせる環境 (62.4%)	①安心して妊娠・出産ができる環境 (54.7%) ④障がいがある人が自分らしく安心して暮らせる環境 (40.3%) ⑦困りごとの相談先や情報の入手の便利さ (38.5%) ⑧市民が利用しやすい公共施設の立地 (53.8%) ⑨防災体制 (避難誘導體制)・組織の体制 (42.6%)
年齢別	②安心して子どもを育てられる環境 (64歳以下の年代で特に割合が高い)	①安心して妊娠・出産ができる環境 (20歳代、40歳代では『悪い方だと思う』割合がやや高い) ④障がいがある人が自分らしく安心して暮らせる環境 (30、40歳代では『悪い方だと思う』が多い) ⑦困りごとの相談先や情報の入手の便利さ (65歳代後半では『悪い方だと思う』が多い) ⑧市民が利用しやすい公共施設の立地 (30歳代及び70歳代以上でやや割合が低い) ⑨防災体制 (避難誘導體制)・組織の体制 (70代以上でやや割合が低い)
地区別	⑥通勤や買い物などの便利さ (第二民児協地区) ⑧市民が利用しやすい公共施設の立地 (第二民児協地区)	⑦困りごとの相談先や情報の入手の便利さ (第三民児協地区) ⑧市民が利用しやすい公共施設の立地 (第三民児協地区) ⑨防災体制 (避難誘導體制)・組織の体制 (第三民児協地区)

③近所との付き合い(問 13)

○ 日頃、近所の人とどのような付き合いをしているかについて質問した結果、全体にみると「会えばあいさつをする程度」(42.5%)が最も多く、若い年齢層で割合が高くなる傾向にある。

④地域住民が手伝えること(問 14)

⑤地域住民に手伝って欲しいこと(問 14-1)

	手伝えること (上位項目)	手伝ってほしいこと (上位項目)
全体	声かけや安否の確認 (33.6%) 話し相手 (25.7%) 地域のイベント (20.8%) 災害時の支援 (19.8%)	特にない (64.6%) 災害時の支援 (18.9%) 声かけや安否の確認 (10.5%) 話し相手 (5.5%) ※特に75歳以上 病院や施設などへの送迎 (5.1%)

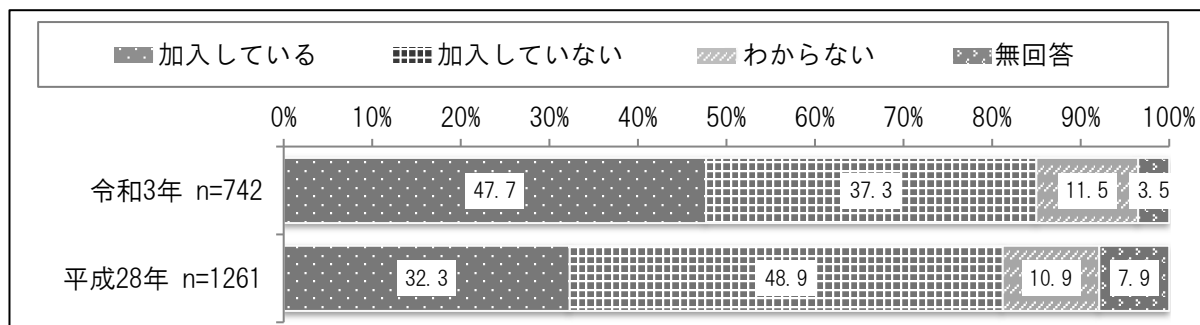
⑥近隣で気になる家庭の有無(問 15)

- 近隣で気になる家庭について質問した結果、全体では「特にない」(77.6%)が8割近くを占めている。

近隣で気になる家庭 (具体的な内容)	
全体	「引きこもり・孤立している家庭 (高齢一人暮らし、高齢の親と引きこもりの中高年など)」(5.1%) 「ゴミ屋敷」(4.2%) 「ひとり親家庭や子どもの貧困」(3.6%)
年齢別	「ひとり親家庭や子どもの貧困」(20歳代、30歳代でやや割合が高い) 「ゴミ屋敷」(70歳代以上)

⑦自治会への加入の有無(問 16)

- 全体では「加入している」が47.7%を占める。前回調査(平成28年)より15.4ポイント増加している。
- 年齢別にみると、高い年齢層で「加入している」の割合が高くなる傾向にある。
- 民児協地区別にみると、第一民児協地区では、「加入している」(54.7%)の割合が過半数を占めている。

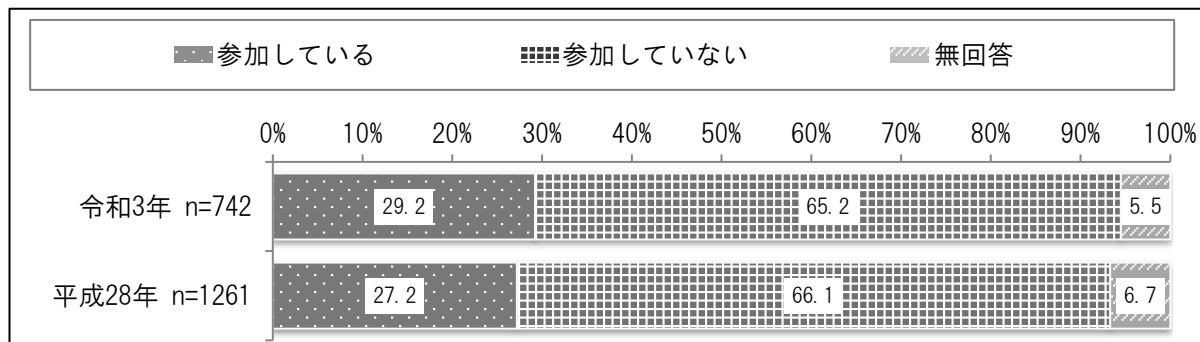


⑧自治会に参加していない理由(問 16-1)

自治会に参加していない理由 (上位項目)	
全体	「必要を感じない」(31.0%) 「時間的なゆとりがない」「加入の勧誘がない」(いずれも30.0%)
年齢別	「永住する気がない」(20歳代) 「時間的なゆとりがない」(20歳代、30歳代) 「必要を感じない」(60歳代前半、70歳代前半)
地区別	「時間的なゆとりがない」(第三民児協地区)

⑨地域活動参加の有無(問 17)

- 地域活動への参加状況について質問した結果、全体では「参加している」は29.2%、「参加していない」は65.2%となっている。
- 年齢別にみると、「参加している」の割合は、比較的高い年齢層で高くなる傾向にある。
- 民児協地区別にみると、第一民児協地区では「参加している」(38.0%)の割合が他に比べ高くなっている。



⑩地域活動に参加している主な理由(問 17-1)

⑪地域活動に参加していない主な理由(問 17-2)

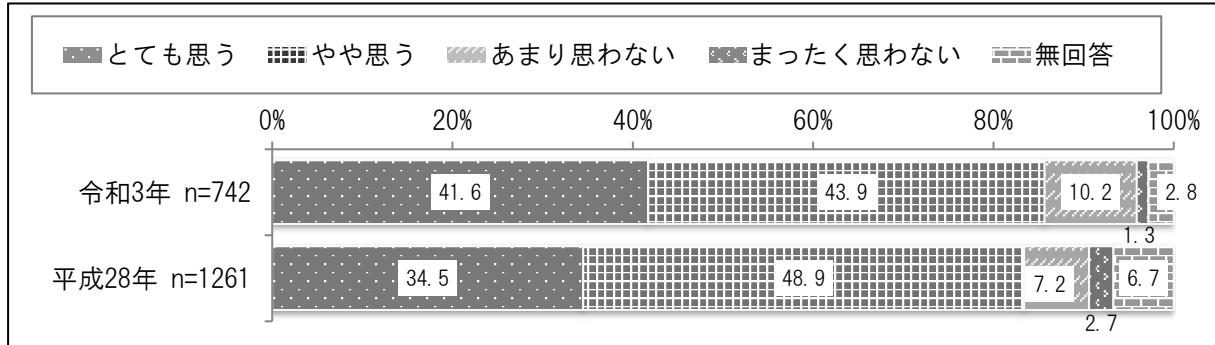
	参加している主な理由(上位項目)	参加していない主な理由(上位項目)
全体	「地域に暮らす人の義務だと思うから」(53.5%) 「活動を通じて人間関係が広がるから」(50.7%) 「地域のために役に立つと思うから」(49.8%)	「いつ・どこでなどの活動内容に関する情報がないから」(31.6%) 「時間の余裕がないから」(29.3%) 「自分の生活で精いっぱいだから」(25.2%)
年齢別	—	「時間の余裕がないから」(若い年齢層で多い) 「いつ・どこでなどの活動内容に関する情報がないから」(30歳代を中心に比較的若い世代)
地区別	—	「いつ・どこでなどの活動内容に関する情報がないから」(第二民児協地区)

⑫地域活動に参加したい分野や内容(問 18)

	地域活動に参加したい分野や内容(上位項目)
全体	「豊年祭や運動会など自治会等での活動」(22.6%) 「ボランティアやNPO(民間非営利組織)などにおける活動」(15.4%) 「スポーツ・レクリエーション団体活動」(14.8%)
年齢別	「スポーツ・レクリエーション団体活動」(20歳代) 「学校・PTA・子ども会育成会などの活動」(30歳代、40歳代) 「シニア(老人)クラブでの活動」(65歳以上の各年齢層) 「豊年祭や運動会など自治会等での活動」、「シニア(老人)クラブでの活動」(75歳以上)
地区別	「豊年祭や運動会など自治会等での活動」(第一民児協地区)

⑬地域住民が協力して住みやすい地域にする重要性(問 19)

○ 地域住民が協力して住みやすい地域にしていかなければいけないと思うかについて、全体にみると「やや思う」(43.9%)の割合が最も高く、次いで「とても思う」(41.6%)となっており、『思う』(「とても思う」+「やや思う」)の割合は85.5%。年齢別にみると、75歳以上では『思う』の割合は91.1%となっている。

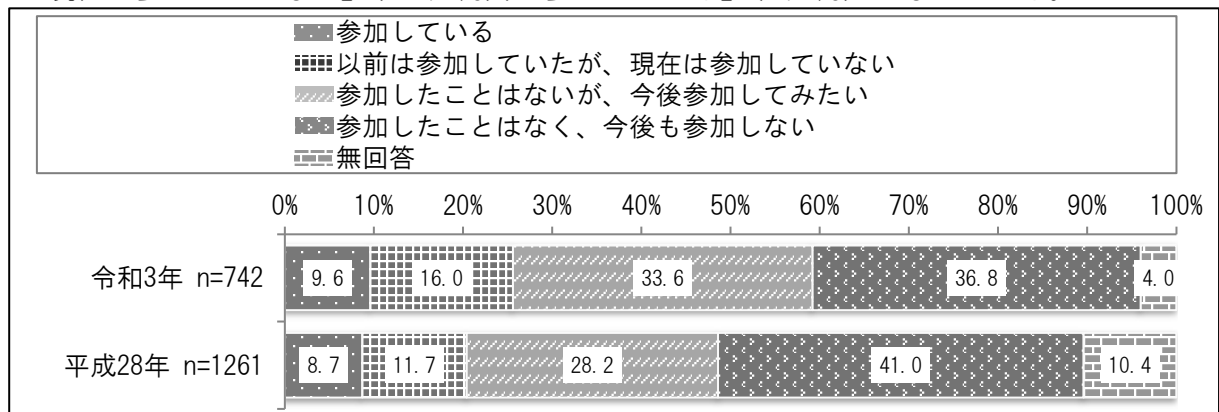


⑭地域住民が協力して住みやすい地域にするための取り組み(問 19-1)

	住みやすい地域にするための取り組みとして必要なもの(上位項目)
全体	「地域の人が気軽に集まれる場所をつくる」(44.9%) 「住民が地域の活動に積極的に参加する」「行政が地域活動の相談窓口や支援・援助の体制を充実させる」(いずれも30.2%) 「市民向けに地域活動やボランティア活動等の情報を発信する」(29.4%)
年齢別	「市民向けに地域活動やボランティア活動等の情報を発信する」(30歳代から60歳代前半) 「住民が地域の活動に積極的に参加する」(50歳代以上) 「地域の人が気軽に集まれる場所をつくる」(高い年齢層で割合が高い)
地区別	「自ら進んで日頃から住民相互のつながりをもつように心がける」「住民が地域の活動に積極的に参加する」(第一民児協地区)

⑮ボランティア活動やNPO(民間非営利組織)などの活動への参加(問 20)

○ 全体では「参加したことはなく、今後も参加しない」(36.8%)の割合が最も高く、次いで「参加したことはないが、今後参加してみたい」(33.6%)、「以前は参加していたが、現在は参加していない」(16.0%)、「参加している」(9.6%)となっている。



⑩ ボランティア活動に参加している主な理由(問 20-1)

⑪ ボランティア活動等に参加していない主な理由(問 20-2)

	参加している主な理由(上位項目)	参加していない主な理由(上位項目)
全体	「地域のために役に立つと思うから」(62.0%) 「活動を通じて人間関係が広がるから」(47.9%) 「活動が楽しいから」(35.2%) 「地域に暮らす人の義務だと思うから」(33.8%)	「時間の余裕がないから」(32.8%) 「自分の生活で精いっぱいだから」(29.2%) 「いつ・どこでなどの活動内容に関する情報がないから」(28.4%)
年齢別	—	「時間の余裕がないから」 (20歳代を除き若い年齢層ほど割合が高い)
地区別	「地域に暮らす人の義務だと思うから」、 「立場上、参加する必要があるから」 (第一民児協地区) 「活動が楽しいから」(第二民児協地区) 「地域のために役に立つと思うから」、 「活動を通じて人間関係が広がるから」 (第三民児協地区)	「いつ・どこでなどの活動内容に関する情報がないから」(第二民児協地区)

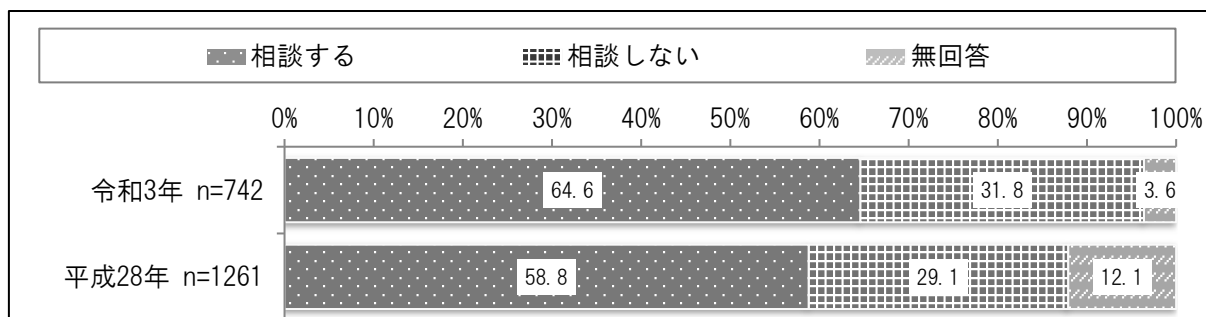
⑫ 参加してみたいボランティア活動(問 21)

	参加したいボランティア活動(上位項目)
全体	「地域の環境衛生活動」(26.3%) 「地域行事等の活動」(22.6%)
年齢別	「子育て家庭への支援」(30歳代、40歳代)
地区別	「地域行事等の活動」、「交通安全に関する活動」(第一民児協地区)

(3) 日常生活上の不安・悩みや困りごとについて

①日常生活における悩み/不安や困りごとの相談(問 22)

- 全体では「相談する」が64.6%、「相談しない」が31.8%となっている。
- 年齢別にみると、「相談する」の割合は75歳以上及び比較的若い層で、割合が高くなる傾向にある。



②日常生活における悩み/不安や困りごとの相談相手(問 22-1)

	相談相手 (上位項目)
全体	「同居している家族」(63.3%) 「友人・知人」(55.3%) 「同居していない家族」(41.1%)
年齢別	「同居していない家族」(30歳代、40歳代) 「友人・知人」(40歳代以下) 「ケアマネージャー、ホームヘルパーなど」「医師や保健師など」(70歳代以上)

③日常生活における悩み/不安や困りごとを相談しない理由(問 22-2)

	相談しない理由 (上位項目)
全体	「他人に頼らず、自分自身で解決したい」(52.5%) 「信頼できる人が周りにいない」(19.1%) 「相談機関がわからない」(14.8%)
年齢別	「信頼できる人が周りにいない」(20歳代) 「相談する時間や相談窓口まで行く時間の余裕がない」(30歳代)

④日常生活で、どのようなことに悩み/不安や困りごとを感じているか(問 23)

	悩み/不安や困りごと (上位項目)
全体	「自分や家族の健康に関すること」(47.0%) 「生活費など経済的なこと」(29.6%) 「自分や家族の生活に関すること」(29.0%)
年齢別	「育児・子育てに関すること」(40歳代以下の若い年齢層) 「生活費など経済的なこと」(50歳代) 「仕事や勉強に関すること」(50歳代以下) 「自分や家族の健康に関すること」(50歳代以上の年齢層)

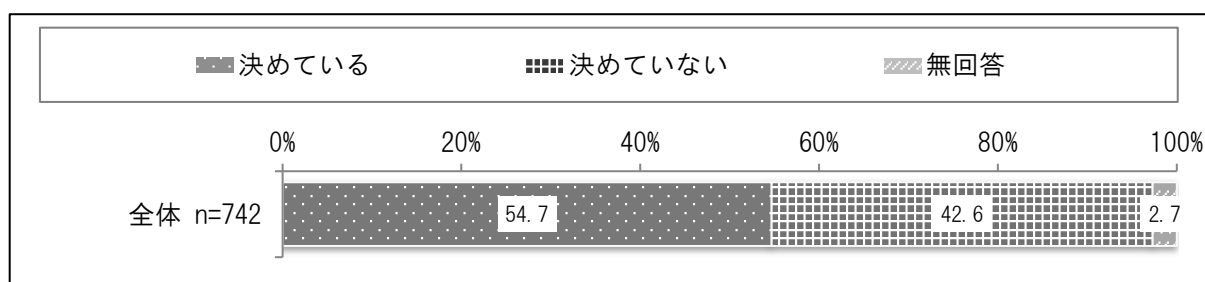
(4) 災害時の対応について

①身近で不安を感じる災害(問 25)

身近で不安を感じる災害 (上位項目)	
全体	「地震」(71.8%) 「台風」(71.7%) 「火災」(39.2%)
地区別	「火災」(第二民児協地区)

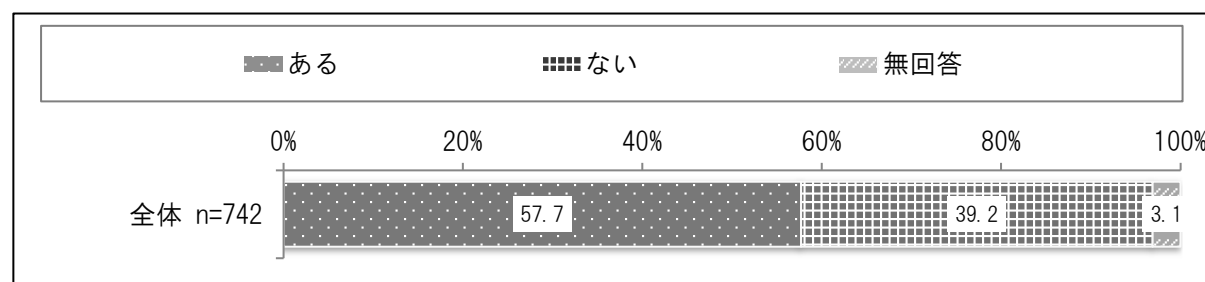
②災害時に避難をする避難場所(問 25-1)

- 災害時の避難場所を決めているか質問した結果、全体では「決めている」が54.7%、「決めていない」は42.6%であった。
- 年齢別にみると、40歳代、50歳代及び65歳以上の年齢層では「決めている」の割合が高くなっている。
- 民児協地区別にみると、第二民児協地区では「決めていない」の割合が高くなっている。



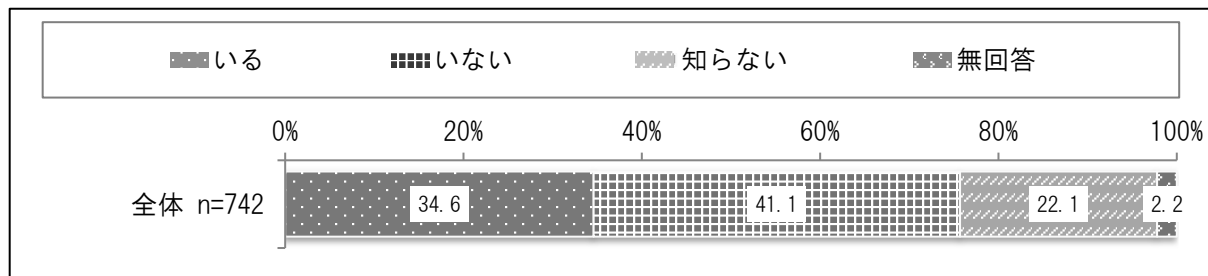
③地域災害の危険性について、ハザードマップ等に対する認知度(問 25-2)

- 地域での災害の危険性についてハザードマップ等で確認したことがあるか質問した結果、全体では「ある」が57.7%、「ない」が39.2%を占めている。
- 年齢別にみると、20歳代で「ない」の割合が高くなっている。
- 民児協地区別にみると、第一民児協地区では「ある」(62.0%)の割合が他に比べ高くなっている。



④災害時に気になる人が近所にいるか(問 25-3)

- 災害時に気になる人が近所にいるか質問した結果、全体では「いない」が41.1%、「いる」が34.6%、「知らない」が22.1%となっている。
- 年齢別にみると、20歳代では「知らない」(31.4%)の割合が他に比べ高くなっている。
- 民児協地区別にみると、第三民児協地区では「いる」(38.1%)の割合が他に比べ高くなっている。



⑤災害時に困ること(問 25-4)

	災害時に困ると思うこと(上位項目)
全体	「物資の入手方法などがわからない」(45.4%) 「災害の情報がわからない」(34.0%) 「必要な治療が受けられない」(26.0%)
年齢別	「物資の入手方法などがわからない」(20歳代、30歳代、60歳代前半)
地区別	「災害の情報がわからない」(第二民児協地区)

⑥台風や地震などの災害に対する備え(問 25-5)

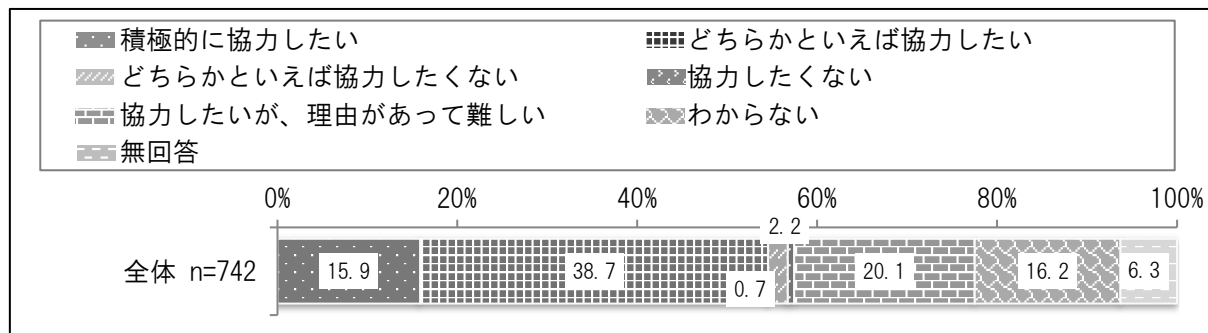
	災害に対する備え(上位項目)
全体	「水や食料などの非常食を備蓄している」(40.3%) 「避難場所や集合場所などについて、家族で話し合っている」(31.7%) 「特にない」(38.0%)
年齢別	「特にない」(20歳代) 「避難場所や集合場所などについて、家族で話し合っている」(40歳代、50歳代)
地区別	「避難場所や集合場所などについて、家族で話し合っている」(第一民児協地区)

⑦災害時の備えとして重要なこと(問 25-6)

	災害に対する備えとして重要なこと(上位項目)
全体	「自分や同居する家族の避難方法の確認」(75.1%) 「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」(53.2%) 「危険箇所の把握」(40.2%) 「日頃からの隣近所とのあいさつ、声かけや付き合い」(39.2%)
年齢別	「自分や同居する家族の避難方法の確認」(30歳代、40歳代、60歳代前半)
地区別	「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」、 「地域での避難訓練の実施」(第一民児協地区) 「避難の際に支援が必要な人の把握」(第二民児協地区)

⑧避難が困難な人が近所にいる場合、自分が支援する人として協力する意向(問 25-7)

- 避難が困難な人が近所にいた場合の協力について、全体で見ると「どちらかといえば協力したい」が38.7%、「協力したいが、理由があって難しい」が20.1%、「わからない」が16.2%、「積極的に協力したい」が15.9%となっている。
- 年齢別にみると、20歳代では『協力したい』（「積極的に協力したい」+「どちらかといえば協力したい」（45.7%））の割合が他に比べやや低くなっている。



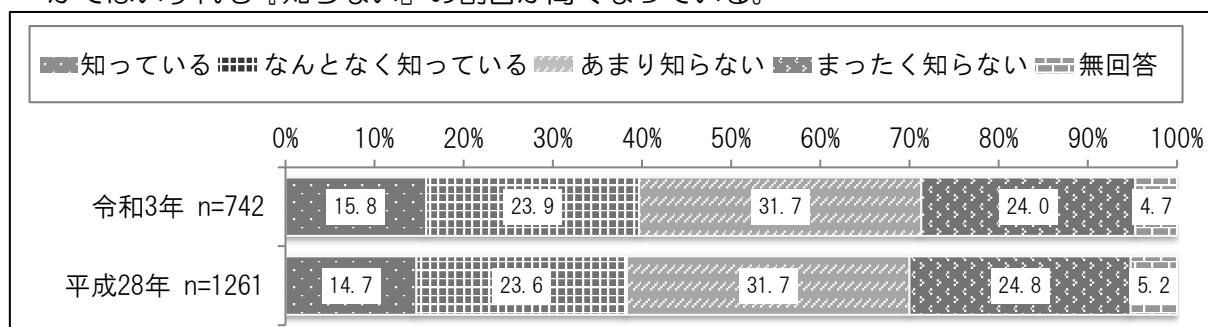
⑨災害時要援護者を支援するための取り組み(問 25-8)

	災害時要援護者を支援するための取り組み（上位項目）
全体	「近所の人や、自治会・組や班、隣組の単位などで情報を共有しておくこと」（45.7%） 「制度のわかりやすい説明を受けること」（43.0%） 「支援が必要な人と、普段から交流しておくこと」（34.4%）
年齢別	「わからない」（20歳代） 「制度のわかりやすい説明を受けること」（30歳代から50歳代） 「近所の人や、自治会・組や班、隣組の単位などで情報を共有しておくこと」（40歳代、60歳代以上）
地区別	「支援が必要な人と訓練に参加すること」（第一民児協地区）

(5) 福祉サービス・制度等について

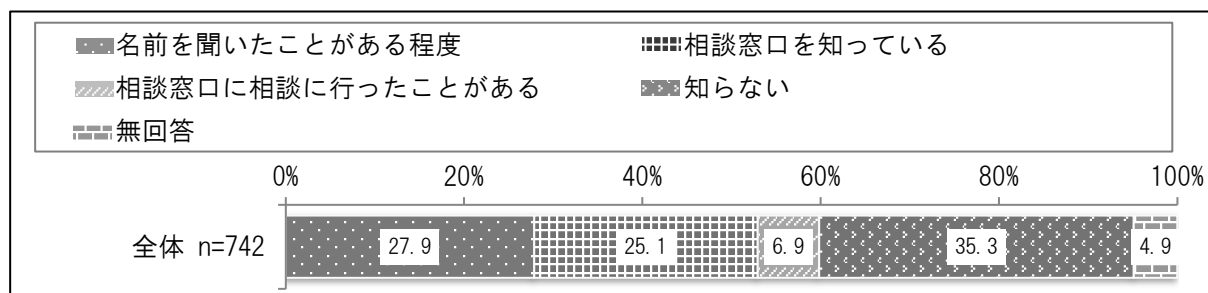
①福祉の支援が必要な時のサービスの受け方(問 26)

- 家族が介護をはじめとした福祉の支援が必要になった際の福祉サービスの受け方に関する認知状況について質問した結果、全体では『知っている』(「知っている」+「なんとなく知っている」)は 39.7%、『知らない』(「あまり知らない」+「まったく知らない」)は 55.7% を占める。
- 年齢別にみると、60 歳代では『知っている』が『知らない』を上回っているが、このほかではいずれも『知らない』の割合が高くなっている。



②市内の福祉サービスの相談窓口(問 27)

- 市内の福祉サービスの相談窓口に関する認知度を質問した結果、全体では「知らない」(35.3%)の割合が最も高く、次いで「名前を聞いたことがある程度」(27.9%)、「相談窓口を知っている」(25.1%)となっている。
- 年齢別にみると、60 歳代以上の年齢層では「相談窓口を知っている」の割合が他に比べ高くなっている。

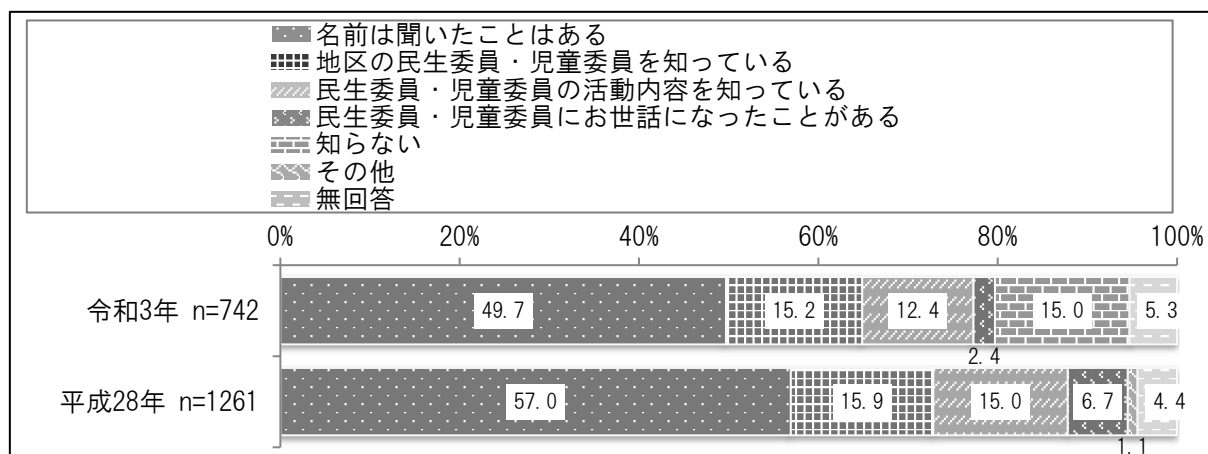


③地域や福祉に関する情報の入手先(問 28)

	地域や福祉に関する情報の入手先 (上位項目)
全体	「市の広報誌」(56.3%) 「新聞の記事やお知らせ欄」(27.5%)
年齢別	「特にない」(20 歳代) 「市のホームページ」(30 歳代から 60 歳代前半) 「新聞の記事やお知らせ欄」(60 歳代以上)
地区別	「市の広報誌」(第二民児協地区)

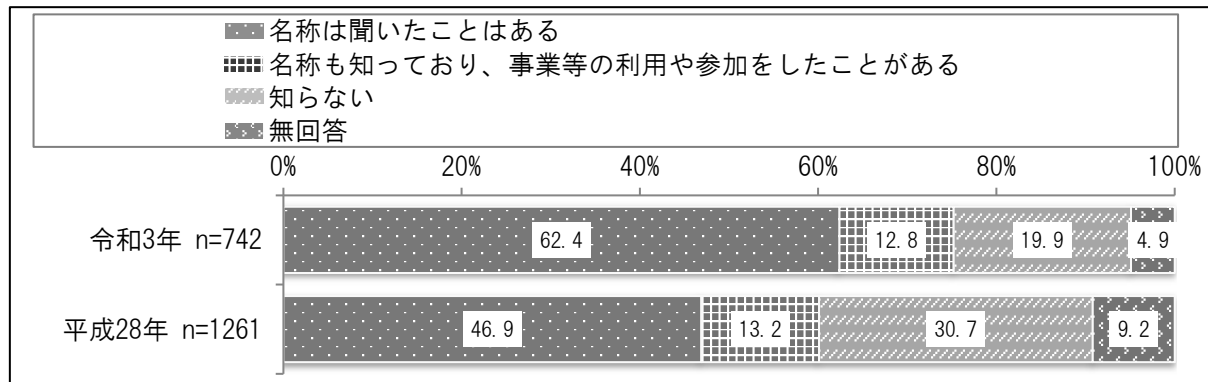
④民生委員・児童委員の認知度(問 29)

- 民生委員・児童委員の認知度について質問した結果、全体では「名前は聞いたことはある」(49.7%)の割合が最も高く、次いで「地区の民生委員・児童委員を知っている」(15.2%)、「知らない」(15.0%)、「民生委員・児童委員の活動内容を知っている」(12.4%)が続いている。前回調査との比較では、「名前は聞いたことはある」が 7.3 ポイント減少し、「知らない」が 13.9 ポイント増加している。
- 年齢別にみると、20 歳代では「知らない」(42.9%)の割合が高く、このほかではいずれも「名前は聞いたことはある」の割合が高くなっている。
- 民児協地区別にみると、第一民児協地区では「地区の民生委員・児童委員を知っている」(22.3%)の割合が他に比べ高くなっている。



⑤石垣市社会福祉協議会の認知度(問 30)

- 石垣市社会福祉協議会の認知度について質問した結果、全体では「名称は聞いたことはある」が 62.4%を占め、「名称も知っており、事業等の利用や参加をしたことがある」が 12.8%、「知らない」が 19.9%となっている。前回調査との比較では「名称は聞いたことはある」が 15.5 ポイント増加し、「知らない」が 10.8 ポイント減少している。
- 年齢別にみると、20 歳代では「知らない」(48.6%)が半数近くを占め、次に「名称は聞いたことはある」の割合が高くなっている。
- 民児協地区別にみると、第二民児協地区では「名称は聞いたことはある」(58.6%)の割合が他よりやや低く、「名称も知っており、事業等の利用や参加をしたことがある」(16.6%)の割合はやや高くなっている。



⑥社会福祉協議会が行っている事業や活動内容(問 30-1)

社会福祉協議会が行っている事業や活動内容の認知状況（上位項目）	
全体	「共同募金事業」(36.0%) 「配食サービス事業」(35.8%) 「障がい児通所支援事業〈ひまわり〉」(27.6%) 「障がい者相談支援事業〈むゆる館〉」(27.2%)
年齢別	「事業名や活動内容は知らない」(40歳代、50歳代) 「配食サービス事業」(60歳代以上) 「共同募金事業」(65歳以上)
地区別	「配食サービス事業」、「共同募金事業」(第二民児協地区)

⑦社会福祉協議会に期待する活動(問 30-2)

社会福祉協議会に期待する活動（上位項目）	
全体	「高齢者や障がい者世帯等への在宅福祉サービスの充実」(39.2%) 「低所得世帯に対する支援の充実」(31.1%) 「ひとり親家庭への支援の充実」(26.4%)
年齢別	「子育て支援事業の充実」(30歳代、40歳代) 「高齢者や障がい者世帯等への在宅福祉サービスの充実」(50歳代以上)
地区別	「ひとり親家庭への支援の充実」、「健康づくり・生きがいつくり事業の充実」 (第二民児協地区)

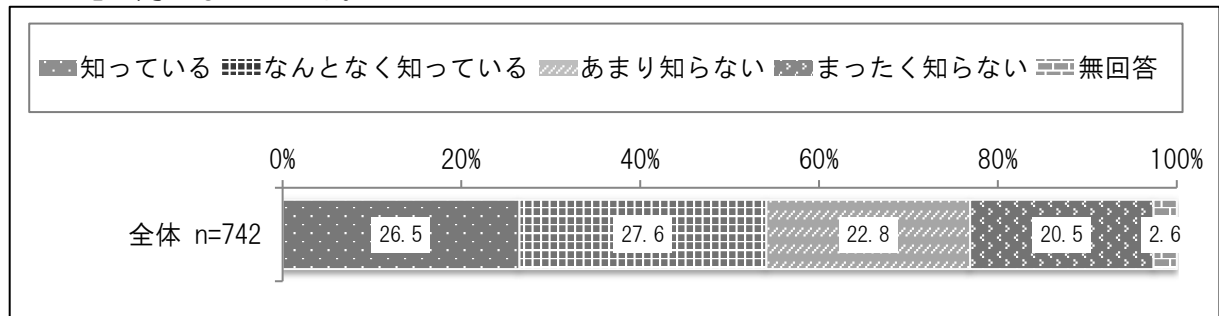
⑧石垣市が地域に密着した細かな福祉サービスを提供するために必要な事項（問 31）

石垣市が地域に密着した細かな福祉サービスを提供するために必要な事項 (上位項目)	
全体	「福祉に携わる人材育成・確保を推進する」(54.6%) 「住民を主体とした、支え合いや見守り活動などの相互扶助意識を高める活動を推進する」(35.2%) 「地域のボランティア団体、NPO 団体等の育成、支援を積極的に推進する」(33.0%)
年齢別	「住民を主体とした、支え合いや見守り活動などの相互扶助意識を高める活動を推進する」(60歳代以上)

(6) 成年後見制度の認知度・後見人について

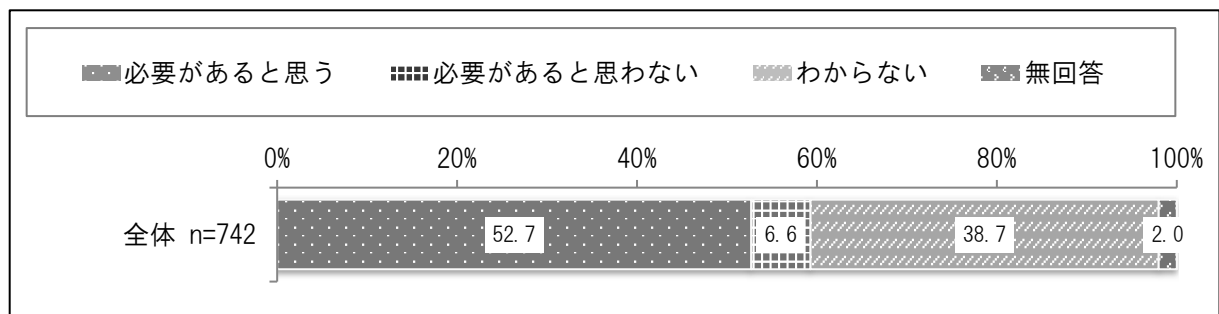
①成年後見制度の認知度・後見人について(問 32)

- 成年後見制度の認知度について質問した結果、『知っている』(「知っている」+「なんとなく知っている」)は 54.1%、『知らない』(「あまり知らない」+「まったく知らない」)は 43.3%を占める。
- 年齢別にみると、若い年齢層で「まったく知らない」の割合が高くなる傾向にある。
- 民児協地区別にみると、第二民児協地区では『知っている』の割合が 59.1%を占め、他に比べ高くなっている。



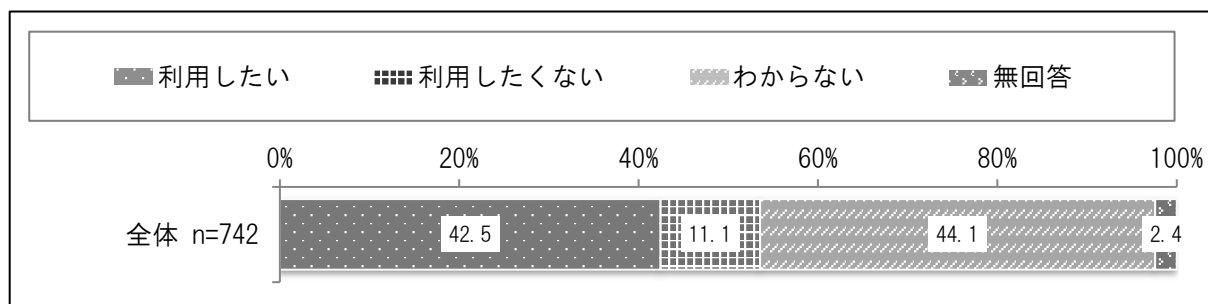
②今後の成年後見制度の必要性について(問 32-1)

- 今後、成年後見制度の必要性は高くなるか質問した結果、全体では「必要があると思う」(52.7%)が過半数を占めており、次いで「わからない」(38.7%)、「必要があると思わない」(6.6%)が続いている。
- 年齢別にみると、「必要があると思う」は 30 歳代から 60 歳代前半にかけて、また 70 歳以上の年齢層で、いずれも過半数を占めている。一方、20 歳代では「わからない」(48.6%)の割合が最も高く、30 歳代、40 歳代でも 4 割を占めている。
- 民児協地区別にみると、第二民児協地区では「必要があると思う」(59.1%)の割合が他に比べ高くなっている。



③成年後見制度の利用意向(問 32-2)

- 自身や親族が、認知症等により判断が十分にできなくなったときに成年後見制度を利用したいと思うか質問した結果、全体では「わからない」(44.1%)の割合が最も高く、次いで「利用したい」(42.5%)、「利用したくない」(11.1%)が続いている。
- 年齢別にみると、40歳代及び75歳以上では「利用したい」、50歳代と70歳代前半では「わからない」の割合が高く、このほかでは「利用したい」「わからない」での回答が拮抗している。



(7) 重点を置くべき地域福祉の政策について

	石垣市で重点を置くべき福祉の政策 (上位項目)
全体	「保健、医療、福祉サービス情報提供体制の強化」(34.1%) 「サービス利用支援と手続きの簡素化・スピード化」(30.6%) 「各種手当の適正な支給と費用負担の軽減施策の充実」(27.8%)
年齢別	「いじめ、児童虐待、高齢者虐待、DVなどの早期発見、早期対応策の充実」(20歳代、30歳代) 「市民の人権が尊重されるまちづくりの推進」(20歳代、60歳代以上) 「福祉人材の確保と養成」(30歳代から60歳代前半)
地区別	「防災、防犯などの安全対策の充実」(第三民児協地区)

2. 民生委員・児童委員、関係団体等アンケート調査結果概要

(1) 民生委員・児童委員アンケート調査結果概要

①生活に関する相談ごと

地区	内容
第一民児協	<ul style="list-style-type: none"> ・年金問題 ・生活が困難なため生活保護を受給したい ・老人世帯が多く、介護支援・生活支援がないか ・病気で働けない(親と同居)、医療費だけでも支援を受けたい ・伊原間にあった巡回院が無くなったので今では市内の病院に行っているが、移動が大変。福祉バスを運行してほしいとお願いしている ・65才以上(非課税世帯)のバスの乗り放題について ・夫婦間の問題 ・独り暮らしの高齢者(特に男性)の隣人からの相談。付き合いがないけど気になるなど ・配布物(行政等)の内容が分からない ・住宅(台風対策)
第二民児協	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭による学童クラブ申請等 ・買い物して欲しい、墓掃除に来て欲しいという連絡がある ・学資資金の借入 ・生活保護の申請 ・ひとりで生活するのがすごく寂しいとのこと。食事を食べたくないとの相談が寄せられる ・証明が主な相談ごとである ・介護の相談 ・安い家賃の部屋をさがしたい ・購入費用の借り入れ申請 ・ひきこもり ・生活支援
第三民児協	<ul style="list-style-type: none"> ・登校しづり児童への支援、不登校児童への支援 ・高齢者単身世帯の不安 ・高齢単身世帯の生活支援(移動、話し相手) ・福祉の申請をするための問い合わせ対応 ・連れ子の養育費 ・国民年金だけでの生活が苦しい ・持ち家があるため、生活保護が受けられないとの相談が多い ・高齢者による介護に関する相談 ・保育園や児童放課後クラブ等の入所申し込み証明の相談が多い

②地域の福祉課題

地区	内容
第一民児協	<ul style="list-style-type: none"> • 民生委員が男性なので相談しづらいとのこと • 緊急事態の時の対応に不安を感じるため、関係機関と情報交換しながらつなげていけたらと思う • 一人暮らしの方の訪問で、なかなか対応してくれない時がある(留守だったり、寝ていたり) • 年金額が少なく、持ち家があるため支援が受けられない。今後の生活をどうするかが課題 • 磯部地区には磯部第一団地、第二団地があり、団地における活動が難しい • 民生委員だけでは対応が難しい • 個人情報の手 • (高齢男性一人住まい)、糖尿病で目不自由、足も不自由だが、助けは不要と援助を拒まれ、対応が難しい • 畑小屋に住み着いた子ども連れの家族について。以前にも居住者がいて、水道はないが山からの流水をパイプに引いて洗濯等していた。今回、子ども達の衛生上の点から水道の充実のため水道課に相談。結果、水がないことを知った上で居住しているから自費で整備するしかないとのこと
第二民児協	<ul style="list-style-type: none"> • 気軽に相談ができるように努めたい • 決定権は市や県にしかないのでメッセージに徹している • 行政、地域包括へのつながりが大変 • ひとり暮らし、ひきこもりは、周辺住民との接触がほとんどなく、周囲の人々もどこまでプライバシーに立ち入っていいのか、戸惑いがある • 精神的に不安定な方、被害妄想を抱えた方からの相談
第三民児協	<ul style="list-style-type: none"> • 社会から孤立した家庭、家族をどのように地域コミュニティに繋げていくのが難しい • (移動) 子ども、孫、隣近所や民生委員が支援出来ない時は、病院や用件等にバスで行くときもあるが、体調が悪いときは困っている • 1人暮らしの男性への対応 • 専門的知識の習得 • (生活保護) 福祉課を紹介し、相談するが持ち家があるのでだめだと言われることが多く困っている • お金の問題についての相談が一番難しい。新栄町は持ち家老人が多く、ほとんどの方が国民年金での生活で、デイケアへの通所料も出せないなど厳しい状況である • 夫が病弱で入院費の負担があり、医療福祉を受けたいという相談 • 家族間(親・子)の関係、財産関連などの問題

③解決に向けて必要なこと

地区	内容
第一民児協	<ul style="list-style-type: none"> • 各地域の公民館役員等との話し合いを設ける。情報の収集が必要で、PRにもなる • なるべく近隣の方にも情報(居住しているということのみ)を伝え、民生委員間でも情報交換していけたらと思う • 地区の支援者名簿を教えて欲しい • 退職前からの貯蓄や、家族内でどうするかなどの対応策を考える環境づくり • 北部地区の公民館の役員と、行政との話し合いが必要である • 地域ぐるみの活動 • 行政連絡員の活動 • 行政の支援が必要 • 包括支援の担当に伝え、健康面や困りごとの相談に乗ってもらう。本人や隣人にも気になることなど聞く • 直接会って、できる限りの説明を行う
第二民児協	<ul style="list-style-type: none"> • プライバシー保護にあまりにも慎重で、役所が持っている情報があまり届かない。行政機関との連携が重要だと思う • 家族の支援が必要 • 本人から連絡があった場合は傾聴することを心掛けている • 関係機関につなぐこと
第三民児協	<ul style="list-style-type: none"> • 地域のコミュニティを活性化させる • それぞれの役割の認識、確認をしていくようなモニタリングができるシステムの構築 • 妊娠中から切れ目のない支援ができる体制の構築 • デイサービスの推進は必要であるが、デイサービスへ通っている人には問題を解決するための費用など細かなことを聞くのは難しいので、行政が話をきいて、進めた方がいいと思う • パートナー活動ができるように、民生委員を増やしてほしい

(2) 関係団体等アンケート調査結果概要

問1 団体名	問2 団体の活動概要	問3 活動での困りごとや課題
石垣市民生委員・ 児童委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民に寄り添い、身近な相談相手となり関係機関への「つなぎ役」の活動 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の理解不足により、民生委員は何でもやってくれると思われる(例)引っ越しの手伝い、病院への送迎、報酬をもらっている、など
石垣市人権擁護 委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの人権相談・救済、啓発活動の推進活動 	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの人権相談や救済、啓発活動を推進している。人権相談を開設しているが、身近過ぎて相談になっているのか分かりづらい
八重山地区 医師会	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健、地域保健、健康相談、産業保健、福祉医療等の事業 	<ul style="list-style-type: none"> 会員は日頃は診療に忙しく、なかなか活動に参加できない
石垣市身体 障がい者団体 協議会	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者スポーツ大会の開催やピクニック等を通じた会員の交流など 地域団体のリーダー養成及び研修 身体障害者福祉並びに地域福祉に関する情報収集と提供 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者団体の集まる機会がない 身体障がい者団体が使用できる、リハビリ用の器具がないので困っている 新型コロナウイルス感染症により、スポーツ大会、社会福祉大会が中止になり活動の機会がない
石垣老人クラブ 連合会	<ul style="list-style-type: none"> 趣味のクラブ(活動日：月～金) 月例ゲートボール大会 月例グラウンドゴルフ大会 	<ul style="list-style-type: none"> 会員数の減少 趣味のクラブ活動の参加者の減少 新しい趣味クラブ開設の要望等もあるが、部屋数の不足で開設が難しい
石垣市婦人 連合会	<ul style="list-style-type: none"> 会員の資質の向上と福祉の増進に努め、安全で平和な地域づくりの貢献 交通安全母の会の活動 夫人の主張大会の開催や広報活動 会員相互の親睦と交流 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人会の役員引き受け手がなく、婦人会の存続が不可能な地域が出ている。また、婦人会から石婦連へ派遣役員のなり手がいないという状態である
一般社団法人 石垣市ひとり親 家庭福祉会	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭(母子、父子、寡婦、寡夫)の福祉の増進にむけた活動 	<ul style="list-style-type: none"> 本市では約 1,000 世帯のひとり親家庭がいるが、本福祉会の会員は 127 世帯であり、全体の 13%と少ないため、加入促進が課題である 本福祉会の拠点として、現在、市健康福祉センターの隣接に事務所を無償で市から借りているが、2023 年度までの期限付きのため、今後の活動に不安を感じている

問1 団体名	問4 地域の福祉課題など	問5 課題解決に必要なこと
石垣市民生委員・ 児童委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉のネットワーク活動、ふれあいサロン(集い・憩の場)などの地域組織化の取り組みが不十分である 	<ul style="list-style-type: none"> 住民参加を促すためには、情報提供が必要である 地域の各種団体、組織との協働体制のあり方 住民が地域活動に関心がないので、行政からの働きかけ
石垣市人権擁護 委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしの場合は何かあった時に自分がどうなるか心配の声がある。対処法として、カーテンを少しあけて外から見えるようにしているなどの事例がある 	<ul style="list-style-type: none"> 隣近所の見守り活動、声かけ等訪問は必要である
八重山地区 医師会	<ul style="list-style-type: none"> 活動の内容がすべて、地域の福祉課題と関連しているのでは、どうかということはない 	<ul style="list-style-type: none"> 行政と医師会が常日頃から密に連絡を取り合うことが重要である
石垣市身体 障がい者団体 協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域の行事(豊年祭)などに参加しづらい 昔は地域の行事に参加できたが、豊年祭等に参加すると危ないとの理由から行きづらくなった。身体障がい者が参加できるように専用の観覧席等があるとよい 老人クラブなどの案内がない 	<ul style="list-style-type: none"> 市民及び関係団体の身体障がい者に対する理解が必要である 身体障がい者団体協議会としては、市民及び関係者団体とコミュニケーションを図りたいと思っている
石垣老人クラブ 連合会	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な社会活動への参加 移動交通手段の支援 地域医療や介護などに関すること 	<ul style="list-style-type: none"> 行政(社協)、地域(自身)、団体による連携強化 異世代による交流 情報交換の場の設定 具体的な実践項目の設定などが必要である
石垣市婦人 連合会	<ul style="list-style-type: none"> 地域に高齢者夫婦や独居老人が増えてきた、と感じる 隣近所にアパートが増え、若い世代や本土出身の人が入居しているようだが交わりが全くない 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の共助対策のために日頃から挨拶や声掛けをしていきたい 公民館や婦人会活動への参加を呼びかけたい
一般社団法人 石垣市ひとり親 家庭福祉会	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍の中であって、保護者の収入の減収に伴う、子供の貧困や教育費の負担等、ひとり親の子育てが経済的に厳しいと感じている ひとり親家庭を総合的に(生活、学習、子育て、雇用、住居など)支援する施策が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> 生活するうえで住居費の負担は大きいため、住宅補助の柔軟な対応と普及を望む 奨学金は貸付ではなく給付が必要である 地域の企業、個人による寄付や物品(食品など)の提供による生活の安定をはかる 雇用確保のための職業訓練校の整備(その間の生活費の確保)が必要である

3. ワークショップ結果概要

市街地グループ

■地域

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●地域行事に参加する若者が少なくなっている ●若年層の行事参加が少ない ●役員になりたがらない ●大川自治会加入率高い ●気軽に寄れる休憩所 ●隣人または転入者との交流がない ●転勤の方が多く(公務員)、小学校の生徒数が増え、支援を必要とする子供たち(発達支援など)への手が届いていない(登野城、大川など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●若い世代の地域活動が少ない ●子供会の活動が少ない(コロナの影響など) ●民生委員の認知度の向上 ●大川の婦人会活動の存続危機 ●掲示板が必要 ●外でのマスク、手指消毒の徹底
解決に向けた取り組み	
自助	<ul style="list-style-type: none"> ◆交流のきっかけづくりのために、積極的に自分から声かけを繰り返す ◆コロナ対策をしながら交流 ◆近隣で声をかけ合い、関わる機会を作る
共助	<ul style="list-style-type: none"> ◆婦人会の活性化については、地域の問題として公民館も含めた協議を開く ◆若年層向けイベント(遊びだけではなく)の開催、お互いに刺激し合う ◆(移住者として)、地域の繋がりが強く入りづらい所があると感じていたため、声をかけて誘ってほしい ◆中高生も楽しめるような事を地域の人を考える ◆若い人が活躍する地域。自治会加入率UPにつながる ◆石垣市民生委員・児童委員協議会でも、広報紙を発行してPRに努めている(年2回予定)
公助	<ul style="list-style-type: none"> ◆旧市庁舎の活用(金沢21世紀美術館を参考に) ◆広報、石垣への掲載(民生委員)

■交流

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所とあいさつはするが、名前は知らない(その他の事も) ●転入者との交流がない(わからない) 	<ul style="list-style-type: none"> ●移住者の地域社会への参画 ●近隣との交流が少ない
解決に向けた取り組み	
共助	<ul style="list-style-type: none"> ◆公民館として、アパート等も回してみる(移住者対象) ◆昔は高齢者と園児、幼児が交流する会があった(子どもたちがダンスや歌の披露)
公助	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもも高齢者も集える環境(場)作り

■ひきこもり

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●マッチする仕事を見つけること 	
解決に向けた取り組み	
公助	<ul style="list-style-type: none"> ◆40才以上のひきこもり支援 ◆ゆる〜いハローワーク(例 木工品、糸作り、民具作り、自然を生かす)⇒引きこもりの方は、対人より一人の空間を好むと思われるため、一人で行える作業を選定

■高齢者

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●独居老人の把握（例：75才男性、奥さん亡くされたばかり） ●独居、高齢世帯への支援 ●高齢者の交流の活発化(コロナの影響があるのでは?) ●熱中症の心配や急診が必要な世帯が多い 	
解決に向けた取り組み	
共助	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者の見守り隊結成を進めていく ◆民生委員を増員してほしい ◆役所へのつなぎ ◆ハガキ、文通で老人の安否確認 ◆高齢者(独居)を地域で見守り
公助	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康寿命、貢献寿命をあげる為、高齢者組織を一層支援 ◆高齢者のスキルを活かした場を作り、交流を作り、人材発掘

■子ども・子育て

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●生徒の自転車マナーが悪い(飛び出しが多い) ●学校用品のリサイクル方法(ランドセル等) ●18歳まで医療費無料(合計特殊出生率が高い) ●子育て中の方達のたまり場 ●保育所や小学校の学級閉鎖時、子供たちの受け入れ先がない(親が仕事の時間帯) ●近くに公園がない 	
解決に向けた取り組み	
共助	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校及び父母が自転車のマナーを指導する、警察の力もかりる ◆校区等で、小さな集まりができる場を用意する(公民館など)。悩み事相談、手作り教室、おやつ作り、リサイクルバザー等
公助	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て世代へのサポート(子育てしやすい環境づくり) ◆支援員のスキルアップ(子供発達支援) ◆放課後や休日に校庭の開放はできないか(しているのか) ◆市役所にリサイクルコーナーを作る ◆明石市長のツイッターを見て、参考にする(子供医療費無料の言及)

■障がい

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●知的障がい者の地域生活、不審者と間違われる。行き場がない ●点字ブロックがあるのに、植栽マスが邪魔して危険 ●役所のたらい回しの予防 	
解決に向けた取り組み	
公助	<ul style="list-style-type: none"> ◆総合相談窓口の開設 ◆市役所の一つの窓口でまとめて聞き、ふり分ける ◆市役所にリサイクルコーナーを作る ◆障がいの方のふれあいサロンを開設放課後や休日に校庭の開放はできないか(しているのか)

■福祉サービス

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●福祉専門家の育成、大学のサテライト ●認知症の方の介護、支援 ●地域福祉ネットワークサービスについて(コロナ感染症の影響大)→ネットワークが薄くなっている? 	
解決に向けた取り組み	
共助	<ul style="list-style-type: none"> ◆今こそ社協と公民館の連携を強化。 ◆金銭面の助成も含めて交流
公助	<ul style="list-style-type: none"> ◆予算の割合を変える。政治家の施策を重視する ◆福祉職の認知度UP、周知(紹介)

■生活困窮

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者支援が課題 例：61歳男性、見守りで発覚⇒市役所で手続き ●コロナで離婚、減収が増え生活困窮 	

■環境

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●野良犬、野良猫が多い ●放置自転車の持ち主特定 ●公園にカラスが多い ●空き家が多く、その所有者が分からない ●ゴミが多い ●蚊がとても多い ●歩道が荒れて、安心して歩けない ●環境美化に対する意識の低下 ●危険箇所を管理部署関係なく、まとめて対応してほしい 	
解決に向けた取り組み	
共助	◆仲間や近隣と声をかけ合い、ゴミ拾い
公助	<ul style="list-style-type: none"> ◆歩道に見合った植栽マスを作る(幅の狭い歩道は植えない) ◆民宿として使用するなど有効活用 ◆行政が管理して生活困窮者に安く貸す等して、有効活用 ◆市民表彰(ボランティア団体への) ◆学校などで環境美化に対する意識が低下傾向にあることを伝えてほしい ◆空き家バンクの作成 ◆警察署と環境課が組んで、放置自転車の持ち主を探す(いらなければ、リサイクル)

■交通・移動

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子の方が移動しにくい道路が多い ●運転免許返上者への支援 ●市役所が遠くなって行きづらい 	
解決に向けた取り組み	
公助	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢、障がい、一人親などへ、タクシーチケットを配布 ◆無料の巡回バスを運行する

■安全・安心

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●再犯防止推進計画の策定 ●有事の際の避難方法 	
解決に向けた取り組み	
公助	<ul style="list-style-type: none"> ◆再犯防止推進計画の策定 ◆避難経路策定

■防災

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●津波の時、一人で子供何人も連れて逃げられない不安 ●夜間、道路が暗い ●移動に車椅子が必要 	
解決に向けた取り組み	
自助	◆避難訓練への参加で実際にシミュレーションする
共助	◆地域に車いす移動が必要な方がいる所を、包括センターに声掛けておく
公助	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難経路策定 ◆外灯を増やす ◆防災マップ作成(不安のある方、多子世帯も登録する)

西部地区グループ

■ 地域

問題点・課題	
●青年会へ参加する人が減ってきている	●仕事の都合で交流の場に参加が難しい
●自治会が存続できない時の財産はどうするのか	●公民館に加入の仕方がわからない
●公民館に加入していないので、地域の情報が薄い	●若い人達が帰りたくても帰れない
●若者のUターンを増やしたいが農地から宅地転用に時間がかかる	●自治会組織の存続（後継者）
解決に向けた取り組み	
共助	◆市役所に問いあわせて、公民館加入の申し出をする

■ 交流

問題点・課題	
●アパート、マンションが増え、住人との関わりがない	●近隣者との付き合いがない
解決に向けた取り組み	
共助	◆近隣住民へ積極的な声掛け、挨拶をする

■ 高齢者

問題点・課題	
●地域のことをよく知っている高齢者がだんだん少なくなっている	●独居老人がいる
●地域のお年寄りが気軽に集まれる場所がない	●移住者
●路上駐車が多く、デイサービスの送迎車両の運行を邪魔している	
●家に引きこもっている高齢の方がいるが、集う場所や機会、声掛けがない	
解決に向けた取り組み	
共助	◆青年会、婦人会、老人会、公民館が連携して、独居老人の実態調査をする

■ 子ども・子育て

問題点・課題	
●ヤングケアラーの実態を知りたい	

■ 福祉サービス

問題点・課題	
●孤立している障がい者に対する支援	●軽度の認知症をかかえる家族の問題
●介護施設の不足による、ケアしている家族の負担増	
●障がい、介護などの専門知識や有資格者がいない、もしくは転出してしまう	
●生活保護受給者で知的障がいのある方がお金の借用、物品をもらいに来る（個人宅に）	
●仕事が定着しない人が通える作業場や職場の受け入れがほしい（障がいも特になし、60才以下）	
解決に向けた取り組み	
公助	◆島外から有資格者の受入、移住者支援 ◆市の運営する施設の増設 ◆介護士の賃上げ（離職者を減らす）

■環境

問題点・課題	
●子どもが遊べる空間がない	
解決に向けた取り組み	
公助	◆空地対策と子どもの遊び場をドッキングして解決策を図れないだろうか

■交通・移動

問題点・課題	
●道路の破損等があり、連絡しても補修が遅い	
●免許を返納した時、交通手段に困る	
●レンタカーが増え、一方通行道路を逆走してくる	
●市内の交通量の多さ	
解決に向けた取り組み	
自助	◆市内を通らない迂回路の利用
公助	◆実態調査と予算の確保
	◆交通案内表示（ホテル等）
	◆免許返納時に他交通機関での割引等
	◆移動スーパーの設置
	◆標識の整備

■防災

問題点・課題	
●災害時の高齢者の安全確保（移動方法など）	
●防災放送が聞こえづらい	
●防災訓練にお年寄りを誘っても「年寄りには行かなくて、いいよ」と言う	
解決に向けた取り組み	
共助	◆避難時において、高齢者の安全確保を地域（公民館）で割りあてる
公助	◆防災放送設備の点検、メンテナンスをしっかりと行う

東部・北部地区グループ

■地域

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●ひきこもりの方を地域とどう関わり合えるか！ ●地域の各組織での横の繋がりが薄い ●地域の課題が大きく、早急な組織作りが大きな課題である。公助に頼りすぎ ●移住者の貧困問題 ●公民館の指導や公共団体の指導を無視する家庭への処罰事項を設定すべき 	
解決に向けた取り組み	
自助	◆地域の行事への参加・交流
共助	◆公民館の審議会に各団体の代表を交えて共有し合う

■交流

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●「たまり場」の利用について、行政で管轄してくれないか ●「各サロン」の活用内容を知りたい ●地域福祉ネットワーク作り（公民館、学校、婦人会、青年会、老人会、PTA、プロパー等） 	

■高齢者

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●地域での「たまり場」が無い ●運転免許証の返納後について ●独居高齢者の介護（食事等の準備など） 	
解決に向けた取り組み	
共助	◆見守りのための連絡網作成
公助	◆福祉教育の強化(教員への必要性の周知)

■子ども・子育て

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●身近な地域で子ども、子育て世帯との交流ができない ●小中学生の不登校の増加 ●若年層の就労指導、離職、引きこもり、年金 ●医療的ケア児を抱える親のケア ●校内にある学童の課題(ニーズに応える支援) ●学校がない地域が増えている ●経済的に困窮していても、就学助成の手続きに苦心している保護者への対応 ●少子化で学校の統廃合 	
解決に向けた取り組み	
共助	<ul style="list-style-type: none"> ◆見守り、連絡調整、関係機関との連携 ◆学校の連携強化
公助	◆子育ての環境整備

■福祉サービス

問題点・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ●要介護レベルが低い高齢者への支援 ●精神、知的障がい者の犯罪 ●訪問活動に支障のある家の造り(アパートなど) ●訪問して福祉票の作成 ●高齢者のニーズ把握が難しく、行政の手助けや介助が強く望まれる 	

■環境

問題点・課題	
●ボランティアの不足	●子供の遊び場が少ない
解決に向けた取り組み	
共助	◆署名活動で行政へ訴え、遊具設置に繋げる
公助	◆メディア等で周知

■交通・移動

問題点・課題	
●すれ違いに挨拶を交わす子が少ない(自転車通学生徒)	●小学生の自転車マナーの悪さ
解決に向けた取り組み	
公助	◆自転車安全運転競技大会の開催

■安全・安心

問題点・課題	
●県と市の行政の線引きの関係で、歩道が境界になる場所では管理が難しい	
解決に向けた取り組み	
公助	◆駐在さんの協力 ◆立て看板設置などの安全指導

■防災

問題点・課題	
●集落内の具体的な組織化がなされず防災訓練や災害時における対応に疑問がある	
●防災訓練のあり方が形式的。団体としての繋がり、隣人関係等について把握が必要	
解決に向けた取り組み	
共助	◆近隣、自治会、班の連携強化

4. 石垣市地域福祉計画策定委員会

(1) 計画策定経緯

期 日		内 容
令和4年	2月1日(火) ～3月4日(金)	地域福祉に関する市民アンケート調査
	2月8日(火) ～2月16日(水)	民生委員・児童委員及び関係団体アンケート調査
	3月29日(火)	<input type="checkbox"/> 第1回地域福祉計画策定委員会 ●第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動策定方針について ●現計画進捗状況について
	6月25日(土) 6月26日(日)	市民ワークショップ
	7月27日(水)	<input type="checkbox"/> 第2回地域福祉計画策定委員会(書面会議) ●各調査結果からの課題整理 ●市民ワークショップ結果 ●第3次石垣ほっとハートプラン(骨子案)について
	11月4日(金)	<input type="checkbox"/> 第3回地域福祉計画策定委員会 ●第3次石垣ほっとハートプラン(素案)について
	12月6日(火)	<input type="checkbox"/> 第4回地域福祉計画策定委員会 ●第3次石垣ほっとハートプラン(素案)について
	12月12日(月) ～1月13日(金)	パブリックコメント
令和5年	令和5年 2月1日(水)	<input type="checkbox"/> 第5回地域福祉計画策定委員会 ●パブリックコメント結果報告 ●第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)の修正箇所について
	令和5年 2月9日(木)	答申

(2) 石垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画を策定するため石垣市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、市長の諮問に応じ、石垣市地域福祉計画の策定に関する事項について審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係団体の関係者
- (3) 自治公民館関係者
- (4) 行政職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告した日までとする。

(役員)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、福祉部福祉総務課に置き、庶務及び会議に付議すべき事項の協議に関する事務調整を行うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(3) 石垣市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	区分	所属(役職等)	氏名	備考
1	学識経験者	石垣市人権擁護委員協議会 会長	森永 用朗	R4.3.29 より
2	福祉関係	石垣市社会福祉協議会 会長	新田 健夫	R4.3.29 より
3	医療関係	八重山地区医師会 会長	上原 秀政	R4.3.29 より
4	保健関係(介護)	特別養護老人ホーム八重山厚生園 園長	上地 啓一	R4.3.29 より
			新城 佳一	R4.7.27 より
5	福祉関係(児童)	(一社)石垣市ひとり親家庭福祉会 会長	丸山 さい子	R4.3.29 より
6	福祉関係(地域)	石垣市民生委員・児童委員連絡協議会 会長	島尻 寛雄	R4.3.29 より
7	福祉関係(障害)	石垣市障がい者団体協議会 会長	石垣 里八	R4.3.29 より
8	自治公民館	石垣市自治公民館連絡協議会 会長	新城 浩健	R4.3.29 より
			玻名城 哲夫	R4.7.27 より
9	市長が適当と認める者	石垣市老人クラブ連合会 副会長	砂川 長紀	R4.3.29 より
10	市長が適当と認める者	石垣市婦人連合会 会長	川平 孝子	R4.3.29 より
11	市長が適当と認める者	市民公募(民生委員・児童委員)	大屋 記子	R4.3.29 より
12	市長が適当と認める者	市民公募(北部移動販売車運営支援員)	青木 省悟	R4.3.29 より
13	行政職員	石垣市福祉部 部長	高坂 正則	R4.3.29 より
			南風野 哲彦	R4.7.27 より
14	行政職員	石垣市福祉部子ども未来局 局長		R4.3.29 より
			石垣 やよい	R4.7.27 より

5. 石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る庁内体制

(1) 計画策定経緯

計画策定にあたり、関係各部・各課の長等で構成する検討委員会及び係長等で構成する作業部会を設置し、現計画の評価や新計画に向けた調査・検討を行いました。

期 日		内 容
令和4年	2月21日(月) 2月22日(火)	◎第1回石垣市地域福祉計画検討委員会及び地域福祉計画作業部会 ・第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動策定方針について ・現計画進捗状況について
	7月14日(木) 7月15日(金)	◎第2回石垣市地域福祉計画検討委員会及び地域福祉計画作業部会(書面会議) ・各調査結果からの課題整理 ・市民ワークショップ結果 ・第3次石垣ほっとハートプラン(骨子案)について
	9月20日(火) 9月21日(水)	◎第3回石垣市地域福祉計画検討委員会及び地域福祉計画作業部会 ・第3次石垣ほっとハートプラン(素案)について
	11月28日(月) 11月29日(火)	◎第4回石垣市地域福祉計画検討委員会及び地域福祉計画作業部会 ・第3次石垣ほっとハートプラン(素案)について
令和5年	1月19日(木) 1月20日(金)	◎第5回地域福祉計画策定委員会 ・パブリックコメント結果報告 ・第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)の修正箇所について

(2) 石垣市地域福祉計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉計画の策定に必要な検討を行うため、石垣市福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討し、石垣市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)にその結果を報告する。

- (1) 地域福祉計画に係る進捗状況の評価に関すること。
- (2) 新地域福祉計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は福祉部長を、副委員長はこども未来局長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長、副委員長及び委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられた者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 3 委員長は、委員会における会議の経過及び結果を策定委員会に報告しなければならない。

(地域福祉計画作業部会)

第6条 委員会に、地域福祉計画作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

- 2 作業部会は、第2条に掲げる各事項の具体的内容を検討する。
- 3 作業部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 8 作業部会における会議の経過及び結果については、事務局が委員会に報告するものとする。

(任期)

第7条 委員及び部会員の任期は、委員会及び作業部会の設置目的が達成されたと認められるまでとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1

石垣市地域福祉計画検討委員会

	所 属	役 職 等
1	福祉部	部 長
2	//	こども未来局長
3	//	福祉総務課長
4	//	障がい福祉課長
5	//	介護長寿課長
6	福祉部こども未来局	こども家庭課長
7	市民保健部	健康福祉センター所長
8	//	環境課長
9	//	平和協働推進課長
10	総務部	防災危機管理課長
11	企画部	企画政策課長
12	教育委員会 教育部	学校教育課長
13	//	いきいき学び課長
14	消防本部	警防課長
15	石垣市社会福祉協議会	事務局長

別表第2

地域福祉計画作業部会

	所 属	役 職 等
1	福祉部 福祉総務課	課 長
2	// //	総務係長
3	// 障がい福祉課	在宅福祉係長
4	// //	障がい福祉係長
5	// //	地域包括支援センター所長
6	// //	がんじゅう係長
7	// こども未来局こども家庭課	給付係長
8	// //	福祉係長
9	市民保健部 健康福祉センター	地域保健係長
10	// 環境課	生活環境係長
11	// 平和協働推進課	市民協働推進係長
12	総務部 防災危機管理課	防災危機管理係長
13	企画部 企画政策課	地域創生係長
14	教育委員会 教育部 学校教育課	指導主事
15	// // いきいき学び課	青少年係長
16	消防本部 警防課	警防係長
17	石垣市社会福祉協議会	事務局次長

6. 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。

1. 成年後見制度の種類

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度があります。

- 判断能力が不十分になる前に ⇒ ①任意後見制度へ
- 判断能力が不十分になってから ⇒ ②法定後見制度へ

①任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

②法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

法定後見制度

	補助	保佐	後見
対象者	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

※3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

2. 手続きの方法

市区町村に設置されている地域包括支援センターや中核機関、社会福祉協議会、成年後見制度に関わる専門職の団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など）等に、成年後見制度を利用するための手続き、必要な書類、成年後見人等になってくれる方の確保などについて、あらかじめ相談することができます。

3. 申立てについて

申立てをすることができる方は、ご本人、配偶者、四親等内の親族などです。その他に市区町村長が申し立てることもできます。

※ご本人から見て次の方たちが、四親等内の主な親族に当たります。

- ・親、祖父母、子、孫、ひ孫
- ・兄弟姉妹、甥、姪
- ・おじ、おば、いとこ
- ・配偶者の親、子、兄弟姉妹

4. 成年後見人等の選任

申立ての際に、ご本人に法律上または生活面での課題がある、ご本人の財産管理が複雑困難であるなどの事情が判明している場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士など、成年後見人等の職務や責任についての専門的な知識を持っている専門職を成年後見人等に選任することがあります。

なお、誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申し立てをすることはできません。

資料：家庭裁判所パンフレットより

7. 用語解説

【あ行】

■ アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、それが届いていない人、自らアクセスできない人やその家族など、対象者のいる場所に積極的に出向いて情報・支援を届けることです。

■ AED (Automated External Defibrillator)

日本語では「自動体外式除細動器」といい全身に血液を送ることができなくなった状態（心室細動）のときに、心臓に電気ショック（除細動）を与えることで、正常なリズムに戻す機能を持つ医療機器で救命処置の際に使われます。

■ SNS (Social Networking Service)

Web上で、社会的なネットワークを作り出せるサービスです。

■ SDGs (Sustainable Development Goals)

「持続可能な開発目標」。2015年の国連サミットで、193の国連加盟国が全会一致で採択し、2030年までに達成すべきと定めた国際目標です。

■ NPO (Non-Profit Organization)

民間の非営利組織。様々な分野で活動する民間の営利を目的としない組織のことです。

■ エンパワーメント

自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を向上させることです。

【か行】

■ ケアマネジメント

高齢者の意向を踏まえ、福祉、介護、医療などのニーズに対し適切なサービス提供に対する調整を行うとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給の確保等に対する活動を行うことです。

■ コーディネーター

地域の福祉課題を抱える市民の状況を把握し、必要な福祉サービスや支援の提供等に向けた調整を行う人のことをいいます。

■ コミュニケーション (communication)

表情や言葉を通して情報を共有することをいいます。意思の疎通と訳されています。

■ コミュニティソーシャルワーカー (略称 : CSW)

地域において、支援を必要とする人々に対して地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門知識を有する人材のことをいいます。

■ コミュニティソーシャルワーク

様々な制度やサービスや地域の福祉活動との調整、連携を行うことで、福祉ニーズを抱える市民を適切な相談や支援につなぐ活動のことです。

【さ行】

■ 災害時要援護者

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のことです。石垣市では、「石垣市災害時要援護者支援計画 (全体計画)」において、災害時要援護者の具体的な位置づけがなされています。

■ CCRC (Continuing Care Retirement Community)

仕事をリタイアした人が元気なうちに地方に移住して活動的に暮らし、介護や医療が必要になっても同所で継続的にケアを受けられる拠点施設のことをいいます。

■ 手話奉仕員

聴覚障がい者と健聴者間のコミュニケーションの円滑化を図るため、所定の講習を受けて手話の技術を習得することにより、社会参加を助ける担い手として手話通訳を行う人のことをいいます。

■ スクールカウンセラー

いじめや不登校などの問題の解決と予防に向けて、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために学校に配置される臨床心理士などの専門家です。

■ スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家です。

■ 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等で、判断力が不十分な市民の財産や権利を保護するための法制度です。

【た行】

■ ダブルケア

子育てと介護を同時期に行うこと。

■ 団塊の世代

第2次世界大戦後のベビーブーム期（1947年～1949年）に生まれた世代をいいます。

■ 地域コミュニティ

一般的に地域の共同社会のことです。地域福祉計画では、市民同士がお互いに支え合い、見守りのある相互扶助の意識が醸成された共同社会をいいます。

■ 地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療、介護を含む福祉サービスなどを関係者が連携、協力して地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みです。

■ 地域包括支援センター

地域の高齢者の状況（健康の維持、生活環境、保健福祉サービス等利用状況）等を把握するとともに、総合相談や権利擁護、介護予防事業等のマネジメントを実施し、高齢者が自立した日常生活を送るために必要な援助を包括的に行う機関です。

■ チームアプローチ

医師や保健師看護師、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種等が連携して、当事者を中心としてチームを作り支援を行う方法です。

■ DV（ドメスティックバイオレンス）

同居関係にある配偶者や内縁関係等のパートナー等の関係にある（あった）カップルの間でふるわれる暴力のことです。

【な行】

■ 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害等で、判断力が不十分な市民を対象として自立した日常生活を送ることができるよう、福祉サービスを利用する場合の手続きや金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施しています。

■ 認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を通じて正しい知識や認知症のつきあい方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援するのが認知症サポーターです。養成講座を修了した人が認知症サポーターと呼ばれます。

■ ネグレクト

児童虐待のうち、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなどの行為を指します。

【は行】

■ 8050 問題

80 代の親が 50 代の子どもの世話をすることであり、「ひきこもり」の長期高齢化、家族や本人の病気、親の介護、子どもの介護離職やリストラなど、さまざまな要因が考えられます。

■ パブリックコメント

(国民、住民、市民等) 公衆の意見を言います。特に、行政手続法による意見公募に対して寄せられた意見のことです。

■ バリアフリー

加齢や身体障害等により、制約のある条件のもとでの利用する方々にとって障壁(バリア)となってしまう要因を取り除くことです。

■ 福祉避難所

高齢者や障がい者、妊婦ら災害時に援護が必要な人たち(要援護者)に配慮した市町村指定の避難所です。

【や行】

■ ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

■ ユニバーサルデザイン

障がい者、高齢者、健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品、建物、環境などをデザインすることです。

■ 要約筆記員

難聴や聴覚障害のある人で手話の分からない人のために要約筆記を行う通訳者のことを言います。手話の分かる人には、手話通訳者がコミュニケーションの支援を行っています。

【わ行】

■ ワークショップ

参加者が、ある目的に対し、相互の意見を取り入れながら課題の明確化や解決方策の提示などを具体化しようとする取り組みのことです。

第 3 次 石 垣 ほ っ と ハ ー ト プ ラ ン
(第 3 次 石 垣 市 地 域 福 祉 計 画 ・ 地 域 福 祉 活 動 計 画)
計 画 期 間 : 令 和 5 (2023) 年 度 ~ 令 和 9 (2027) 年 度

令 和 5 年 3 月

編 集 ・ 発 行 石 垣 市 福 祉 部 福 祉 事 務 所 福 祉 総 務 課
〒 907-8501 沖 縄 県 石 垣 市 字 真 栄 里 672 番 地
T E L : 0980-87-5515
F A X : 0980-82-1580

